

負債・持分の区分問題ならびに持分に係る問題に  
関する理論的検討

池田 幸典

負債・持分の区分問題ならびに持分に係る問題に  
関する理論的検討

池田 幸典

# 目次

<b>第1章 研究の課題と前提</b> .....	1
I 研究の背景と課題.....	1
(1) 会計観の転換と負債概念の変遷.....	1
(2) 資産負債アプローチにおける負債・持分の区分問題.....	3
(3) 持分内部の区分問題.....	4
(4) 本研究の課題と意義.....	5
II 研究の前提.....	5
(1) 検討対象の画定とその理由.....	5
(2) 概念フレームワーク、会計基準、会計実務の関係に対する理解.....	5
(3) 財務会計の機能に対する理解.....	6
(4) 「経済的実質」等の曖昧な概念による立論の排除.....	8
(5) 用語の意味.....	9
(6) 取引の例示と仕訳.....	10
III 本研究の構成.....	24
<b>第2章 負債・持分の区分規準の展開とその理論的含意</b> <b>－FASB1990年討議資料を中心に－</b> .....	26
I はじめに.....	26
II 1990年討議資料の概要.....	27
(1) 現行の概念フレームワークを前提とした議論.....	28
(2) 現行の概念フレームワークを前提にしない議論.....	30
III 1990年討議資料におけるFASBの意図.....	31
IV 1990年討議資料における「負債・持分の区分」の具体的規準.....	32
V おわりに.....	34
<b>第3章 負債・持分の区分規準の意義と限界に関する理論的検討</b> <b>－FASB2000年公開草案を中心に－</b> .....	36
I はじめに ー金融商品の複雑化と負債・持分の区分規準の進展ー.....	36
II FASB[2000a]の概要.....	37
(1) 負債と持分の中間項目の否認.....	37
(2) 負債・持分の区分規準.....	38
(3) 小括.....	44
III FASB[2000b]の概要.....	45
IV 2つの公開草案の含意.....	46
V おわりに ー負債・持分の区分規準とその理論的限界ー.....	49

<b>第4章 持分概念の曖昧さと会計実務における弾力性</b>	
<b>— 自社株式を対象とした売建プット・オプション取引を</b>	
<b>素材として—</b>	<b>5 1</b>
I はじめに	5 1
II POW取引の会計処理に関するルール	5 1
III 米国における会計処理実務	5 3
(1) The Boeing Company の事例	5 4
(2) McDonald's Corporation の事例	5 5
(3) Gerber Products Company の事例	5 5
(4) Dixie Yarns, Inc. の事例	5 6
(5) Union Carbide Corporation の事例	5 6
(6) WMX Technologies, Inc. の事例	5 7
(7) The New York Times Company の事例	5 7
(8) General Mills の事例	5 8
(9) U S T Inc. の事例	5 9
(10) Potlatch Corporation の事例	5 9
(11) Mapco, Inc. の事例	5 9
(12) Times Mirror Company の事例	6 0
(13) Xerox Corporation の事例	6 1
(14) Gillette Co. の事例	6 1
(15) Maytag Corporation の事例	6 2
(16) Tandy Corporation の事例	6 2
(17) Dow Jones and Company, Inc. の事例	6 3
(18) 小括	6 3
IV 現行実務に対する評価	6 5
V おわりに	6 6
<b>第5章 自社株式を対象とした売建プット・オプション取引に</b>	
<b>おける会計問題</b>	<b>6 8</b>
I はじめに	6 8
II 米国における現行の会計ルール	6 8
III 米国における現行ルールにおける問題点	7 4
IV POW取引の会計問題に関する従来の議論	8 0
(1) F A S B の 1990 年討議資料	8 0
(2) 米国会計学会・財務会計基準委員会の提言	8 2
(3) 小括	8 2
V POW取引に関する会計問題の検討	8 3
(1) POWに関する問題	8 3
(2) POW株式に関する問題	8 7
VI おわりに	8 9

<b>第6章 資本・利益の計算問題と金融商品会計</b>	
<b>－ワラントの会計処理問題を素材として－</b>	<b>92</b>
I はじめに	92
II ワラントの会計処理に関する諸説	92
(1)ワラントのオプション料の会計処理問題について	92
(2)ワラント行使時における株式発行の会計処理問題について	96
III ワラントに係る取引の会計処理をめぐって	96
IV おわりに	98
<b>第7章 総括と今後の課題</b>	<b>99</b>
I 総括	99
(1)負債・持分の区分からみたFASB概念フレームワークの欠陥と 概念フレームワーク・プロジェクトのピースミール化	100
(2)分配可能利益計算における資本・利益の区分の重要性と、 「取引事実主義」への回帰およびその厳格な適用	101
(3)分配可能利益計算における現状の概念フレームワークの 不完全性と「資本概念の揺らぎ」現象	102
(4)株式会社会計の否定とその背景としての公正価値の過度利用	103
II 今後の課題	105
(1)負債・持分の区分の必要性に関する問題	105
(2)「会計の政治化」と基準設定機関の変質が計算構造に及ぼす影響	106
(3)現状のFASB概念フレームワークの欠陥の源泉に対する解釈	106
(4)利益計算論への展開	106
<b>参考文献</b>	<b>108</b>

## 略記表示一覧

本研究では、利用頻度の高い用語および固有名詞について、以下のような略記表示を用いている。

AAA : American Accounting Association	米国会計学会
AAA・FASC : American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee	米国会計学会・財務会計基準委員会
AICPA : American Institute of Certified Public Accountants	米国公認会計士協会
APB : Accounting Principles Board	会計原則審議会
APBO : Accounting Principles Board Opinion	会計原則審議会意見書
ASR : Accounting Series Release	会計連続通牒
COW : Call Option Written on Enterprise's Own Stock	自社株式を対象とした売建コール・オプション
EITF : Emerging Issues Task Force	緊急問題タスク・フォース
FASB : Financial Accounting Standards Board	米国財務会計基準審議会
IAS : International Accounting Standard	国際会計基準
IASC : International Accounting Standards Committee	国際会計基準委員会
IASC : International Accounting Standards Board	国際会計基準審議会
IOSCO : International Organization of Securities Commissions	国際証券監督者機構
POW : Put Option Written on Enterprise's Own Stock	自社株式を対象とした売建プット・オプション
SEC : Securities and Exchange Commission	証券取引委員会
SFAC : Statement of Financial Accounting Concepts	財務会計概念書
SFAS : Statement of Financial Accounting Standards	財務会計基準書

なお、APBO・ASR・IAS・SFAC・SFASの号数については、各略記表示の後ろに号数を示して表すことにする。

(例) APBO 第9号	⇒	APBO 9
ASR 第268号	⇒	ASR268
IAS 第32号	⇒	IAS32
SFAC 第6号	⇒	SFAC 6
SFAS 第80号	⇒	SFAS80

EITF合意事項の号数については、「EITF」の後ろに号数を示して表すことにする。

(例) EITF合意事項第96-13号	⇒	EITF96-13
---------------------	---	-----------

## 第1章 研究の課題と前提

### I 研究の背景と課題

#### (1) 会計観の転換と負債概念の変遷

資産負債アプローチ<sup>1</sup>および収益費用アプローチとは、FASBの1976年討議資料(FASB[1976b])によってはじめて明示的に提示された会計観である<sup>2</sup>。資産負債アプローチは、利益を「資産・負債の増減額に基づいて定義する」ものであり、そこでは、資産と負債が鍵概念となる(FASB[1976b]par.34)。そこでは、まず鍵概念たる資産が定義され、そして負債がマイナスの資産として定義される。資産から負債を控除した残余として持分が規定され、利益は持分の変動(ただし資本拠出などを除く)として測定される(FASB[1976b]par.36)。収益は資産増加と負債減少に基づいて定義され、費用は資産減少と負債増加に基づき(FASB[1976b]par.34)、収益および費用は資産および負債概念に従属して定義される。

いっぽう、収益費用アプローチは、利益を「一期間の収益と費用の差額に基づいて定義する」ものであり(FASB[1976b]par.38)、そこでは、収益と費用が「鍵概念」とされる(FASB[1976b]par.38)。鍵概念たる収益は、「企業の収益稼得活動からのアウトプット[...]の財務的表現」と定義され、費用は「企業の収益稼得活動[...]へのインプットの財務的表現」と定義される。「資産・負債の定義および測定は[...]、利益測定の必要性によって[従属的に]規定される」(藤井[1997]44 ページ)<sup>3</sup>。収益費用アプローチは伝統的な当時の会計実務をモデル化したものであり、いっぽう資産負債アプローチは、FASBが構想した将来あるべき会計をモデル化したものである(藤井[1997]52 ページ)。

収益費用アプローチから資産負債アプローチへの会計観の転換は、会計の今日的潮流の一つとして挙げられる。かかる会計観の転換を急激に進めたのがFASBの概念フレームワークであった。APBの後を受けて1973年に登場したFASBは、APBが採ってきたピースミールアプローチによる基準設定に対する批判をふまえ、概念的アプローチを志向し、概念フレームワークプロジェクトに取り掛かり、これまでに7つのSFACを公表している<sup>4</sup>。かかる理論的背景を持つ概念フレームワーク作成の動きは、カナダ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドといった英米圏の各国に広がり、さらには、IASC

---

<sup>1</sup> 資産負債アプローチは"asset and liability view"の訳語であり、収益費用アプローチは"revenue and expense view"の訳語であるが、本研究では、かかる訳語の選択については、藤井[1997]53-55 ページに依拠している。

<sup>2</sup> FASB[1976b]は、第3の会計観として非連携アプローチを挙げているが、FASB[1976b]では資産負債アプローチと収益費用アプローチの対立が主に論じられているため、ここではとり上げない。

<sup>3</sup> したがって、資産負債アプローチおよび収益費用アプローチという2つのアプローチの相違は最終的に利益概念の相違に帰着することになる。よって、これらのアプローチが利益測定に対するアプローチであることは明らかであり、単に財務諸表の構成要素の配列を問題としているのではないものと考えられる。

<sup>4</sup> SFAC3はSFAC6に置き換えられているので、現在機能しているSFACは6つである。

(現在 IASB に改組、以下同じ) も、1989 年に概念フレームワークを公表している<sup>5</sup>。このように、収益費用アプローチから資産負債アプローチへの会計観の転換は、国際的規模で進展しているといえるであろう。IASC が IOSCO の支持を受けてコア・スタンダードを作成し、それが IOSCO により承認されたことによって、今後、資産負債アプローチという理論的背景を有する会計基準が、さらに浸透することも考えられる。

かかる会計観の転換の中で、資産概念の変遷とともに、負債概念の変遷も見られるようになった。従来計上されていた負債の中に負債性のないものが混入したためにそれらを排除する必要が生じ、同時に、従来は計上されていなかった負債を、負債として計上する必要が生じた。具体的な項目を挙げていうと、従来計上されていた繰延負債や引当金の一部に負債性がないことが主張され、そのいっぽうで、従来会計制度ではオフバランスであった負債、とりわけリース負債に負債性があることが主張された<sup>6</sup>。Moonitz は当時の実務で負債として計上されている負債について、負債でないものが負債として計上されているいっぽうで、負債として計上されるべきものが負債として計上されないことを批判し、さらに彼は、従来債権・債務関係に依拠した負債の定義では不十分であるとして、負債の定義の再構築を主張した(Moonitz[1960]pp.41-46)<sup>7</sup>。彼の主張は、Sprouse との共著である『会計原則試案』(Sprouse and Moonitz[1962])の中に反映されている<sup>8</sup>。これ以降、負債の定義は、債権・債務関係に依拠したものから、「経済的便益の犠牲」を中心としたものに変遷していった<sup>9</sup>。かかる負債概念の変遷の中で、負債でも持分でもない諸項目の存在が Sprouse によって指摘された。彼はその諸項目を、「あなたがどのように呼んでもよいもの(what-you-may-call-its)」(Sprouse[1966]p.45)と名付けた。このような項目の存在を許容する当時の実務を、彼は暗に批判していたのであった。

よって、1960 年代に Sprouse や Moonitz によって展開された、負債概念に関する議論は、資産負債アプローチにおける「経済的便益の犠牲」を中心に据えた負債概念の構築と、「あなたがどのように呼んでもよいもの」の計上を許容する収益費用アプローチに対する批判に深い関わりを持つ<sup>10</sup>。かかる議論は、収益費用アプローチから資産負債アプローチへの会計観の転換の中で行われたものであったが、しかしそれは、負債・持分の区分という問題を、明確に意識した議論ではなかった。

---

<sup>5</sup> FASB 概念フレームワークのアングロサクソン系諸国への浸透については、広瀬 [1995]162-170 ページを参照。さらに、概念フレームワークを作成するという、このような傾向は、西側諸国のみならず、ロシアや中国にまで浸透している (津守 [1996]3 ページ)。

<sup>6</sup> リース会計の問題は、1950 年代末から 1960 年代にかけて盛んに論じられた(田中 [1977] 202 ページ)。リース資産化の承認は、結果として、リース負債を包含できるように負債概念を拡張する必要をもたらす(徳賀 [1981]141 ページ)。

<sup>7</sup> なお、Moonitz [1960]の詳細については、徳賀 [1982]64-67 ページ、および徳賀 [1985]を参照。

<sup>8</sup> 『会計原則試案』において、負債は、「過去もしくは現在の取引の結果生じ、将来において決済を必要とする義務であり、資産を引渡すもしくは用役を提供する義務(obligation)」(Sprouse and Moonitz [1962]p.37)と定義されている。

<sup>9</sup> 負債の定義の変遷については、Kerr [1984]chap.2、および徳賀 [1982][1994]を参照。

<sup>10</sup> 徳賀 [1982][1985]を参照。



## (2) 資産負債アプローチにおける負債・持分の区分問題

資産負債アプローチにおいては、資産から負債を控除した「残余」(F A S B [1985] pars.49-50)としての持分の金額を画定することは、資産負債アプローチに依拠した利益概念である「包括利益」(comprehensive income)の算定にとって重大な問題となる。なぜなら、包括利益は「出資者以外の源泉からの取引その他の事象及び環境要因から生じる一期間における営利企業の持分の変動」(F A S B [1985]par.70)であり、持分の変動を基礎として算定されるからである。しかし、持分は資産から負債を控除した「残余」とされることから明らかなように、持分は資産および負債から独立して決定されない(F A S B [1985]par.213)ものであるため、持分金額を決定するためには、資産および負債の金額の画定が前提になる。このような事情から、「負債・持分の区分」が、持分金額の画定、ひいては持分の変動(ただし資本取引による持分の変動を除く。以下同じ)たる包括利益の算定にとって重要な問題になるのである。

資産負債アプローチを採るF A S Bの概念フレームワークにおいて、負債と持分を区分する規準は、「過去の取引または事象の結果として、特定の实体が他の实体に対して、将来、資産を譲渡または用役を提供しなければならない現在の義務から生じる、発生の可能性の高い経済的便益の犠牲」という、F A S Bの負債の定義(F A S B [1985] par.35)である。すなわち、ある貸借対照表項目が負債でなければ、消去法的に持分に区分されることになるのである。しかし、「負債と持分の境界線は、概念上は明確であるにもかかわらず実務上は不明瞭である」(F A S B [1985]par.55)とされる。すなわち負債と持分を具体的にどのように区分するかは、概念フレームワークにおいては、負債と持分の「定義を適用するという実務上の問題」(F A S B [1985]par.59)とされ、SFAC6が公表された時点では、当該区分の明確化は将来の課題として先送りされていたのである。

負債・持分の区分の明確化という課題が重要になってきた直接の契機は、金融市場の発達に伴う、多種多様な金融商品の登場であった。すなわち、金融市場の発達による様々な金融商品の登場によって、負債・持分の区分の不明な金融商品が、もはや個別の会計問題としては対処できないほどに多数登場するにいたった。これにたいし、F A S Bをはじめとする各国の会計基準設定機関は、金融商品に関する会計基準を構築する中で、負債・持分の区分に関する問題を扱っている。たとえば、I A S CはI A S 32の中で、こうした問題を扱っている。また、F A S Bは、1986年に開始した金融商品プロジェクト<sup>11</sup>の中に、当該問題に関するサブプロジェクトを設け、1990年に討議資料を、2000年に公開草案を発行している。とりわけ、2000年公開草案では、負債・持分の区分に関する規準を構築しようとしている。

このことからわかるように、金融商品の多様化に伴う負債・持分の区分の問題を解決するには、個別金融商品の会計問題に対する対症療法的な対処ではもはや不十分であるといわざるをえないのである。むしろ、このことは、当該問題を扱う会計研究にも同様に指摘しうることであろう。そこで、負債と持分を区分するための、包括的な規準を明らかにすることが必要となる。

<sup>11</sup> F A S B金融商品プロジェクトの詳細については、Woods and Bullen[1989]を参照。

### (3) 持分内部の区分問題

これらの現在提起されている負債・持分の区分規準は、資産負債アプローチが採用している「負債確定アプローチ」(徳賀[2000]97 ページ)に依拠したものである。すなわち、利益とみなされない貸方項目は、負債の定義を満たさなければ消去法的に持分とされることになる。かかる負債確定アプローチにおいては、負債・持分の区分規準はとりもなおさず、負債概念の具体的適用規準なのである。なぜなら、概念フレームワークでは、持分が積極的に定義されず、消極的に残余と規定されている(FASB[1985]par.49)に過ぎないからである。

しかし、かかるアプローチは、負債でないものを、その性質に関わらず持分とするため、持分の「ごみ箱化」(藤井[1996]272 ページ)を生み出す可能性を有する。すなわち、持分が残余として定義される負債確定アプローチの矛盾や不備は、結局のところ持分概念に集約されるものと考えられるのである<sup>12</sup>。

また、持分は総額として規定される(FASB[1985]par.214)にすぎない。持分が総額でしか規定されないということは、「持分でさえあれば持分内部ではどのような項目に計上してもかまわない」ということにもなりかねないために、第二の問題として、持分内部の区分が問題になる。とりわけ、持分の内部には、元手たる拠出資本が、持分の構成要素の一つとして含まれる。いかに負債確定アプローチといえども、拠出資本を確定しなければ、利益を算定することはできない。そこで、持分内部の区分、とりわけ、従来問題になっていた資本・利益の区分が改めて問題になる。従来かかる問題は、企業会計における基本的なテーマであり、たとえば、Littleton は『会計発達史』(Littleton[1933])の中で、「株式会社における中心的な会計問題は配当可能な利益額の算定に関わるものであるが、本来これは資本・利益の区分の問題である」(Littleton[1933]p.206)と述べ、資本・利益の区分の重要性に言及している。また、いわゆる『SHM会計原則』(Sanders et al.[1938])の冒頭でも、資本・利益の区分の重要性について「すべての者が認識し経済学者が厳格な正確さで規定しようとして試みている資本・利益の区分は、会計の基礎となるものである」(Sanders et al.[1938]p.1)と述べられている。こうした問題は近年重要視されないが、利益計算にとっては依然として重要な問題である。たとえ計算すべき利益が包括利益であっても、資本・利益の区分が重要であることには変わりはない。よって、負債・持分の区分のみを検討したのでは不十分であり、持分内部の区分を含めた貸方全体の区分についても考慮に入れる必要があるであろう。

---

<sup>12</sup> その最たるものとして挙げられるのは、SFAS 12、SFAS 52、SFAS 87、SFAS 115 において利益を経由せず持分に直接計上するよう規定されていた項目であろう。こうした項目は、利益に計上されることなく、出資でないにもかかわらず持分の独立項目として計上されてきた。よって、持分の変動と利益の間にイコール関係が成立せず、クリーン・サープラス関係が乱されるという批判が起こり、1997年にSFAS 130が発行され、これらの項目はその他の包括利益に収容されるようになった。かかる包括利益およびその他の包括利益に関する問題は、近年盛んに論じられているが、ここでは、このような持分直接計上項目は、負債でないとしてもはたして持分であるのか、あるいは、その項目はノーマンズ・ランドではないのかという疑問を提起するにとどめる。

#### (4) 本研究の課題と意義

ゆえに、本研究の目的を要約すると、次のようになる。

1. げんに提起されている負債・持分の区分の具体的規準を再検討すること。
2. 残余概念および総額概念としての持分概念をめぐる問題点を提起すること。
3. 持分内部の区分問題を含む貸方全体の区分問題についていかに対処すべきかを検討すること。

本研究では、こうした検討を通じて、金融商品の多様化に伴ってますます複雑化する利益計算の問題に対して、一定の方向性を提示したいと考えている。「負債・持分の区分」や「貸方の区分」、あるいは「持分概念」という角度から、概念フレームワーク研究に新たな貢献ができれば幸甚である。

## II 研究の前提

本節では、本研究を行うに当たっての諸前提を明らかにしておく。

### (1) 検討対象の画定とその理由

本研究では、検討対象として、FASBにおける概念フレームワークと、負債・持分の区分問題およびその周辺領域に関する諸文献を採り上げる。

なぜなら、FASBは他国に先駆けて概念フレームワークを構築し、FASB概念フレームワークは、他国の概念フレームワークの手本として機能しているからである。また、FASBは他国への影響力が大きく、国際的な基準設定機関であるIASBにも、IOSCOを通じて大きな影響を及ぼしているからである。さらには、巨大な金融市場(ニューヨーク)を持つ米国では、デリバティブ等の先端的な会計問題が、他国よりも先駆けて登場することが多いというのも、理由の1つとして考えられる<sup>13</sup>。

また、FASBにおける負債・持分の区分の議論は、主に金融商品の会計問題を扱っていることから、本研究においても、主に金融商品の会計問題を素材として議論がなされることになる。

FASB概念フレームワークについての文献を検討する以上、研究は必然的に、資産負債アプローチを前提とした検討となる。

### (2) 概念フレームワーク、会計基準、会計実務の関係に対する理解

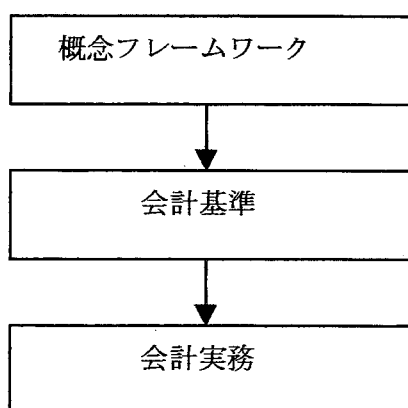
本研究の主な対象の一つは概念フレームワーク(特にFASBの概念フレームワーク)である。概念フレームワークは「会計基準設定のための基準」(津守[1991]41 ページ)であり、会計の「憲法」(FASB [1976a]par.4)である。よって、概念フレームワークは、会計基準の上位にあるものと考えられる。概念フレームワークは、メタ基準として、個別の会計基準を規律しており、その意味において、概念フレームワークは、個別の会計基準を規律す

<sup>13</sup> この部分の議論は、藤井[1997]21-22 ページを参考にしている。

るもの、すなわち、会計が成立するための基礎的前提あるいは基礎的仮定である会計公準と企業会計の基本的な諸概念を体系化したものである会計原則を、包含したものであると考えられる。いっぽう、具体的な会計手続を個別に定めたものである会計基準は、会計実務を直接的に規律しており、ゆえに会計基準は会計実務の上位にあると考えられる<sup>14</sup>。

これらを合わせると、第1-1図のようになる。本研究はこのような理解を持って進められる。

第1-1図 概念フレームワーク、会計基準、会計実務という三者の関係に対する理解



### (3) 財務会計の機能に対する理解

財務会計の機能を、計算構造論的に（換言すれば分配利益計算という商法の立場から）みると、情報提供機能と利害調整機能とに分かれる（安藤[1988]46 ページ、井上[1995]9-22 ページ、万代[2000]13 ページを参照）<sup>15</sup>。情報提供機能とは、企業外部の会計情報利

<sup>14</sup> この部分の記述は、中村[1993]32 ページ、新井[1998]27-43 ページ、藤井[2000]32-34 ページを参考にしている。

<sup>15</sup> 安藤[1988]は財務会計の機能として、利害調整機能と情報提供機能を挙げている。利害調整機能とは、「財産・持分をめぐる当事者間での取るか取られるかの[対立する]利害の線引き（調整）」（安藤[1996]17 ページ）を、分配可能利益計算を通じて行うことを指す。情報提供機能とは、「関係者に状況を知らせるための情報の提供」（安藤[1996]17 ページ）を指し、投資・与信などにおける合理的な意思決定のために有用な情報を提供することを指す。井上[1995]は、財務会計の機能として、成果分配機能と資源配分機能を挙げている。成果分配機能とは、「分配の公正を可能ならしめる計算的根拠の提供」を行う機能を指す（井上[1995]13 ページ）。資源配分機能とは、財務会計情報が利害関係者に認知情報を与え、それに基づいて利害関係者が動機付けられ、資源配分の意思決定を利害関係者に生じせしめる機能を指す（井上[1995]16 ページ）。成果分配機能は安藤[1988]のいう利害調整機能に結びつき、資源配分機能は安藤[1988]のいう情報提供機能に結びつくと考えられる。また、須田[2000]は、財務会計の機能として、契約支援機能と意思決定支援機能を挙げている。契約支援機能とは「契約の監視と履行を促進し契約当事者の利害対立を減少させ、もってエイジェンシー費用を削減すること」（須田[2000]30 ページ）であり、意思決定支援機能とは「投資家の意思決定に有用な会計情報を提供し、もって証券市場における取引を円滑に進める、ということ」（須田[2000]113 ページ）である。意思決定支援機能は、情報提供機能と結びつくものと考えられる。問題になるのは契約支援機能と利

用者(投資家・与信者など)の合理的な意思決定の助けとなるような情報を提供する機能を指す。いっぽう、利害調整機能とは、配当・課税を通じて企業の利害関係者に成果を分配するために会計数値を作成する機能を指す。情報を提供することによって会計情報の利用者が利害関係者になり、配当を受けるわけであるから、この2つの機能は相互排他的であるとはいえない。しかし、AAAによって公表された『基礎的会計理論ステートメント』(AAA[1966])において、会計の第一義的機能が情報提供機能とされるようになってから、各国の概念フレームワークでも、会計の情報提供機能が重視されるに至っている<sup>16</sup>。

しかし、情報さえ提供していれば、その情報提供の方法はあまり問題にならないはずである。むしろ、企業の価値判断を伴う財務諸表よりも、それを作成する前の元帳データや伝票データなどが有用であるかもしれないし、会計の基礎として少なくとも500年以上の間存続してきた複式簿記すら、情報提供のためには必要ではないという主張すらある<sup>17</sup>。したがって、会計の情報提供機能を重視しすぎることは、「会計の空洞化」(安藤[1988]46ページ)を通じて、会計を崩壊させることにもなりかねない。

いっぽう、利害調整機能に基づく分配利益算定は、利益による配当・課税がなされる限りはなくなる。所得への課税がなくなる限りは、会計は、課税所得算定にとって重要な役割を果たす。また、配当についても、現行の配当がなされる限り、会計は配当可能利益算定にとって重要な役割を果たす。

---

害調整機能の異同である。須田[2000]の説く契約支援機能は、契約当事者の利害対立を減少させるという点において、安藤[1988]が説く利害調整機能と通ずるものがあると考えられる(須田[2000]31ページ参照)。しかし、そもそも利害対立とは、最終的には金銭的な直接的利害の対立に帰着するものであり、それは「1円まで争い得る次元」(安藤[1991]3ページ)の対立である。金銭的な直接的利害の対立が様々な利害関係者の間にあるからこそ、その対立緩和のために会計による利益測定が必要となるのである。そして、かかる直接的な金銭的利害の対立は、法律関係に基づくものである(安藤[1991]3ページ)。とくに複数の出資者や債権者が存在する企業会計において利害調整機能が必要となり、そこに「会計と法が交叉する契機がある」(万代[2000]13ページ)。したがって、直接的な金銭的利害の対立の緩和が利益測定の目的であると考え、「法律的概念というよりも経済学的概念」(須田[2000]31ページ)である契約支援機能という考え方は、利害調整機能という捉え方とは異なる面があるものと考えられ、直接的な金銭的利害の対立の緩和のための利益測定における会計と法との関係を考慮すると、須田[2000]の枠組みは採用しがたい。ゆえに、本研究では、利害調整機能と情報提供機能という、安藤[1988]の枠組を用いて検討を進める。なお、財務会計の機能の整理については、ここで挙げた文献のほかに、桜井[2001]を参照にしている。

<sup>16</sup> たとえば、SFAC1は、「財務報告は、現在及び将来の投資者、債権者その他の情報利用者が合理的な投資、与信およびこれに類似する意思決定を行うのに有用な情報を提供しなければならない」(FASB[1978]par.34)と述べ、会計目的を意思決定に有用な情報の提供と定めているし、また、国際会計基準委員会の概念フレームワークも、「財務諸表の目的は、広範な利用者が経済的意思決定を行うにあたり、企業の財政状態、業績および財政状態の変動に関する有用な情報を提供することにある」(IASC[1989]par.12)と述べ、会計目的を意思決定に有用な情報の提供と定めている。

<sup>17</sup> たとえば、会計情報の利用者の合理的な意思決定のためには、経営者や会計士の価値判断を伴った集約データを開示するのではなく、未集約の事象に関するデータを開示すべしという、Sorter[1969]の事象アプローチが、このような議論に該当する。

また、会計情報の存在意義という点から考察すると、利害調整機能を重要視する利害調整会計においては、会計によって算出される利益数値は分配のための最も重要な指標であり、利益に基づく分配方法が制度化され続けている限り、利害調整会計における会計情報は分配にとっての最重要情報である。

いっぽう、情報提供機能を重要視する情報提供会計においては、情報利用者の意向が重視される。情報利用者にとって会計情報は、投資や与信の意思決定に有用な数ある情報のうちの一つであるにすぎない。このことから、会計の情報提供機能を重視しすぎることは、会計数値の存在意義を、「最重要情報」から「情報のうちの一つ」という地位に貶めることになる。

これらのことより、財務会計の第一義的目的は利害調整機能に基づく分配利益算定であると考えられる。本研究は、財務会計の第一義的機能が利害調整機能である、という理解に基づく研究であることに留意されたい。したがって本研究では、情報提供機能を副次的なものとみなして研究を進める。

#### (4) 「経済的実質」等の曖昧な概念による立論の排除

会計学においては、「形式に対する経済的実質の優先」を重視する「経済的実質アプローチ」(Tweedie and Wittington[1990]p.97)<sup>18</sup>が主張され、それに基づいて議論が展開されることがある。

とくに負債・持分の区分問題の議論では、「経済的実質」概念が多用される傾向にある。たとえば、Nair等は、強制償還優先株式はSFAC 6の負債の定義(FASB[1985]par.35)を満たすため負債であると論じ(Nair et al[1990]p.38)、「取引の経済的実質にしたがって取引を報告する」べきであると提言している(Nair et al[1990]p.41)。また、Nair等を批判しようとするKimmel and Warfieldも、SFAC 6の負債の性質(FASB[1985]par.36)を引き合いに出し、償還優先株式(強制償還優先株式ではない)を画一的にカテゴライズする方法は、経済的実質を正確に示さず、それゆえ区分を行うべきではないと論じる(Kimmel and Warfield[1993]pp.33-40)<sup>19</sup>。また、転換社債の会計処理に関する議論においても、経済的実質概念が頻繁に用いられるが、当該概念を用いる論者<sup>20</sup>は当該概念を明確に定義しておらず、様々な経済的実質が乱立している<sup>21</sup>。

しかし、経済的実質という概念は論者によって意味が異なり、定義できない曖昧な概念であることが、FASBによっても認められている(FASB[1980]par.160)。論者が自己

<sup>18</sup> 経済的実質アプローチについては、醍醐[1985]もあわせて参照。

<sup>19</sup> ただし、Nair等の議論と、Kimmel and Warfieldの議論とでは、両者が議論している対象が異なる(椛田[1997a]60ページ参照)。その証拠に、Kimmel and Warfieldは、Nair等が挙げた例(Nair et al[1990]p.34)における償還優先株式(つまり強制償還優先株式)についてはNair等の主張が当てはまると述べている(Kimmel and Warfield[1993]p.33)。したがって、Kimmel and Warfieldの議論は、Nair等の批判になっていないのである。

<sup>20</sup> とくに、転換社債を社債部分(負債)と転換権部分(持分)に分けることを主張する論者が、経済的実質概念を用いている。たとえばKing et al[1990]やMcInnes et al[1991]が挙げられる。

<sup>21</sup> 詳しくは、加井[1997]を参照。

の結論を説明するための概念として、経済的実質概念が用いられているのであり、かかる概念は規範性を有さない。

また、「公正価値」評価ということが、盛んに言われているが、これもある測定属性が「公正」であるという価値判断を伴う概念である。また、イギリス会計において盛んに用いられ、EC会社法指令にも採り入れられている「真実かつ公正な概観(true and fair view)」についても、その概念の意味内容は曖昧なままである。

すなわち、「経済的実質」「真実」「公正」といった曖昧な概念を用いた立論は、その概念が曖昧であるため、行論に際しこのような概念は安易・不用意に用いられるべきではない。本研究では、こうした概念を用いないで議論を進めることにする。

#### (5) 用語の意味

ここでは、本研究を通して頻繁に用いられる用語の意味を示しておく。頻繁に用いられる用語に関する混同は、あらかじめ回避しておく必要があるからである。

##### ①持分

本研究で「持分」とは、とくに言及のない限り、株主持分、あるいは日本の『企業会計原則』における「資本の部」であるものとする。いわゆるエンティティ論における「資産＝持分」という貸借対照表等式における「持分」のことではないものとする。ただし、いわゆるエンティティ論における「持分」が用語として用いられる場合もあるので、貸借対照表の貸方全体のことを示す「持分」については、「(貸借対照表の貸方全体を示す)持分」と注釈を付けることにする。

##### ②資本

資本には様々な定義があるが、本研究においては、資本は「拠出資本」のことを指すものとする。ここで拠出資本の定義が問題になるが、ここでは、「出資者(株式会社の場合は株主)が拠出し、出資者として行動し、その結果その企業に対する自益権、共益権を取得する時に、それを得るために提供した金額」を指すものとする。

##### ③利益

ここで利益とは、当期利益を含む「留保利益」のことを指すものとする。また、とくに断りがない限り、当期利益は純利益を指すものとする。「資本取引による持分の変動を除いた、一期間の持分の変動」(F A S B [1985]par.70)を表す「包括利益(comprehensive income)」については、「包括利益」と断りを入れる。

##### ④「自己株式(treasury stock)」と「自社株式(enterprise's own stock,もしくは company's own stock)」

本研究において「自己株式」とは、いわゆる「金庫株」のことを指す。すなわち、「自己株式」とは、会社がいったん発行した後にその会社自体が取得して所有している株式のことを指すものとする。いっぽう「自社株式」とは、自社が発行した株式、発行する(未発行の)株式、いったん発行したが買戻した株式(ここでは「自己株式」と呼んでいる)の全てを含む

22. したがって、上述の自己株式の定義に照らせば、「自己株式を取得することはできない」(柴[1999]2 ページ)。取得できるのは、発行済みの自社株式である。概念上の混乱を避けるため、自己株式と自社株式は、明確に区別する必要がある。

#### (6) 取引の例示と仕訳

本研究においては、具体例として、自社株式を対象としたオプション取引が考察される。オプション取引には、コール・オプションとプット・オプションがあり、それぞれに売建オプションと買建オプションがある。本研究で扱われるのは、貸方に現れる、自社株式を対象とした売建オプションである。このうち、COWに関する取引<sup>23</sup>の方は、日本でも、新株引受権付社債やストック・オプションの解禁によってよく用いられるようになり、研究もたびたびなされているため、なじみがあると考えられるが、そのいっぽうで、POW<sup>24</sup>に関する取引<sup>25</sup>については、日本の商法がこれまで自己株式取得を制限していた<sup>26</sup>ことから、あまりなじみがなく(権田[1996a]30 ページ)、当該取引の会計問題に関する研究もあまり多くないと思われる。

さらに、米国では、決済方法の多様化にともない、負債・持分の区分問題がさらに複雑化している。こうした問題もまた、米国では会計上問題になっているが、日本ではまだあまり問題になっていない(今福・田中[2001]60 ページ)。

したがって、本研究では、COW取引とPOW取引について、取引例と仕訳を用いながら、取引の仕組みについて説明を行っていく<sup>27</sup>。

#### (A) COW取引の仕組み

COWは、それを売却した企業(ライター)にとって株式発行義務となるオプションである。企業はオプション料を受け取る代わりに一定価格で自社株式を発行する義務を負うことになり、いっぽうそれを購入する投資家(ホルダー)は、一定価格で株式を取得する権利を、オプション料の対価と引き換えに得ることになる。それでは、取引の仕組みを、取引例を用いて説明しよう。

#### [設例]

(A-1) Q社の株式は1株当たり90ドルで取引されているが、そのうちの10株につき、1株当たり10ドルのプレミアム(オプション料)でCOWを売却する。この契約は、ホル

<sup>22</sup> なお、「自社株式」という用語は、野口[1999]21 ページ、今福・田中[2001a]63 ページ、および今福・田中[2001b]103 ページを参考にしている。

<sup>23</sup> 以下、本研究では、COWに関連する取引を「COW取引」と呼ぶことにする。

<sup>24</sup> 「POW」という略称については、先行研究(権田[1997]、徳賀[1997a]、徳賀[1997b])にしたがっている。

<sup>25</sup> 以下、本研究では、POWに関連する取引を「POW取引」と呼ぶことにする。

<sup>26</sup> しかし、2001年6月29日の商法改正によって、目的を定めない一般目的の自己株式の取得が認められるようになった(改正商法210条)。

<sup>27</sup> なお、取引の例示は、POW取引に関するSchneider and McCarthy[1995]pp.22-23の取引例を参考に作成している。



ダーたる投資家に対し、Q社株式を1株当り80ドルで購入する権利を付与するものとする。ゆえに、Q社は100ドルを現金で受け取る。

(A-2) 決算時に、このオプションの価格が、Q社株式1株当り10ドルから、Q社株式1株当り5ドルになる。

(A-3) 取引終了時には、次のどれかが生じるものとする。なお、COWが市場等で中途買戻される可能性については、考慮していない。

(A-3-1) Q社株式の市場価格が1株当り90ドルを超える場合、ホルダーはCOWを行使する。たとえば株価が1株当り100ドルになったとする。Q社は1株当り80ドルで株式を発行しなければならない。Q社は当該時点において市場で資金調達すれば1000ドルを得られるところを800ドルしか得られなかった。差し引き200ドルの不利益であるが、すでに100ドルをオプション料で受け取っているので、正味の不利益は100ドルとなる。よって、COWに関する取引の利用は、有利な結果をもたらさなかったことになる。

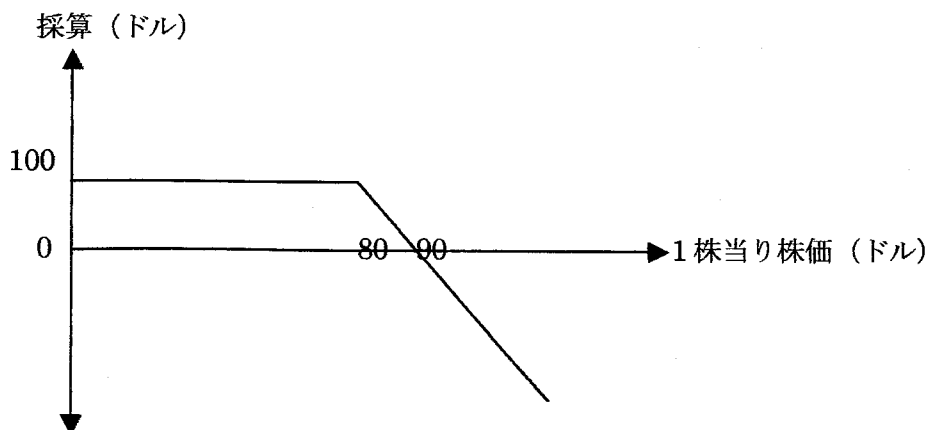
(A-3-2) Q社株式の市場価格が1株当り80ドル以上90ドル以下の場合には、ホルダーはCOWを行使する。たとえば1株当り85ドルになった場合には、ホルダーはCOWを行使し、その結果Q社は1株当り80ドルで株式を発行しなければならない。Q社は当該時点において市場で資金調達すれば850ドルを得られるところを800ドルしか得られなかった。差し引き50ドルの不利益であるが、すでに100ドルをオプション料で受け取っているため、最終的に50ドル分だけ有利な取引ができたこととなる。よって、COWに関する取引の利用は、有利な結果をもたらしたといえる。

(A-3-3) Q社株式の市場価格が1株当り80ドル未満の場合には、ホルダーはCOWを行使しない。COWは行使されず消滅し、Q社には100ドルの現金が残り、100ドル分だけ有利な結果を得ることができたことになる。しかし、株価が80ドル未満であれば、どれだけ株価が低くとも、100ドルの現金がQ社に残るという結果は変化しない。

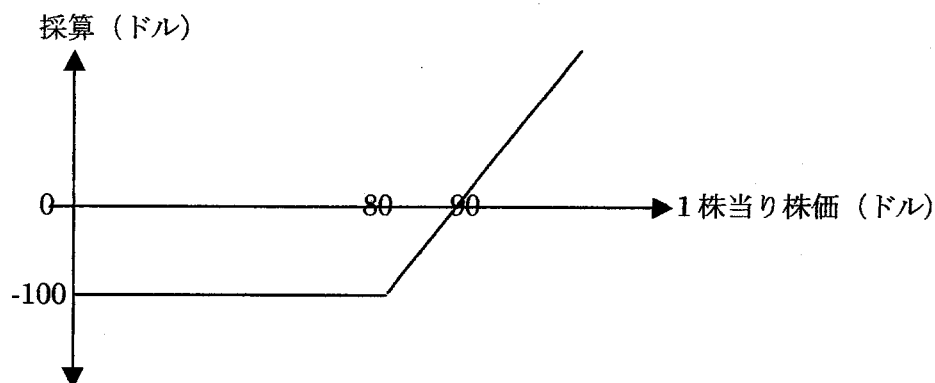
これらの結果をグラフで図示すると、第1-2図のようになる。

第1-2図 COW取引における採算の推移

オプション発行者(Q社)の採算の推移



### オプションホルダー（投資家）の採算の推移



### (B) POW取引の仕組み

POWは、それを売却した企業（ライター）にとって株式買戻義務となるオプションである。企業はオプション料を受け取る代わりに一定価格で自社株式を買い戻す義務を負うことになり、いっぽうそれを購入する投資家（ホルダー）は、一定価格で株式を売却する権利を、オプション料の対価と引き換えに得ることになる。それでは、取引の仕組みを、取引例を用いて説明しよう。

#### [設例]

(B-1) Q社の株式は1株当り90ドルで取引されているが、そのうちの10株につき、1株当り10ドルのプレミアム（オプション料）でPOWを売却する。この契約は、ホルダーたる投資家に対し、Q社株式を1株当り80ドルで購入する権利を付与するものとする。ゆえに、Q社は100ドルを現金で受け取る。

(B-2) 決算時に、このオプションの価格が、Q社株式1株当り10ドルから、Q社株式1株当り5ドルになる。

(B-3) 取引終了時には、次のどれかが生じるものとする。なお、POWが市場等で中途買戻される可能性については、考慮していない。

(B-3-1) Q社株式の市場価格が1株当り80ドルを超える場合、ホルダーはPOWを行使しない。POWは行使されず消滅し、Q社には100ドルの現金が残り、100ドル分だけ有利な結果を得ることができたことになる。しかし、株価が80ドルを超えていれば、どれだけ株価が高くとも、100ドルの現金がQ社に残るという結果は変化しない。

(B-3-2) Q社株式の市場価格が1株当り70ドル以上80ドル以下の場合には、ホルダーはPOWを行使する。たとえば1株当り75ドルになった場合には、ホルダーはPOWを行使し、その結果Q社は1株当り80ドルで株式を買い戻さなければならない。Q社は当該時点において市場で自社株式を購入すれば75ドルで済んだところを80ドルも支出しなければならなかった。差し引き50ドルの不利益であるが、すでに100ドルをオプション料で受け取っているため、最終的に50ドル分だけ有利な取引ができたこととなる。よって、POWに関する取引の利用は、有利な結果をもたらしたといえる。

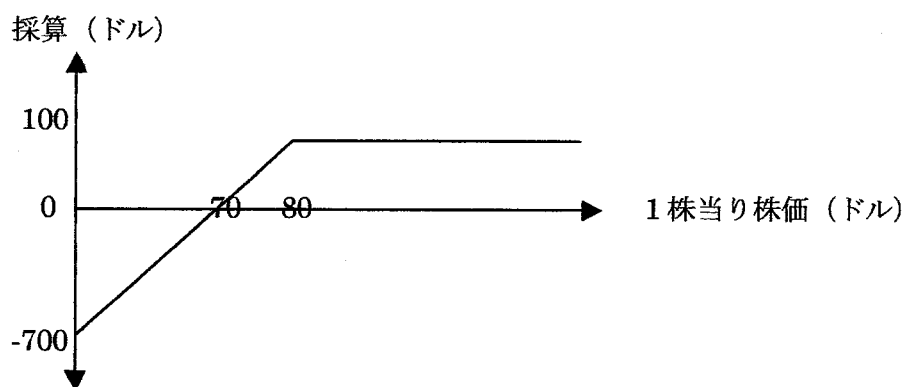
(B-3-3) Q社株式の市場価格が1株当り70ドル未満の場合には、ホルダーはPOWを行使する。たとえば株価が1株当り50ドルになったとする。Q社は1株当り80ド

ルで株式を発行しなければならない。Q社は当該時点において市場で自社株式を購入すれば500ドルで済んだところを800ドルも支出しなければならなかった。差し引き300ドルの不利益であるが、すでに100ドルをオプション料で受け取っているので、正味の不利益は200ドルとなる。よって、POWに関する取引の利用は、有利な結果をもたらさなかったことになる。

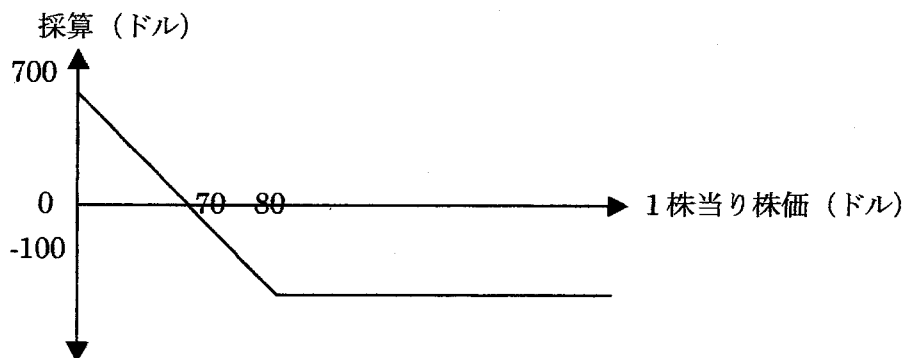
これらの結果をグラフで図示すると、第1-3図のようになる。

### 第1-3図 POW取引における採算の推移

#### オプション発行者（Q社）の採算の推移



#### オプションホルダー（投資家）の採算の推移



#### (C) 決済方法とその選択権について

本研究においては、これらのCOWおよびPOWに関する取引に、様々な決済方法が現れる。決済方法については、次の3つが示されている (EITF [1997]p.871)。

- ・現物決済 (physical settlement)
- ・純額株式決済 (net share settlement)
- ・純額現金決済 (net cash settlement)

現物決済とは、オプションが行使されたときに、投資家（ホルダー）が対象となってい

る株式を購入または売却し、企業（ライター）は株式の発行もしくは買戻しを行うことを指す。

純額株式決済について説明しよう。オプションが行使されたときには、必然的に不利益を被るのはライターたる企業であるが、純額株式決済においては、そのライターが、不利益の金額分だけ、ホルダーとしてオプションを行使した結果有利な結果が生じた投資家に、ライターが不利益を被った金額分の自社株式を、その時点の自社株式の公正価値に基づいて計算した株式数で引き渡す。

純額現金決済について説明しよう。オプションが行使されたときには、必然的に不利益を被るのはライターたる企業であるが、純額現金決済においては、そのライターが、不利益の金額分だけ、ホルダーとしてオプションを行使した結果有利な結果が生じた投資家に、ライターが不利益を被った金額分に相当する現金を引き渡すことになる。ほかの 2 つの決済方法と異なり、ホルダーとライター間の株式の移動は生じない。

前述の例をもとに、これらの決済方法について説明しよう。

たとえば、COWが行使された（A-2-1）の場合を考えてみよう。現物決済の場合、1株当たり 80 ドルで株式を発行することになる。純額株式決済の場合、Q社の被った不利益（オプション料の 100 ドルと相殺する前の不利益を指す。以下同じ）の 200 ドルを、その時点での株価に基づいた株式数で支払わなければならない。この時点の株価は 1株当たり 100 ドルであるので、Q社はホルダーたる投資家に 2 株（ $200 \div 100 = 2$ ）を提供しなければならない。かくして、COWに関するQ社の義務は消滅し、取引は終了する。純額現金決済の場合、Q社の被った不利益の 200 ドルを、現金で支払わなければならない。したがって、Q社はホルダーたる投資家に 200 ドルを提供しなければならない。かくして、COWに関するQ社の義務は消滅し、取引は終了する。この場合には、現物決済・純額株式決済とは異なり、現金の移動があるのみであり、株式の移動は生じない。

つぎに、POWが行使された（B-2-3）の場合を考えてみよう。現物決済の場合、1株当たり 80 ドルで株式を買戻すことになる。純額株式決済の場合、Q社の被った不利益（オプション料の 100 ドルと相殺する前の不利益を指す。以下同じ）の 300 ドルを、その時点での株価に基づいた株式数で支払わなければならない。この時点の株価は 1株当たり 50 ドルであるので、Q社はホルダーたる投資家に 6 株（ $300 \div 50 = 6$ ）を提供しなければならない。かくして、POWに関するQ社の義務は消滅し、取引は終了する。純額現金決済の場合、Q社の被った不利益の 300 ドルを、現金で支払わなければならない。したがって、Q社はホルダーたる投資家に 300 ドルを提供しなければならない。かくして、POWに関するQ社の義務は消滅し、取引は終了する。この場合には、現物決済・純額株式決済とは異なり、現金の移動があるのみであり、株式の移動は生じない。

さらに、これら 3 つの決済方法についての選択権が、ライターたる企業もしくはホルダーたる投資家に与えられる場合がある。かかる決済方法の選択権について考慮した E I T F 96-13 (E I T F [1997]) は、決済方法が 1 つの場合と 2 つの場合を想定している。また、決済方法が 2 つある場合には、決済方法の選択権が、ライターたる企業に存する場合と、ホルダーたる投資家に存する場合がある。その結果、次の 9 つの場合が考えられる。

- ・決済方法が1つの場合：現物決済、純額株式決済、純額現金決済。
- ・決済方法が2つで、ライターに選択権がある場合：現物決済と純額株式決済の選択、現物決済と純額現金決済の選択、純額株式決済と純額現金決済の選択。
- ・決済方法が2つで、ホルダーに選択権がある場合：現物決済と純額株式決済の選択、現物決済と純額現金決済の選択、純額株式決済と純額現金決済の選択。

ゆえに、本研究では、1つの取引例に対し、15通りの仕訳をしなければならない<sup>28</sup>。つぎに、COW取引に関する仕訳とPOW取引に関する仕訳をみていくことにする。

#### (D) COW取引の仕訳

まず、仕訳を行う前に、COW取引に関する米国の会計処理ルールを簡単にみておきたい。米国におけるCOW取引に関する会計処理ルールは、分離型ワラント債のワラント部分についてはAPB014で、ストック・オプションについてはSFAS123でそれらの会計処理が規定されているが、上述の3つの決済方法とその選択権について想定されているCOW取引の会計ルールは、EITF96-13(EITF[1997])である。かかる規定内容は、第3章で検討されるFASB[2000a]によって変化することはない(FASB[2000c]p.28)。

EITF96-13では、株式を引き渡すと規定(あるいは想定)されたCOWは持分<sup>29</sup>、現金等の資産を引き渡すと規定(あるいは想定)されたCOWは負債である。したがって、EITF96-13に従うと、第1-1表のように規定される。

<sup>28</sup> 決済方法が1つの場合には、その決済方法は3つであるから、仕訳は3つ必要となる。しかし、決済方法の選択肢が2つある場合には、どちらの決済方法が採られるかは、事前には不明である。よってこの場合、2通りの選択肢についてのそれぞれについて、仕訳がなされることになる。また、決済方法の選択肢が2つある場合、3つの決済方法のうち2つが採られることになるので、 ${}_3C_2 = 3$ 通りの場合が考えられる。よってかかる状況においては、 $3 \times 2 = 6$ 通りの仕訳が必要となるが、決済方法の選択権の所在として、ライターにある場合とホルダーにある場合が考えられるので、決済方法の選択がある場合の仕訳は、 $6 \times 2 = 12$ 通り必要となる。ゆえに、1つの取引例に対し、3通り(決済方法が1つの場合)に必要な仕訳の数) + 12通り(決済方法の選択肢が2つある場合に必要仕訳の数) = 15通りの仕訳が必要となるのである。

<sup>29</sup> なお、EITF96-13では、通常持分を「恒久的持分(permanent equity)」と呼んでいる。これは、EITF96-13において負債と持分の中間項目として「一時的持分(temporary equity)」という概念が登場するために、両者を区別するための用語法であると思われる。

第1-1表 EITF96-13における決済方法による処理方法の区分

		決済方法が単一の場合			ライターに決済方法の選択がある場合			ホルダーに決済方法の選択がある場合		
		現物決済	純額株式決済	差額現金決済	純額株式決済と現物決済との選択	純額株式決済と差額現金決済との選択	差額現金決済と現物決済との選択	純額株式決済と現物決済との選択	純額株式決済と差額現金決済との選択	差額現金決済と現物決済との選択
(1) 取引開始時のPOWの分類	持分	*	*		*	*	*	*		
	負債			*					*	*
(2) 測定方法及び事後分類と測定	POWを恒久的持分として分類し、決算時におけるPOWの公正価値の変化を無視する	*	*		*	*	*	*		
	POWを負債として分類し、決算時におけるPOWの公正価値の変化を認識する(注1)			*					*	*

注1：公正価値の決算時の変化は、稼得利益において報告され、貸借対照表において開示されねばならない。

出典：EITF[1997]p.874B, FASB[2000c]p.28.を修正。

そこで、EITF96-13に従って仕訳を行うと、次のようになる。なお、取引例は、前述の(A)に沿っている。

第1-2表 COW取引に関する仕訳のパターン

実際に 行われ た決 済方 法	契約上の条件					
	決済方法が単一の場合		ライダー(企業)に決済方法の選択権がある 場合		ホルダー(投資家)に決済方法の選択権があ る場合	
	現物決済の 場合	純額株式決 済の場合	純額現金決 済の場合	現物決済と 純額株式決 済の場合	現物決済と 純額現金決 済の場合	純額株式決 済と純額現 金決済の場 合
現物 決済	仕訳1 (第1-3表 を参照)	仕訳4-1 (第1-4表 を参照)	仕訳6-1 (第1-4表 を参照)	仕訳7-2 (第1-5表 を参照)	仕訳9-1 (第1-5表 を参照)	仕訳9-1 (第1-5表 を参照)
純額株式 決済	仕訳2 (第1-3表 を参照)	仕訳4-2 (第1-4表 を参照)	仕訳5-1 (第1-4表 を参照)	仕訳7-2 (第1-5表 を参照)	仕訳8-1 (第1-5表 を参照)	仕訳8-1 (第1-5表 を参照)
純額現金 決済	仕訳3 (第1-3表 を参照)	仕訳5-2 (第1-4表 を参照)	仕訳6-2 (第1-4表 を参照)	仕訳8-2 (第1-5表 を参照)	仕訳9-2 (第1-5表 を参照)	仕訳9-2 (第1-5表 を参照)

第1-3表 COW取引の仕訳 (決済方法が一つに規定されている場合)

	仕訳1		仕訳2		仕訳3	
	(借)現金 100	(貸)資本剰余金 100	(借)現金 100	(貸)資本剰余金 100	(借)現金 100	(貸)前受オペレーション料 100
(A-1)	(借)現金 100	(貸)資本剰余金 100	(借)現金 100	(貸)資本剰余金 100	(借)前受オペレーション料 50	(貸)前受オペレーション料収 益 50
(A-2)	(借)現金 800	(貸)現金 800	(借)現金 800	(貸)現金 800	(借)前受オペレーション料 50	(貸)前受オペレーション料収 益 50
(A-3)	(借)現金 800	(貸)現金 800	(借)現金 800	(貸)現金 800	(借)前受オペレーション料 50	(貸)前受オペレーション料収 益 50
(A-3-1)	(借)現金 800	(貸)現金 800	(借)現金 800	(貸)現金 800	(借)前受オペレーション料 50	(貸)前受オペレーション料収 益 50
(A-3-2)	(借)現金 800	(貸)現金 800	(借)現金 800	(貸)現金 800	(借)前受オペレーション料 50	(貸)前受オペレーション料収 益 50
(A-3-3)	(借)現金 800	(貸)現金 800	(借)現金 800	(貸)現金 800	(借)前受オペレーション料 50	(貸)前受オペレーション料収 益 50

(注) これは株式の無償交付に該当し、形式的増資である (武田[1982]36-37 ページ、大蔵[1998]374-375 ページ参照、以下の各表においても同様)。Q社はこの株式発行に当たり、資本準備金を資本金に組み込むことにした。

第1-4表 COW取引の仕訳（ライターに決済方法の選択権がある場合）

	仕訳 4-1		仕訳 4-2		仕訳 5-1		仕訳 5-2		仕訳 6-1		仕訳 6-2	
	(借) 現金 100	(貸) 資本剰余金 100	(借) 現金 100	(貸) 資本剰余金 100	(借) 現金 100	(貸) 資本剰余金 100	(借) 現金 100	(貸) 資本剰余金 100	(借) 現金 100	(貸) 資本剰余金 100	(借) 現金 100	(貸) 資本剰余金 100
(A-1)												
(A-2)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)
(A-3)	(借) 現金 800	(貸) 資本剰余金 800	(借) 現金 200 (注)	(貸) 資本剰余金 200 (注)	(借) 現金 200 (注)	(貸) 資本剰余金 200 (注)	(借) 現金 200 (注)	(貸) 資本剰余金 200 (注)	(借) 現金 800	(貸) 資本剰余金 800	(借) 現金 200 余金 200	(貸) 資本剰余金 200 余金 200
	(借) 現金 800	(貸) 資本剰余金 800	(借) 現金 50 (注)	(貸) 資本剰余金 50 (注)	(借) 現金 50 (注)	(貸) 資本剰余金 50 (注)	(借) 現金 50 (注)	(貸) 資本剰余金 50 (注)	(借) 現金 800	(貸) 資本剰余金 800	(借) 現金 50 余金 50	(貸) 資本剰余金 50 余金 50
(A-3-1)												
(A-3-2)												
(A-3-3)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)

(注) これは株式の無償交付に該当し、形式的増資である。Q社はこの株式発行に当たり、資本準備金を資本金に組み込むことにした。

第1-5表 COW取引の仕訳（ホルダーに決済方法の選択権がある場合）

	仕訳 7-1		仕訳 7-2		仕訳 8-1		仕訳 8-2		仕訳 9-1		仕訳 9-2	
	(借) 現金 100	(貸) 資本剰余金 100	(借) 現金 100	(貸) 資本剰余金 100	(借) 現金 100	(貸) 資本剰余金 100	(借) 現金 100	(貸) 資本剰余金 100	(借) 現金 100	(貸) 資本剰余金 100	(借) 現金 100	(貸) 資本剰余金 100
(A-1)												
(A-2)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(借) 現金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(貸) 資本剰余金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(借) 現金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(貸) 資本剰余金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(借) 現金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(貸) 資本剰余金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(借) 現金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(貸) 資本剰余金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料
(A-3)	(借) 現金 800	(貸) 資本剰余金 800	(借) 現金 200 (注)	(貸) 資本剰余金 200 (注)	(借) 現金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(貸) 資本剰余金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(借) 現金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(貸) 資本剰余金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(借) 現金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(貸) 資本剰余金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(借) 現金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(貸) 資本剰余金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料
(A-3-1)					(借) 現金 200 前受 オ プ シ ョ ン 料	(貸) 資本剰余金 200 前受 オ プ シ ョ ン 料	(借) 現金 200 前受 オ プ シ ョ ン 料	(貸) 資本剰余金 200 前受 オ プ シ ョ ン 料	(借) 現金 800 前受 オ プ シ ョ ン 料	(貸) 資本剰余金 800 前受 オ プ シ ョ ン 料	(借) 現金 200 前受 オ プ シ ョ ン 料	(貸) 資本剰余金 200 前受 オ プ シ ョ ン 料
(A-3-2)					(借) 現金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(貸) 資本剰余金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(借) 現金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(貸) 資本剰余金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(借) 現金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(貸) 資本剰余金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(借) 現金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(貸) 資本剰余金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料
(A-3-3)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(借) 現金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(貸) 資本剰余金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(借) 現金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(貸) 資本剰余金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(借) 現金 800 前受 オ プ シ ョ ン 料	(貸) 資本剰余金 800 前受 オ プ シ ョ ン 料	(借) 現金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料	(貸) 資本剰余金 50 前受 オ プ シ ョ ン 料

(注) これは株式の無償交付に該当し、形式的増資である。Q社はこの株式発行に当たり、資本準備金を資本金に組み込むことにした。



### (E) POW取引の仕訳

まず、仕訳を行う前に、POW取引に関する米国の会計処理ルールを簡単にみておきたい。米国におけるPOW取引に関する会計処理ルールは、EITF 96-13である<sup>30</sup>。しかし、かかる規定内容は、第3章で詳細に検討するFASB [2000a]によって、変更が加えられている。

EITF 96-13では、株式を引き渡すと規定（あるいは想定）されたPOWは持分、現金等の資産を引き渡すと規定（あるいは想定）されたPOWは負債である。現物決済のみが規定されている場合、ライターに純額現金決済と現物決済の選択権を与える場合、およびホルダーに純額株式決済と現物決済の選択権を与える場合には、POWの対象となった株式に相当する金額（対象となっている株数に行使価格をかけた金額）<sup>31</sup>を、持分から、負債と持分の中間項目である「一時的持分（temporary equity）」に移動させる<sup>32</sup>。したがって、EITF 96-13に従うと、第1-6表のように規定される。

第1-6表 EITF [1997]における決済方法による会計処理方法の区分

		決済方法が単一の場合			ライターに決済方法の選択がある場合			ホルダーに決済方法の選択がある場合		
		現物決済	純額株式決済	差額現金決済	純額株式決済と現物決済との選択	純額株式決済と差額現金決済との選択	差額現金決済と現物決済との選択	純額株式決済と現物決済との選択	純額株式決済と差額現金決済との選択	差額現金決済と現物決済との選択
(1) 取引開始時のPOWの分類	持分	*	*		*	*	*	*		
	負債			*					*	*
(2) 測定方法、及び事後的な分類と測定	POWを恒久的持分として分類し、決算時におけるPOWの公正価値の変化を無視する		*		*	*				
	POWを恒久的持分として分類し、現金による償還額を暫定的持分に転移し、決算時におけるPOWの公正価値の変化を無視する(注1)	*					*	*		
	POWを負債として分類し、決算時におけるPOWの公正価値の変化を認識する(注2)			*					*	*

注1：暫定的持分への分類と、暫定的持分の測定に関する規定は、公表会社のみ適用される。

注2：公正価値の決算時の変化は、稼得利益において報告され、貸借対照表において開示されねばならない。

出典：EITF [1997], p.874B.を修正。

<sup>30</sup> なお、POW取引に関するEITF 96-13の詳細は、第4章で説明する予定である。

<sup>31</sup> 本研究では、これを「POW株式」と呼ぶ（徳賀[1997]111ページ、徳賀[1997b]102ページ参照）。ただし、POW株式には、POWは含まれない。

<sup>32</sup> このように、POW株式を持分から暫定的持分に移動させることを、「再分類（reclassification）」（Schneider and McCarthy[1995]p.27）と呼ぶこともある。

しかし、FASB[2000a]では、決済方法がどのようなものであろうとも、POWは負債となる（FASB[2000c]p.29）<sup>33</sup>。

そこで、EITF96-13に従って仕訳を行うと、次のようになる（第1-7表～第1-10表）。なお、取引例は、前述の（B）に沿っている。

---

<sup>33</sup> その理由については、第3章で詳しく説明する予定である。

第1-7表 POW取引に関する仕訳のパターン (E I T F [1997]に基づく場合)

実際に 行われた 決済方法	契約上の条件					
	決済方法が単一の場合			ライダ- (企業) に決済方法の選択権がある 場合		
	現物決済の 場合	純額株式決 済の場合	純額現金決 済の場合	現物決済と 純額株式決 済の場合	純額現金決 済と純額現 金決済の場 合	現物決済と 純額現金決 済の場合
現物 決済	仕訳1 (第1-8表 を参照)	/	仕訳4-1 (第1-9表 を参照)	仕訳6-1 (第1-9表 を参照)	仕訳7-2 (第1-10 表を参照)	仕訳9-1 (第1-10 表を参照)
純額株式 決済	/	仕訳2 (第1-8表 を参照)	仕訳4-2 (第1-9表 を参照)	/	仕訳7-2 (第1-10 表を参照)	/
純額現金 決済	/	仕訳3 (第1-8表 を参照)	/	仕訳5-1 (第1-9表 を参照)	仕訳8-1 (第1-10 表を参照)	仕訳9-2 (第1-10 表を参照)

第1-8表 E I T F [1997]に依拠した場合のPOW取引の仕訳 (決済方法が一つに規定されている場合)

	仕訳1			仕訳2			仕訳3		
	(借)現金 100 (借)POW株式 800 (仕訳なし)	(貸)資本剰余金 100 (貸)資本金および資本 剰余金 800	(貸)資本剰余金 100 (貸)現金 800	(借)現金 100 (仕訳なし)	(貸)資本剰余金 100	(貸)現金 100	(借)現金 100 (借)前受オペレーション料 50	(貸)前受オペレーション料 50	(貸)現金 50 (貸)前受オペレーション料 50
(B-1)									
(B-2)									
(B-3)	(B-3-1)	(借) 資本金および 資本剰余金 800	(貸) POW株式 800	(借) 現金 800	(貸) 現金 800	(貸) 現金 800	(借) 前受オペレーション料 50	(貸) 前受オペレーション料 50	(貸) 現金 50 (貸) 前受オペレーション料 50
	(B-3-2)	(借) 資本金および 資本剰余金 800	(貸) POW株式 800	(貸) 現金 800	(借) 現金 800	(貸) 現金 800	(借) 前受オペレーション料 50	(貸) 前受オペレーション料 50	(貸) 現金 50 (貸) 前受オペレーション料 50
	(B-3-3)	(借) 資本金および 資本剰余金 800	(貸) POW株式 800	(貸) 現金 800	(借) 現金 800	(貸) 現金 800	(借) 前受オペレーション料 50	(貸) 前受オペレーション料 50	(貸) 現金 50 (貸) 前受オペレーション料 50

(注) これは株式の無償交付に該当し、形式的増資である。Q社はこの株式発行に当たり、資本準備金を資本金に組み込むことにした。

第1-9表 E I T F [1997]に依拠した場合のPOW取引の仕訳（ライターに決済方法の選択権がある場合）

	仕訳4-1		仕訳4-2		仕訳5-1		仕訳5-2		仕訳6-1		仕訳6-2	
	(借)現金 100	(貸)資本剰余 金 100	(借)現金 100	(貸)資本剰余 金 100	(借)現金 100	(貸)資本剰余 金 100	(借)現金 100	(貸)資本剰余 金 100	(借)現金 100	(貸)資本剰余 金 100	(借)現金 100	(貸)資本剰余 金 100
(B-1)												
(B-2)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)
(B-3)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)
(B-3-1)	(借)自己株式 800	(貸)現金 800	(借)現金 50 (注)	(貸)資本剰余 金 50 (注)	(借)現金 50 (注)	(貸)資本剰余 金 50 (注)	(借)現金 50 (注)	(貸)資本剰余 金 50 (注)	(借)現金 800	(貸)自己株式 800	(借)現金 800	(貸)資本剰余 金 800
(B-3-2)	(借)自己株式 800	(貸)現金 800	(借)現金 50 (注)	(貸)資本剰余 金 50 (注)	(借)現金 50 (注)	(貸)資本剰余 金 50 (注)	(借)現金 50 (注)	(貸)資本剰余 金 50 (注)	(借)現金 800	(貸)自己株式 800	(借)現金 800	(貸)資本剰余 金 800
(B-3-3)	(借)自己株式 800	(貸)現金 800	(借)現金 300 (注)	(貸)資本剰余 金 300 (注)	(借)現金 300 (注)	(貸)資本剰余 金 300 (注)	(借)現金 300 (注)	(貸)資本剰余 金 300 (注)	(借)現金 800	(貸)自己株式 800	(借)現金 800	(貸)資本剰余 金 800

(注) これは株式の無償交付に該当し、形式的増資である。Q社はこの株式発行に当たり、資本準備金を資本金に組み込むことにした。

第1-10表 EITF[1997]に依拠した場合のPOW取引の仕訳 (ホルダーに決済方法の選択権がある場合)

	仕訳7-1		仕訳7-2		仕訳8-1		仕訳8-2		仕訳9-1		仕訳9-2	
	(借)現金 100	(貸)資本金お よび資本剰余 金 800	(借)現金 100	(貸)資本金お よび資本剰余 金 800	(借)現金 100	(貸)前受オ ブシヨ ン料 100	(借)現金 100	(貸)前受オ ブシヨ ン料 100	(借)現金 100	(貸)前受オ ブシヨ ン料 100	(借)現金 100	(貸)前受オ ブシヨ ン料 100
(B-1)												
(B-2)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(借)現金 100	(貸)資本金お よび資本剰余 金 800	(借)現金 100	(貸)前受オ ブシヨ ン料 100	(借)現金 100	(貸)前受オ ブシヨ ン料 100	(借)現金 100	(貸)前受オ ブシヨ ン料 100	(借)現金 100	(貸)前受オ ブシヨ ン料 100
(B-3)	(借)資本金お よび資本剰余 金 800	(貸)POW株 式 800	(借)現金 100	(貸)資本金お よび資本剰余 金 800	(借)現金 100	(貸)前受オ ブシヨ ン料 100	(借)現金 100	(貸)前受オ ブシヨ ン料 100	(借)現金 100	(貸)前受オ ブシヨ ン料 100	(借)現金 100	(貸)前受オ ブシヨ ン料 100
(B-3-1)	(借)資本金お よび資本剰余 金 800	(貸)POW株 式 800	(借)現金 100	(貸)資本金お よび資本剰余 金 800	(借)現金 100	(貸)前受オ ブシヨ ン料 100	(借)現金 100	(貸)前受オ ブシヨ ン料 100	(借)現金 100	(貸)前受オ ブシヨ ン料 100	(借)現金 100	(貸)前受オ ブシヨ ン料 100
(B-3-2)	(借)現金 800	(貸)現金 800	(借)現金 100	(貸)現金 100	(借)現金 100	(貸)前受オ ブシヨ ン料 100	(借)現金 100	(貸)前受オ ブシヨ ン料 100	(借)現金 100	(貸)前受オ ブシヨ ン料 100	(借)現金 100	(貸)前受オ ブシヨ ン料 100
(B-3-3)	(借)現金 800	(貸)現金 800	(借)現金 100	(貸)現金 100	(借)現金 100	(貸)前受オ ブシヨ ン料 100	(借)現金 100	(貸)前受オ ブシヨ ン料 100	(借)現金 100	(貸)前受オ ブシヨ ン料 100	(借)現金 100	(貸)前受オ ブシヨ ン料 100

(注) これは株式の無償交付に該当し、形式的増資である。Q社はこの株式発行に当たり、資本準備金を資本金に組み込むことにした。

つぎに、FASB[2000a]に従って仕訳を行うと、次のようになる（第1-11表、第1-12表）。

第1-11表 POW取引に関する仕訳のパターン（FASB[2000a]に基づく場合）

		仕訳
実際に行われた決済方法	現物決済	仕訳1(第1-12表を参照)
	純額株式決済	仕訳2(第1-12表を参照)
	純額現金決済	仕訳3(第1-12表を参照)

第1-12表 FASB[2000a]に依拠した場合のPOW取引の仕訳

		仕訳1		仕訳2		仕訳3	
(B-1)		(借)現金 100	(貸)前受オプション料 100	(借)現金 100	(貸)前受オプション料 100	(借)現金 100	(貸)前受オプション料 100
(B-2)		(借)前受オプション料 50	(貸)前受オプション料収益 50	(借)前受オプション料 50	(貸)前受オプション料収益 50	(借)前受オプション料 50	(貸)前受オプション料収益 50
(B-3)	(B-3-1)	(借)前受オプション料 50	(貸)前受オプション料収益 50	(借)前受オプション料 50	(貸)前受オプション料収益 50	(借)前受オプション料 50	(貸)前受オプション料収益 50
	(B-3-2)	(借)前受オプション料 50 (借)自己株式 750 決済損失 50	(貸)前受オプション料収益 50 (貸)現金 800	(借)前受オプション料 50 (借)決済損失 50	(貸)前受オプション料収益 50 (貸)資本金 50	(借)前受オプション料 50 (借)決済損失 50	(貸)前受オプション料収益 50 (貸)現金 50
	(B-3-3)	(借)前受オプション料 50 (借)自己株式 500 決済損失 300	(貸)前受オプション料収益 50 (貸)現金 800	(借)前受オプション料 50 (借)決済損失 300	(貸)前受オプション料収益 50 (貸)資本金 300	(借)前受オプション料 50 (借)決済損失 300	(貸)前受オプション料収益 50 (貸)現金 300

このように、決済方法の多様化によって、取引は複雑化せざるを得ず、それに伴い、会計処理も複雑にならざるを得ないのである。本研究はこのような複雑な取引に関する会計処理問題についての検討を行うのである。

### III 本研究の構成

本研究は、研究の背景と前提を説明する第1章と、研究を総括して今後の課題を提示する第7章を除けば、3つの部分から成る。第1の部分は、げんにある負債・持分の区分の具体的規準を、文献研究によって明らかにする諸章からなる。ここではFASBの1990年討議資料(FASB[1990])、および2つの2000年公開草案(FASB[2000a][2000b])を検討し、そこで提示されている「負債・持分の区分規準」を明らかにしていく。第2章では1990年討議資料が、第3章では2つの2000年公開草案が、それぞれ検討される。結果的に、負債の定義を厳格に適用して構築された負債確定アプローチによる負債持分の区分規準が成立し得ないことを明らかにし、「資本取引と損益取引の区分」の視点が必要になることを論証する。

第2の部分では、持分概念が残余および総額概念としてしか規定されないことがもたらす問題点を検討するため、POW取引に関する問題を論じる。第4章では、POW取引に関する実務を、*Accounting Trends and Techniques*の記述と、そこに掲載されている企業のアニュアル・レポートの記述に基づいて検討する。

第3の部分では、「資本取引と損益取引の区分」の視点から、負債・持分の区分が問題になっている金融商品の会計問題を検討する。第5章、第6章がこの部分に該当する。第5章では、POW取引に関する会計ルールを検討し、そこに存在する問題を指摘し、POW取引をどのように会計処理すればよいかについて、検討を加える。そこでは、「資本取引と損益取引」という視点の重要性が改めて指摘される。そして、資本取引と損益取引の両方の性格を含む一連(複数)の取引を、さらに細分化する必要性が指摘される。第6章では、分配可能利益算定という立場から「資本・利益の区分」に着眼しつつ、ワラントに関する会計処理問題を論じる。結果として、ワラントに係る取引の会計的性格を資本・利益の区分という視点から考察すると、ワラントに関するオプション料の受取取引と、その後のワラント行使に関する株式発行取引はそれぞれ独立した取引であるとみなすべきであり、前者は損益取引、後者は資本取引とみなすべきであることを論じる。

第7章では、以上の議論を踏まえ、全体を通じての総括を行い、そこで得られた知見を整理し、最後に残された検討課題を指摘する。

## 第2章 負債・持分の区分規準の展開とその理論的含意 — F A S B 1990年討議資料を中心に —

### I はじめに

F A S Bが概念フレームワークにおいて提起している「資産負債アプローチ」<sup>1</sup>において、資産から負債を控除した「残余」(F A S B [1985]pars.49-50)としての持分の金額を画定することは、資産負債アプローチに依拠した利益概念である「包括利益」(comprehensive income)の算定にとって重大な問題となる。なぜなら、包括利益は「出資者以外の源泉からの取引その他の事象及び環境要因から生じる一期間における営利企業の持分の変動」(F A S B [1985]par.70)であり、持分の変動を基礎として算定されるからである<sup>2</sup>。しかし、持分は資産<sup>3</sup>から負債を控除した「残余」とされることから明らかなように、持分は資産および負債から独立して決定されない(F A S B [1985]par.213)ものであるため、持分金額を決定するためには、資産および負債の金額の画定が前提になる。このような事情から、「負債・持分の区分」が、持分金額の画定、ひいては持分の変動(ただし資本取引による持分の変動を除く。以下同じ)たる包括利益の算定にとって重要な問題になるのである。

資産負債アプローチを採るF A S Bの概念フレームワークにおいて、負債と持分を区分する規準は、「過去の取引または事象の結果として、特定の实体が他の实体に対して、将来、資産を譲渡しまたは用役を提供しなければならない現在の義務から生じる、発生の可能性の高い経済的便益の犠牲」という、F A S Bの負債の定義(F A S B [1985] par.35)である。すなわち、ある貸借対照表項目が負債でなければ、消去法的に持分に区分されることになるのである。しかし、「持分と負債の境界線は、概念上は明確であるにもかかわらず実務上は不明瞭である」(F A S B [1985]par.55)とされる。すなわち負債と持分を具体的にどのように区分するかは、概念フレームワークにおいては、負債と持分の「定義<sup>4</sup>を適用するという実務上の問題」(F A S B [1985]par.59)とされ、F A S B [1985]では、当該区分の

<sup>1</sup> 「資産負債アプローチ」という用語については、第1章脚注1を参照。

<sup>2</sup> ただし、出資者による投資および出資者への分配といった資本取引による持分の変動は、包括利益からは除外されるわけであるから、F A S Bも、何らかの資本取引概念を想定しているものとみられる。F A S Bは、「出資者による投資および出資者への分配」を、「企業と、所有主としての出資者との間の取引」(F A S B [1985]par.68)とみなしているが、「出資者」については、厳密には定義されていない。ゆえに、F A S Bが想定する資本取引概念(出資者による投資および出資者への分配)の内容は、明示されていない以上不明である。明示されていないF A S Bの資本取引概念を明らかにするには、慎重な検討が必要となるであろう。

<sup>3</sup> F A S B概念フレームワークにおいて資産は、「過去の取引または事象の結果として、ある特定の实体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益である」(F A S B [1985]par.25)と定義されている。

<sup>4</sup> ここで「持分の定義」とあるが、S F A C 6では、持分は単に資産から負債を控除した残余(F A S B [1985]par.49)と規定されているだけで、積極的に規定されているわけではない。ゆえに定義とは言いがたいが、少なくともF A S Bによれば定義である。本稿では、資産から負債を控除した残余という、F A S Bの持分概念については、かかるF A S Bの用語



明確化は将来の課題として先送りされていたのである。

しかし、金融市場の進展に伴い、負債と持分の両方の性質を持ったさまざまな金融商品が登場し、負債・持分の境界はいつそう曖昧になりつつあり、したがってまたそうであるがゆえに、当該境界の区分基準の画定問題はこんにち、益々その緊急性を高めている。

こうした現状を踏まえてFASBは、1986年5月に開始された金融商品プロジェクトにおいて、負債と持分の両方の性質を持った金融商品の会計処理問題を討議事項に加え、1990年8月にその成果として討議資料『負債金融商品と持分金融商品の区分、ならびに負債と持分の両性質を持つ金融商品の会計処理に関する諸問題の分析』(FASB[1990]、以下「1990年討議資料」と略称)を公表した。この1990年討議資料は、金融商品プロジェクトの一環として発行され、FASBが金融商品の多様化に伴う「負債・持分の区分問題」に取り組んだ初めての文献である。1990年討議資料についてはすでにいくつかの文献において紹介・検討がなされているが、FASBが負債と持分をどのように区分するかについての立ち入った検討はほとんど皆無のように思われる。

そこで本章では、この1990年討議資料の検討において、FASBが負債・持分の区分をどのように具体化しようとしているのかを明らかにした上で、その理論的含意を検討したいとおもう。かかる検討を通じて、ますます複雑になる貸方の区分の明確化について一つの方向を提示できれば幸いである。さらにFASBの過去の基準設定活動の問題点を指摘できれば幸いである。

## II 1990年討議資料の概要

まず1990年討議資料の内容を概観しておきたい。1990年討議資料は、以下に見るように、序章と4つの章および3つの付録から成る。以下、1990年討議資料からの引用については、パラグラフ番号のみを記すことにより、出所を示すことにする。

### 序章(pars.1-29)

#### 第1章 基礎的金融商品アプローチ(pars.30-55)

#### 第2章 負債金融商品と持分金融商品の区分(pars.56-228)

#### 第3章 所有者との特定の取引に関する会計処理(pars.229-266)

#### 第4章 負債と持分(もしくは資産と持分)の両方の性質を持った複合金融商品に関する、発行者側の会計処理(pars.267-419)

#### 付録1 負債金融商品と持分金融商品の区分に関する米国政府機関の試み

#### 付録2 連結財務諸表の経済的単一体理論と親会社理論

#### 付録3 負債金融商品と持分金融商品の区分、並びに負債と持分の両性質を持つ金融商品の会計処理問題に関する国際的な試み

1990年討議資料は、討議資料という性格上、様々な議論が網羅されているという意味で「中立的」(Woods and Bullen[1989]p.47)な議論が展開されている。また、1990年討議資料

---

法に沿って、「持分の定義」と呼称している。

は、S F A C 6における財務諸表の構成要素の定義が変更される可能性を否定しない(par.29)とするが、そこではF A S Bの意図する結論は明示されていない<sup>5</sup>。

上掲の諸章のうち、本章に直接関係するのは、負債金融商品と持分金融商品の区分の問題を扱った第2章である。そこで、以下では、第2章での議論をやや立ち入ったかたちで追跡していくことにしたい<sup>6</sup>。

第2章では、(A)現行の概念フレームワークを前提にした議論(pars.59-181)と、(B)現行の概念フレームワークを前提としない議論(pars.182-228)に分かれ、さらに(B)は、次の3つの見解に分かれる。

(B-1)持分を独立して定義し、負債を残余とする見解(pars.183-199)

(B-2)負債と持分の間に第3の要素を追加する見解(pars.200-218)

(B-3)負債と持分の区分を除去する見解(pars.219-228)

#### (1)現行の概念フレームワークを前提とした議論

この議論では、強制償還優先株式(mandatorily redeemable preferred stock)<sup>7</sup>やP O W、あるいはC O W<sup>8</sup>などの個別の項目について議論が展開されており、「資産か持分の減少か」という問題提起がなされる項目についての議論(pars.161-181)を除けば、概念フレームワークを前提にした個別項目についての議論では、負債とする見解と持分とする見解の2つが対立的に提示されている。

しかし、おもに問題になっている項目は、株式を買戻す義務たるP O Wと、株式を発行する義務たるC O Wである。そこで以下では、P O WとC O Wの会計上の取扱いをめぐる議論に的を絞って1990年討議資料の議論を概観する。

P O Wは株式オプションの一種であるが、株式を発行した企業がライターとしてプット・オプションを売却する取引である。よってP O Wに関する取引においては、ライターたる企業は、オプション料を受け取る代わりに、P O Wが行使された場合には自社株式(発

<sup>5</sup> 本章の目的は、明示されていないが暗示されている結論を、1990年討議資料の検討を通じて明らかにすることである。

<sup>6</sup> 1990年討議資料の第1章については、権田[1996b]を、第4章については小宮山[1993]および古賀[1996]を参照。第3章については、後日の検討に委ねたい。ただし、付録の内容については、ここでは割愛する。本章では1990年討議資料第2章のみを検討するが、1990年討議資料第2章を紹介・検討したものとして、上田[1994]および権田[1996b]が挙げられるので、それらもあわせて参照されたい。

<sup>7</sup> 「強制償還優先株式」とは、「特定の時期に特定の価格で償還する義務を内包し、ホルダーに発行企業の資産を譲渡するという、強制的な義務を含む」(par.78)優先株のことである。もっとも、「強制償還優先株式」も、優先株式に売建償還オプションが付加された複合金融商品と見ることにもできる(American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee[1999]p.307)。しかし、F A S Bの1990年討議資料では、強制償還優先株式全体をいかに区分するかが議論されている。なお、1990年討議資料における強制償還優先株式の議論については、次を参照。上田[1994]179-181ページ；権田[1996b]45ページ。

<sup>8</sup> C O Wに該当するものとして、ワラントやストック・オプションなどが挙げられる。

行済株式)を購入する義務を負うことになり、他方、ホルダーは、オプション料を支払う代わりに、POWを行使した場合には保有する株式を発行会社に売却する権利を得ることになる。

1990年討議資料では、対価を払って自社株式を買戻すPOWを念頭に置いている。すなわち、POWがホルダーによって行使されると、ライターたる企業は自社株式を一定の価格で対価を支払って買戻さなければならない。この場合、1990年討議資料発行当時の会計ルール(EITF[1987])<sup>9</sup>および現行の会計ルール(EITF[1997])<sup>10</sup>によれば、POWは持分として処理されることになる。

ところが、1990年討議資料においては、POWの会計処理に関する見解について持分説と負債説の2つが提起されている<sup>11</sup>。POWを持分とする見解においては、POWは自社株式の買戻しを企業(POWのライター)に義務づけるだけなので、負債ではないという主張がなされる。また、行使を通告された時に十分な資産と持分がない場合には「所有者への資産分配に対する法的制限」(par.100)が働くが故に、行使の通告があっても自社株式の買戻しを行う必要はなく、それゆえにPOWは負債ではなく持分であるという主張がなされる(par.100)。さらに、企業がPOWによって生じた義務を行使もしくは満期以前に消却しようとするれば、企業は自己の裁量にもとづいて市場でPOWを買戻せばよいが、逆に企業はPOWのホルダーから買戻しを要求されないので、POWは負債ではなく持分であるということが主張される(par.101)。

いっぽう、POWを負債とする見解においては、POWがなければ株式の発行者(すなわちライター)は株式を買戻す義務を有しないが、POW取引を行なうことによって、POWのライターは株式を買戻す義務(すなわち、他者が要求すれば現金その他の資産を引き渡すという強制可能な契約上の義務)を負うので、POWは負債であるということが主張される(par.102)。この見解のもとでは、ライターはPOWを市場価格で買戻すことによって義務を免れ得るからPOWは負債であるということが主張され(par.103)、さらに、この見解の支持者は、持分と見なす見解における「POW[そのもの]はホルダーからの買戻しの義務を企業に課さないから負債ではなく持分である」という見解に対して、「いかなる売建オプションも負債として認識しないことを正当化するために[当該見解が]利用される可能性がある」(par.104)と批判する。

COWについては、「株式購入ワラントや従業員ストック・オプションのように、企業に特定金額で株式を発行させる義務を持つ金融商品は、負債金融商品か持分金融商品か」(par.112)という問が発せられ、現行の概念フレームワークの負債と持分の定義に沿った見解と、現行の概念フレームワークの負債と持分の定義に合致しない見解が提示されている<sup>12</sup>。前者は「自己株式は資産ではない」(par.116)ことを前提に、COWは「将来において他の実体に企業の資産を引き渡したり、用役を提供したりする義務を含まない」(par.119)ため

<sup>9</sup> EITF[1987]については、椛田[1996a][1996b][1997b]を参照。

<sup>10</sup> EITF[1997]については、第5章で詳述するが、さしあたり第1章第III節(6)(E)を参照。

<sup>11</sup> ただし、POWの対象となっている株式(underlying stock)は、「発行者の持分金融商品であることに、何の問題もない」(par.97)とされている。

<sup>12</sup> 米国の「現行の実務では、COWは持分金融商品と考えられている」(par.113)。

に、SFAC6における負債の定義を満たさず、したがって持分に分類されるというものである。当該見解においては、COWの行使によって生まれる新株主<sup>13</sup>と、既存株主(preexisting stockholder)の間で価値の移転が起こるだけで、企業実体には何の損益も生まれない(pars.119-126)という主張がなされる。当該見解は「企業の業績を、全体としての株主集団の『見地』から測定する」(par.137)ものとされる。すなわち当該見解における「報告実体は、所有者とは独立した別個の経済単位として存在し、経営活動を行っている企業それ自体(enterprise itself)」(par.125)<sup>14</sup>ということになる。

後者においては、自己株式は資産ではないという点においては前者と共通するものの、「企業は時として現金その他の資産の代わりに自社の持分金融商品(株式など)を用いることもあるので、株式を発行する義務は本質的に資産を移転する義務と同じである」(par.129)という主張がなされる。この見解においては、COWの行使によって既存株主の富の希薄化がなされ、損失が生じるとみなされ、報告実体も「企業それ自体」ではなく、既存株主であるとされる(par.131)。

## (2) 現行の概念フレームワークを前提にしない議論

つぎに、現行の概念フレームワークを前提にしない議論がどのように展開されているかについて、概観する。

(B-1)では、現行の概念フレームワークにおける「資産-負債=持分」という等式に代えて、「資産-持分=負債」<sup>15</sup>という等式が提示される(par.185)。その上で、持分を独立して定義する方法として、(B-1-1)「持分を『絶対的残余』として定義する方法」(pars.187-190)と、(B-1-2)「所有者の権利とリスクに基づいて持分を定義する方法」(pars.191-199)という2つの方法を挙げる。(B-1-1)においては、「絶対的残余」の範囲をめぐってさらに意見が分かれ、普通株式のみを絶対的残余とする見解や、参加的優先株式を絶対的残余に含める見解などが存在する(par.188)とされる。(B-1-2)においては、投票権の存在をもって持分とする見解(par.193)や、所有者と同レベルのリスクを有していることをもって株式以外の債券(ジャンク債や高利回り債など)を持分とする見解などが存在する(par.198)とされる。

(B-2)についてFASBは、3つの例を挙げている。第1は、SECのASR268「財務諸表における償還優先株式の表示」(SEC[1979])によって提起され、EITF87-31(E

<sup>13</sup> もっとも、COWの行使が起こり、COWのホルダーが新株主になるか否かについては、オプション料を受け取った時点では不明である。したがって、COWのライターがCOWを取引開始当初から持分とすることについては、オプションに係る権利行使を予断した会計処理であるという批判がなされている(醍醐[1994]13ページ)。

<sup>14</sup> 「報告実体の概念は、連結財務諸表、持分法および関連事項を含むFASBの別のプロジェクトの課題である」(FASB[1985]par.24,n.17)から、報告実体については、FASBの連結会計(とくに連結基礎概念)に関する文献を検討する必要があるが、ここではとりあげない。

<sup>15</sup> この「資産-持分=負債」という等式は、単なる算式としては成立しうるかもしれない。しかし、「資産-持分=負債」という等式を会計等式としてみた場合、この等式は、資産と持分が同質でなければ成立しないため、「会計等式として意味を持ちうるのか」という疑問が提示されている(徳賀[1997a]112ページ)。

I T F [1987])によって明示された「一時的持分」(temporary equity)説である。第2は、Melcher[1973]において提唱されている「偶発持分金融」(contingent equity financing)説である。第3は米国の銀行規制機関<sup>16</sup>による銀行の自己資本比率規制において用いられる「階層2」(Tier II)説である。一時的持分と階層2はともに「準持分」というべきものであり(par.206)、偶発持分金融は「準負債」に近いものである(par.217, 中村[1980]13 ページ参照)。(B-2)を採る場合、「多階層的な利益概念が必要となる」(par.209)とされる。

(B-3)に関しては、「法的には貸手と株主の区分を強調するが、経済的には、この両者は同じである」という Barle and Means[1932]の見解と、「資産＝持分<sup>17</sup>」という Paton[1922]の会計等式が引用されている(pars.221-223)。そして、この見解の支持者は、「一般的に、金融商品を、企業の資産に対する請求権の優先順位に従って並べようとする」(par.220)ので、「負債と持分を分ける単一の区分線を引き続けるよりも、それら(金融商品)が有する優先権についてできるだけ多くの情報を提供の方が意義があろう」(par.220)と考えるとされる。以上のことから、負債・持分の区分を放棄する見解は、おもに情報提供の視点から論じられていることがわかる<sup>18</sup>。

以上に見てきたような3つの見解はいずれも、現行の概念フレームワークの根本的な変更の可能性を想定している。こういった「より過激な代案」(par.13)が採用されれば、現行のFASB概念フレームワーク、とりわけSFAC6における財務諸表の構成諸要素の定義は、再検討および修正を余儀なくされるであろう。

なお、(B)では、個別の項目については論じられていないし、詳細な議論も展開されていない。たんに、各見解の支持者に対してより一層の詳細な議論をFASBは要請しているのみである。たとえば、見解(B-1)については、そこで挙げられた様々な見解を実行する方法についての詳細を述べるように要請している(pars.186,189,192)し、見解(B-2)および見解(B-3)については、利益の概念規定および利益の測定についての詳細を述べるように要請している(pars.209,228)。よって、これらの議論は、内容的に十分展開されたものとはいえないであろう。この点において、(B)に関する議論と、(A)に関する議論とは、FASBのスタンスに大きな相違があることを指摘せざるをえない。

### III 1990年討議資料におけるFASBの意図

前節でみてきたように、1990年討議資料第2章では、おもに負債・持分の区分が問題になる個別金融商品(強制償還優先株式も個別金融商品とみなされている)について議論が展開されている。そのさい、前半で概念フレームワークに依拠した議論が行われ、後半で概念フレームワークに依拠しないアプローチについて議論が行われている。しかも、概念フレームワークに依拠した議論では個別項目についての細部にわたる議論がなされているが、

<sup>16</sup> 1990年討議資料では、3つの銀行規制当局として、通貨管理局、連邦準備委員会、連邦預金保険会社を挙げている(par.205)。

<sup>17</sup> ここでの「持分(equities)」には、現行の概念フレームワークの負債と持分(equity)の両方が含まれる(par.222)。

<sup>18</sup> したがって、このような見解を「開示志向的企業実体アプローチ」(Kimmel and Warfield[1993]p.31)と呼ぶ論者もいる。

概念フレームワークに依拠しないアプローチについての議論では個別項目についての議論は一切なされない。さらに、概念フレームワークに依拠しないアプローチについては、それらのアプローチの支持者に詳細な議論を求めるかたちで、そのアプローチの問題点を指摘するにとどまっている。以上の理由から、FASBは1990年討議資料において、(前者の議論と後者の議論を比較すると)後者の議論に対してきわめて消極的な態度をとっているものと解さざるをえない。

さらにまた、序章では、概念フレームワークに依拠しない3つのアプローチ(すなわちB-1、B-2、B-3)に関し、「現行の負債・持分の区分に対して、より過激な変更を行うことを、FASBは真剣に考えるべきか否か」(par.25. 傍点は引用者)との問題を提起していることも看過できないであろう。というのは、こうした問題提起それ自体が、1990年討議資料の作成時点において、これらのアプローチについてFASBが真剣に考えていないことを暗示しているからである。つまり、議論の網羅性を保つためにこれらのアプローチをたんに形どおりに提起し、もしかりにコメント・レターなどでこれらのアプローチを求める声が高まればそれを(おそらくは不本意ながら)検討しようとしたとさえ解釈しうるのである。また、第4章の冒頭では、現行の財務諸表の構成諸要素について、概念フレームワークを前提にすることが明示的にうたわれている。これらのことからFASBは、少なくとも1990年討議資料の時点においては、概念フレームワークにおける財務諸表の構成諸要素の構造を変更する意図を有していないことが理解されるのである。

また第4章では、議論を行うための前提として、相手方に現金その他の資産を引渡す義務(POW)は負債であり、相手方に株式等の持分金融商品を引渡す義務(COW)、および優先株式は持分であるという仮定を置いている。これらの仮定がなければ、第4章の議論はそもそも成立せず、したがってこれらの前提それ自体が第2章におけるFASBの意図を物語るものと考えられる。

以上を要するに、1990年討議資料においてFASBは、概念フレームワークにおける財務諸表の構成諸要素の構造を変更しないことを念頭に置いたうえで、相手方に現金その他の資産を引渡す義務(POW)は負債に、相手方に株式等の持分金融商品を引渡す義務(COW)および優先株式は持分に、それぞれ分類しようとしていることが、明らかになるのである。

#### IV 1990年討議資料における「負債・持分の区分」の具体的規準

では、FASBは1990年討議資料において具体的にどのように負債と持分を区分しようとしているのであろうか。本節ではこの問題を、前節の検討を手掛りにしながら具体的に考察してみようと思う。

この問題を検討する手掛りになるのは、1990年討議資料第4章における前提である。1990年討議資料第4章では、転換社債や、プット・オプション付普通株式などの「複合金融商品」について議論が行われるが、その議論に先立ち、1990年討議資料第2章で提起された問題に対して、「現行の財務諸表の諸要素の(定義)の構造を維持すること」(par.269)と、「ワラント等の持分金融商品を発行する義務(つまりCOW—引用者注)および優先株式を持分とする一方、自社株式を対象とした売建プット・オプション(POW)等の株式買戻義務

を負債とすること」(par.268)を仮定している。これらの仮定は第4章の前提であり、前述のようにこの仮定がなければ第4章の議論は成立しない。ゆえに、これらの仮定はそれ自体がFASBの意図を示すものであると考えられる。

COWについては、「自社株式を発行する義務を伴う金融商品は、負債金融商品か持分金融商品か」(par.112)という問いが寄せられ、これを「株式を発行する義務」とみる説が提示されている。これらの仮結論は、「株式買戻義務は負債であり、株式発行義務と優先株式は持分である」と言い換えることができるであろう。1990年討議資料第2章においてFASBは、強制償還優先株式についてこれを「株式を買戻す義務」として検討しているが、それ以外の優先株式については何も論じていない。このことから、焦点は、株式買戻義務が負債とされ、株式発行義務が持分とされる規準のいかんであることが理解される。株式買戻義務は、義務の履行において、現金等の資産を引き渡すことになる。一方、株式発行義務は、義務の履行において、株式(すなわち持分金融商品)を引き渡すことになる。つまり、1990年討議資料においては、現金等の資産を引き渡す義務は負債であり、株式等の持分金融商品を引き渡す義務は持分であるという仮定がなされ、FASBは、義務の履行において引き渡される対象物の性格によって、負債と持分を区分しようとしていることがわかる。

これはFASB概念フレームワークが示している負債および持分の定義に沿った規準であるというであろう。概念フレームワークにおいては、負債がまず「発生の可能性の高い経済的便益の犠牲」(FASB[1985]par.35)と定義され、そののちに持分が「資産から負債を控除した金額」(FASB[1985]pars.49-50)と定義される。よって、FASB概念フレームワークにおいては、貸借対照表において負債でない貸方項目はすべて持分に区分されることになる。持分金融商品を引き渡す義務は、義務の履行による持分金融商品の引き渡しから経済的便益(つまり資産)の犠牲を生まないことを理由に、FASBは持分金融商品を引き渡す義務を持分としているのである<sup>19</sup>。換言すると、FASBは1990年討議資料において、資産を犠牲にしない義務を持分と分類しようとしている一方で、資産を犠牲にする義務を負債に分類しようとしているのである。以上が、FASBが1990年討議資料において想定している「負債・持分の区分」に関する具体的規準である。

その後、FASBが「負債と持分に関する概念上の定義が変更される可能性を追求しないことを1992年2月26日に決定した」(FASB[1993]par.263)ことにより、1990年討議資料におけるこの規準はその後の基準設定においても踏襲され、「SFAC6は、ある証券が、保有者にその資産を引き渡す(あるいは用役を提供するためにその資産を使用する)義務を、発行者に負わせるか否かに基づいて負債と持分を区分する」(FASB[1993]par.164, SFAS123,par.215)こととされている。このことから、1990年討議資料において想定されていた「負債・持分の区分の規準」は、以後の討論においてもそのまま継承されていったことがわかる。

しかしこのような規準がそのまま適用されると、既存の会計ルールのうちいくつかは修正を余儀なくされるであろう。とりわけ強制償還優先株式やPOW等の、一定価格で自社株式を現金もしくは資産で買戻す義務に関する会計ルールについては、修正の必要があろう。

<sup>19</sup> 名越[1995]126ページ、および名越[1999a]154ページを参照。

強制償還優先株式に関するASR 268(SEC [1979])は、強制償還優先株式を「一時的持分」(temporary equity)と表示すべしと規定しているが、このルールは負債と持分の中間項目を認めるものであり(Nair et al [1990]p.36)、本章でみてきたような負債・持分の区分に関する議論からすれば、かかるルールはFASBとしては容認しえないはずである。よって、一定価格で自社株式を現金もしくは資産で買戻す義務が優先株式に付加された強制償還優先株式は、AAAが述べている(AAA・FASC [1999]p.307)ように、優先株式に負債の要素が付加されたものとして、優先株式部分は持分とする一方で、償還オプション部分は負債とするのが、論理整合的な会計処理となるであろう。また、POWについても、一定価格で自社株式を現金もしくは資産で買戻すことがライターに義務づけられている場合については、現行のルールでは持分となる(EITF [1997]p.874B)が、こうした規準が適用されればPOWは負債ととして処理されるべきであろう。

また、この規準によれば、少数株主持分は「少数株主に対して現金を支払うか他の資産を分配すべき当該企業の現在の義務を表しているものではない」(FASB [1985]par.254)ため、負債ではなく持分に区分されるであろう。そして、少数株主持分が持分であるということと論理整合的な連結基礎概念がFASBにおいて採られることになるであろう<sup>20</sup>。

こうした修正を通じてはじめて、基準設定の段階においても、SFAC 6の定義が貫徹されることになるのである。

## V おわりに

本章では、1990年討議資料の検討を通じて、「負債・持分の区分の規準」とその含意について検討してきた。その議論を整理すると、以下のとおりとなる。

1. 1990年討議資料においてFASBは、現行の概念フレームワークの維持を念頭に置いており、現行の概念フレームワークを変更する意図を有していない。
2. そしてFASBの1990年討議資料においては、資産を引き渡す義務を負債とみなし、持分金融商品を引き渡す義務を持分と区分しようとしている。こうした規準は、FASBの概念フレームワークの負債および持分の定義に合致しているものと考えられる。
3. この規準がFASBによって適用されれば、POWや強制償還優先株式などの株式を買戻す義務に関する米国の現行規定やルールは、一定の修正を余儀なくされるであろう。また、少数株主持分は将来の経済的便益の犠牲にならないという理由で持分とされ、そのことと論理整合的な連結基礎概念が採用されるであろう。

FASBが想定するこのような負債・持分の区分の規準は、将来の経済的便益の犠牲、

---

<sup>20</sup> 連結基礎概念の問題を扱ったFASB討議資料(FASB [1991])では、経済的単一体概念において少数株主持分が持分とされている(FASB [1991]pp.34-35)。したがってFASBは連結基礎概念として経済的単一体概念を採用しようとしているものと解される。げんに1995年に公表されたFASB公開草案(FASB [1995])および1999年に公表された改訂公開草案(FASB [1999])では、経済的単一体概念が採用されている。なお、FASBの連結基礎概念については、高須[1996]63-92 ページ、山地[1997]89-121 ページを参照。



すなわち資産の引渡しというFASB概念フレームワークの負債の定義を適用した結果にほかならない。概念フレームワークにおいて、財務諸表の構成諸要素の定義、とりわけ「将来の経済的便益」たる資産概念の定義を中心にした会計計算構造を構築してきたFASBにとってはこうした規準は、きわめて論理整合的な規準といえるであろう<sup>21</sup>。しかし、現行の会計基準は必ずしもこの規準のとおりになっていないので、既存の会計基準の中で修正を要するものがあるであろう。こうした問題は概念フレームワークの適用の次元における問題であり、過去のFASBの基準設定活動が、必ずしも概念フレームワークに依拠するかたちで展開されていなかったことを示唆するものと考えられるのである。

---

<sup>21</sup> しかし、FASBのような、負債の定義だけを機械的に適用して負債か持分かを決定する負債・持分の区分の規準は、分配可能利益計算を会計の第一義的目的とする従来の伝統的な簿記を混乱させる(安藤[2000]27ページを参照)要因ともなりうる。

### 第3章 負債・持分の区分規準の意義と限界に関する理論的検討 — F A S B 2000年公開草案を中心に—

#### I はじめに —金融商品の複雑化と負債・持分の区分規準の進展—

前章では、F A S Bの1990年討議資料(以下「F A S B[1990]」と略称)<sup>1</sup>を検討し、F A S Bが、概念フレームワークにおける負債を規定し持分を残余とする構造<sup>2</sup>を前提としたうえで、「引渡す対象物が資産であるか否かによって負債と持分を区分しようとしている」ことを論じた。すなわち、F A S Bは、ある項目が資産を引渡すならばその項目を負債にするいっぽうで、ある項目が資産を引渡さないならばその項目を持分に区分しようとしており、その結果、既存の会計基準のいくつかは変更を余儀なくされるであろう、ということを描した。

F A S B[1990]は金融商品プロジェクト<sup>3</sup>の一部として公表されたものであることから明らかのように、金融商品に係る負債・持分の区分の問題を主として扱っている。しかし、金融商品は様々なものが開発されており、ますます複雑な金融商品が登場しつつある。そのことが負債・持分の区分の会計問題にも影響を与えている。とりわけ、決済方法として現金と自社株との選択を与えるような金融商品が登場するに至っている<sup>4</sup>。こうした現状は、F A S B[1990]が公表された当時は考慮に入れられておらず、F A S B[1990]では決済方法の多様化についての検討はなされていない。現在では金融市場のこうした現状を考慮しつつ基準設定を検討しなければならないであろう<sup>5</sup>。

F A S Bが2000年10月27日に公表した公開草案『負債、持分、もしくはその両方の性格を持った金融商品の会計処理』(以下「F A S B[2000a]」と略称)は、かかる現状を踏まえたうえで負債・持分の区分の問題を扱っている。その前提となるのが、F A S B[2000a]と同時に公表された公開草案『F A S B概念書第6号の修正』(以下「F A S B[2000b]」と略称)におけるS F A C 6の負債の定義の修正である。

そこで本章では、この2つの公開草案を検討したうえで、そこで提示されている「負債・持分の区分規準」を明らかにし、その含意を明らかにすることによって、当初F A S B[1990]においてF A S Bが想定していた規準が崩れ、「資産を引渡す義務=負債」「株式を引渡す義務=持分」という図式が必ずしも成立しえないことを示す。かかる検討を通じて、資産負債アプローチに依拠した概念フレームワークを機械的に適用することによる「負

<sup>1</sup> なお、F A S B[1990]については、小宮山[1993]、上田[1994]、古賀[1996]第13章、梶田[1996b]もあわせて参照。

<sup>2</sup> こうした構造は、「負債確定アプローチ」と呼ばれることもある(徳賀[2000]97ページ)。

<sup>3</sup> F A S B金融商品プロジェクトの全体像については、Woods and Bullen[1989]を参照。

<sup>4</sup> こうした項目の一例として、ストック・オプションのタンデム・プランがあげられる。名越[1999]236 - 238ページを参照。

<sup>5</sup> また、こうした決済方法の多様化に伴う問題は、日本ではそれほど議論になっていないが、現在では、米国企業においても、経営および会計における課題となりつつある(今福・田中[2001a]60ページ)。

債・持分の区分規準」の理論的境界を示し、資本取引と損益取引の区分問題を検討する必要性を改めて指摘できれば幸甚である。

## II FASB [2000a]の概要

FASB [2000a]<sup>6</sup>は、FASBの金融商品プロジェクトの一環として、負債、持分、もしくはその両方の性格を持つ金融商品の、発行者による貸借対照表における区分問題を処理すべく公表されたものである(par.9)。

また、FASB [2000a]は、FASB [2000b]における負債の定義の修正(後述)と連動しており(pars.10-11)、FASB [2000b]によって修正される予定の負債の定義の具体的な適用方法について、説明および規定がなされている。本節では、FASB [2000a]の要点を、「負債・持分の区分規準」という本章の論述に関わる範囲で概観する<sup>7</sup>。

### (1) 負債と持分の中間項目の否認

まず、前提として、FASB [2000a]は、「(貸方に計上される)諸項目を、貸借対照表の負債と持分の中間に表示してはならない」(par.18)と規定し、負債と持分の中間項目の存在を否認する。FASBは、負債と持分の中間項目を否認する理由を、FASB概念フレームワークでは負債と持分の中間項目は認められていないし、そして、そのような中間項目を新たに設定することは、負債と持分の区分が不分明な項目が新たに登場するたびに新たな中間項目を負債と持分の中間に設定するという「望ましくない前例」を作る結果を招くからであると説明している(par.162)。これによって、従来負債と持分の中間に「一時的持分(temporary equity)」として表示されていた項目、たとえば強制償還優先株式などは、一時的持分ではなく、負債として示されることになる<sup>8</sup>。

---

<sup>6</sup> 以下、本章では、FASB [2000a]からの引用については、パラグラフ数のみを示すことにする。

<sup>7</sup> FASB [2000a]では負債と持分の両方の性質を有する複合金融商品について、負債部分と持分部分に分けるように規定している(par.20)が、負債・持分の区分規準という本章の目的とは直接関わらないので、ここでは複合金融商品の会計処理については取り上げない。

<sup>8</sup> 強制償還優先株式とは、「特定の時期に特定の価格で償還する義務を内包し、ホルダーに発行企業の資産を譲渡するという、強制的な義務を含む」優先株式のことである(FASB [1990] par. 78)。従来、強制償還優先株式についてはSECのASR268(SEC [1979])によって表示規定がなされていた。ASR268は強制償還優先株式を持分から除外すべしとしか規定しておらず、負債にすべしとは述べていなかった。そのため、米国証券取引委員会に登録している企業では、強制償還優先株式は負債と持分の中間の「一時的持分」に表示するという実務が定着したとされる(Nair et al. [1990] p. 34)。しかし、FASB [2000a]によると、強制償還優先株式は負債となる(par. 64c)。

## (2) 負債・持分の区分規準

FASB[2000a]によれば、「金融商品を発行する実体は、その金融商品の構成要素を次のように区分しなければならない」(par.17)とされる。

「a. 金融商品の発行者は、発行者の株式であって、かつ発行者の義務<sup>9</sup>にならない金融商品要素を、持分として区分しなければならない。

b. 金融商品の発行者は、発行者の義務となる金融商品要素が下記の(c)の規準を満たさなければ、当該金融商品要素を負債として区分しなければならない。

c. 義務となる金融商品要素の発行者は、当該金融商品要素が次の規準のいずれかを満たすならば、当該金融商品要素を持分として区分しなければならない。

(1) その義務によって、一定数の株式の発行による決済を金融商品の発行者が要求(もしくは発行者の裁量で許容)される。

(2) その義務によって、金融商品の発行者が、その発行者の数量の定まらない株式の発行による決済を要求(もしくは発行者の裁量で許容)され、さらにその義務が以下の条件を両方とも満たしている。

(a) 当該義務の貨幣的価値<sup>10</sup>のいかなる変動も、一定数の発行者の株式の公正価値の変動に帰し、その株式の公正価値の変動と等しい。

(b) 当該義務の貨幣的価値が、発行済株式の公正価値の変動と同じ方向に変動する。」(par.17)

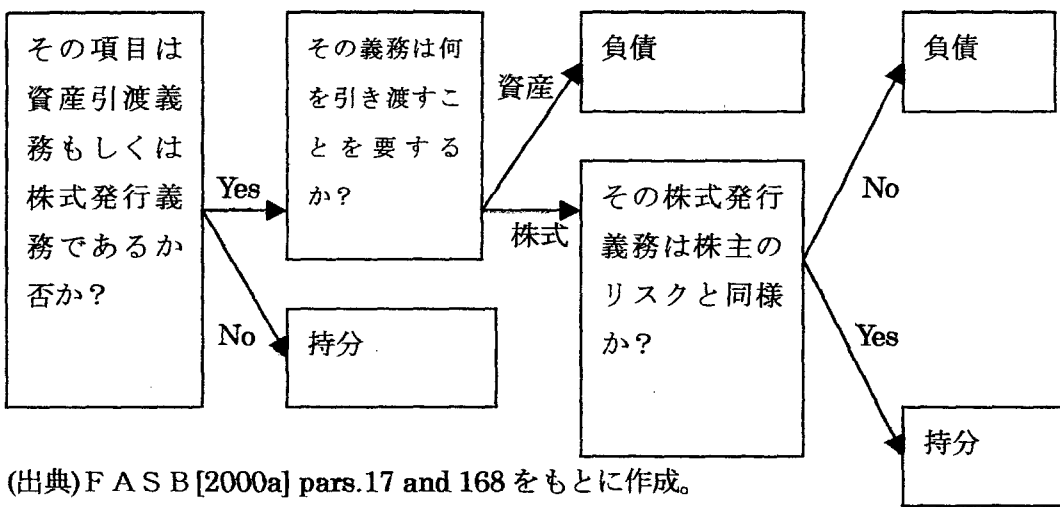
これによると、金融商品は、まず義務であるかどうかを検討されなければならない(par.171)、義務にならなければ持分となる。つぎに、義務となる金融商品については、資産譲渡と株式発行のどちらを要求するか(および義務を決済する方法に対する発行者側の裁量)が考慮され、資産譲渡をホルダーが要求することのできる義務であれば負債になる。そして、その金融商品が株式発行による義務決済を発行者に要求(もしくは許容)する義務であれば、その金融商品の義務は、「ホルダーの発行者への投資の価値に関連したリスクと便益に基づいて」、すなわち当該義務のホルダーのリスク及び便益が株主のリスク及び便益と

<sup>9</sup> ここで義務 (obligation) とは、具体的には、資産引渡義務もしくは株式発行義務である。

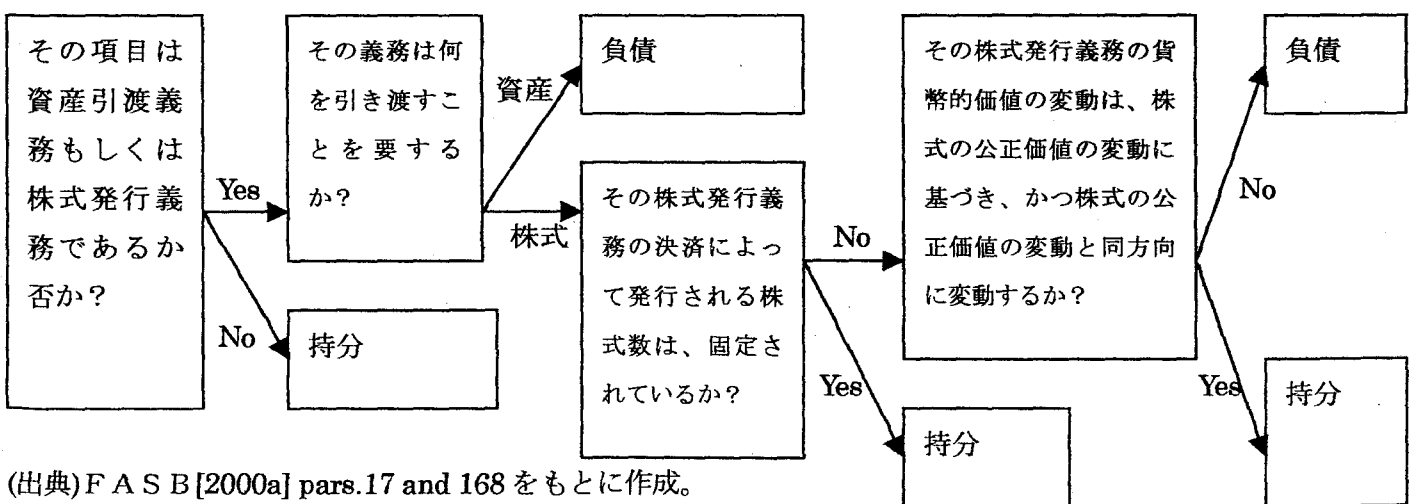
<sup>10</sup> 貨幣的価値とは、「現在の市場の状況に対する変化がないと仮定した場合に、満期時における義務の決済において、その金融商品要素のホルダーに引渡されるであろう価値の金額」を指す(par. 6)。たとえば、100円で株式を発行する義務は、株式市場における価格がどうなるうとも、その義務の決済のために100円という一定額で株式を発行しなければならない。したがって、この義務の貨幣的価値は、株価の変動にかかわらず100円である。いっぽう、義務の履行時点の株価で株式を発行する義務は、株価の変動によって貨幣的価値が変動することになる。たとえば、義務を発行した時点で株価が100円であったとすると、義務発行時点の貨幣的価値は100円である。しかし、その後に株価が120円に変動したとすると、当該義務の貨幣的価値は120円に増大することになる。

同様であるかどうかによって、負債もしくは持分のどちらかに区分される(par.168)。以上の諸関係を図示したのが、第3-1-a図であり、それをさらに詳細に説明したものが、第3-1-b図である。そして、決済方法に関する選択権の存在を考慮したうえで第3-1-a図および第3-1-b図をさらに詳細にしたものが、第3-1-c図である。

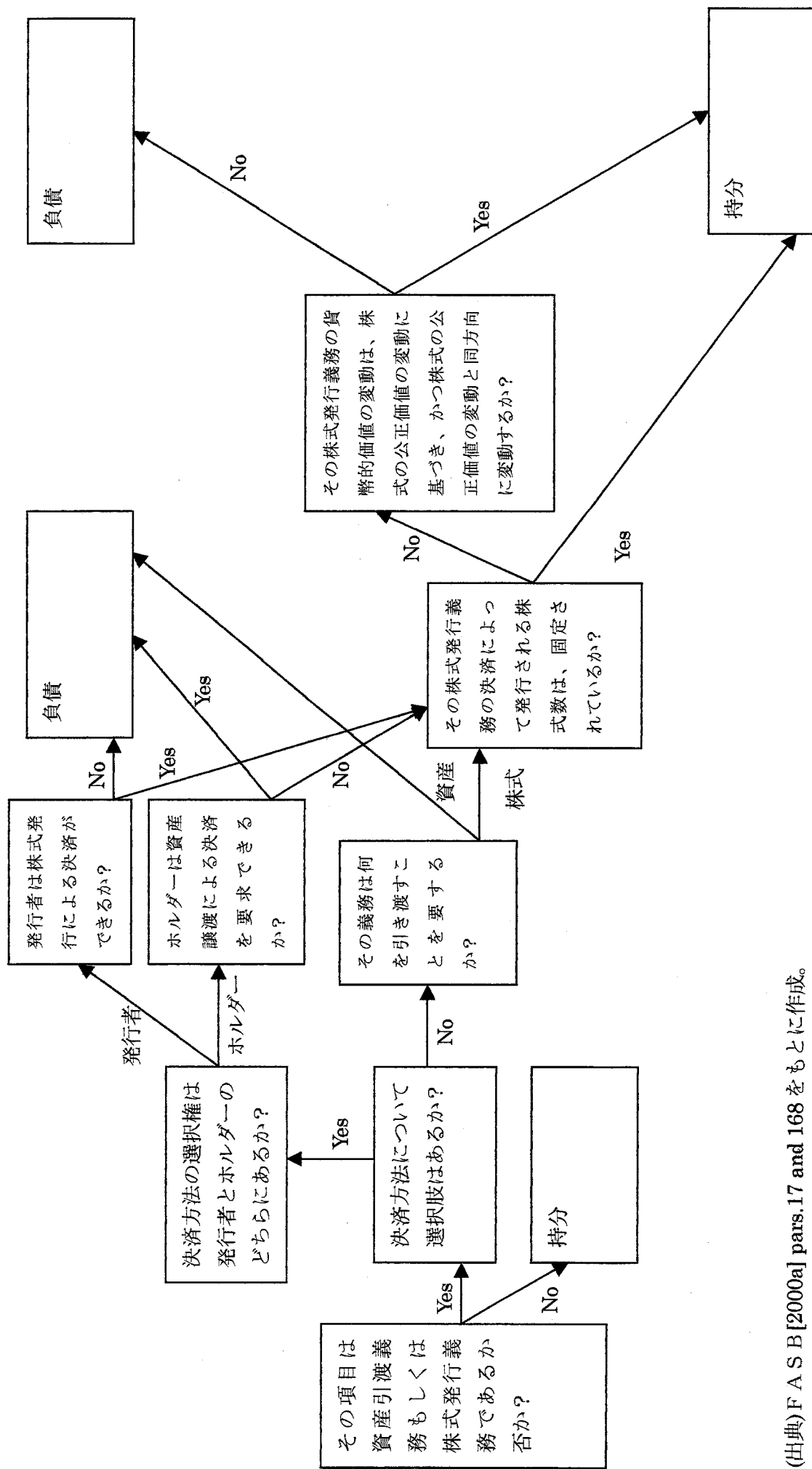
第3-1-a図 FASB[2000a]にもとづく区分の規準



第3-1-b図 FASB[2000a]にもとづく区分の規準 (第3-1-a図をさらに詳細に説明したもの)



第3-1-c 図 FASB[2000a]にもとづく区分の規準 (第3-1-a 図および第3-1-b 図をさらに詳細に説明したもの)



(出典) FASB[2000a] pars.17 and 168 をもとに作成。

たとえば、COW取引の場合を考えてみよう。COW取引においては、オプション行使時における決済条件によって、取引の内容が変化する（第3-1表参照）。COWが行使されたときに株式を発行する義務であった場合、当該COWは上記の条件c（1）を満たし、持分となる（par.72）。しかし、差額を現金で決済する義務の場合には、株式の発行は生じないために、上記の条件cを満たさず、負債となる。そのいっぽうで、当該差額を株式発行で決済する義務の場合には、当該COWに係る義務の貨幣的価値の変動が株価の変動と同方向に推移する、換言すれば、オプションホルダーの損益が株価と同方向に変動する（第3-3図参照）ため、上記の条件c（2）を満たし、当該COWは持分となる（FASB[2000c]p.28）。

第3-1表 COW取引の取引例と仕訳

<p>0. COW取引を行う。Q社は投資家からオプション1単位あたり10ドルを受け取る。その行使価格は80ドルである。それを10単位取引する。よってQ社は100ドルを受け取る。当該オプションは、行使されたときにQ社が引き渡す対象物によって、負債になるか持分になるかがあらかじめ決まる。株式が引き渡される場合にはそのコール・オプションは持分になり、現金等の資産が引き渡される場合にはそのコール・オプションは負債になる。引き渡される対象物の性質によって、以下のいずれかの取引が行われるものとする。なお、当該オプションが行使されるのは株価が1株当たり80ドルを超える場合であり、80ドルを超えなければ行使されない。</p>		
<p>1-a そのオプションは株式の発行で決済されなければならない。Q社の株価が1株あたり100ドルであれば、オプションは行使され、行使されればQ社は同社の株式を1株あたり80ドルで10株発行しなければならない。Q社は受け取った800ドルを全て資本金に組み入れるものとする。（仕訳A）</p>	<p>1-b そのオプションは、行使されたときに行使価格と時価の差額を現金で支払わなければならないものである。Q社の株価が1株あたり100ドルであれば、オプションは行使され、その場合Q社はオプション1単位につき20ドルを、すなわち合計200ドルを現金で支払わなければならない。（仕訳B）</p>	<p>1-c そのオプションは、行使されたときに行使価格と時価の差額をQ社の株式で支払わなければならないものである。Q社の株価が1株あたり100ドルであれば、オプションは行使され、その場合Q社はオプション1単位につき20ドルを、すなわち合計200ドルを自社株式で支払わなければならない。発行すべき株式数は2株であり、Q社はこの金額を、全額資本金に組み入れるものとする。これは株式の無償交付に該当し、形式的増資である（武田[1982]36-37ページ、大藪[1998]374-375ページ参照）。Q社はこの株式発行に当たり、資本剰余金を200ドル資本金に組み込むことにした。（仕訳C）</p>

仕訳A

	借方	貸方
0	現金 100	コール・オプション(持分) 100
1-a (オプションが行使されなかった場合)	(仕訳なし)	
1-a (オプションが行使された場合)	現金 800	資本金 800

仕訳B

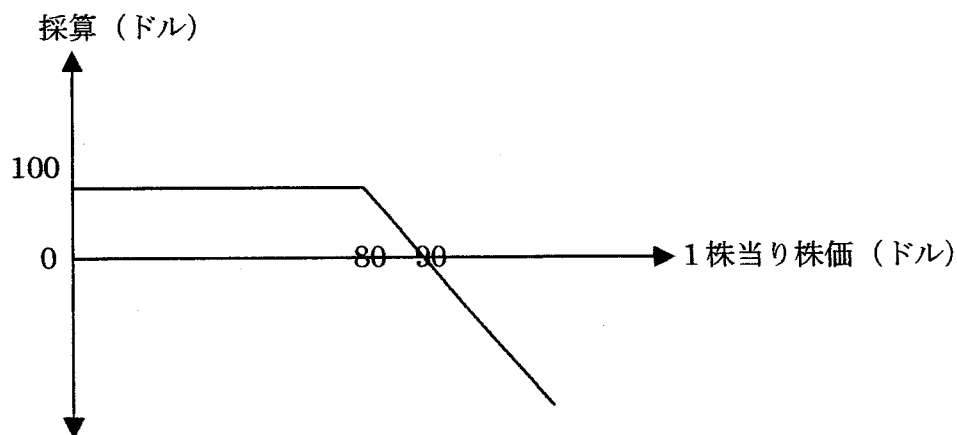
	借方		貸方
0	現金	100	コール・オプション(負債) 100
1-b (オプションが行使されなかった場合)	コール・オプション	100	当期収益 100
1-b (オプションが行使された場合)	コール・オプション	100	当期収益 100
	決済損失	200	現金 200

仕訳C

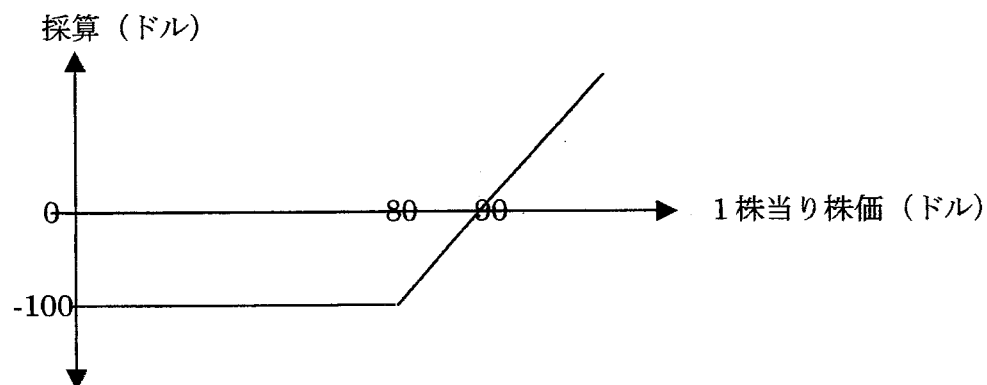
	借方		貸方
0	現金	100	コール・オプション(持分) 100
1-c (オプションが行使されなかった場合)			(仕訳なし)
1-c (オプションが行使された場合)	資本剰余金	200	資本金 200

第3-3図 自社株式を対象とした売建コール・オプション取引における採算の推移

オプション発行者 (Q社) の採算の推移



オプションホルダー (投資家) の採算の推移





いっぽう、POW取引<sup>11</sup>の場合にも、オプション行使時における決済条件によって、取引の内容が変化する（第3-2表参照）が、POWについては、決済の方法が株式の発行を伴うものであろうとなかろうと、義務の貨幣的価値の変動が株価の変動と逆方向に推移する、換言すれば、当該オプションホルダーの損益が株価と逆方向に変動するため（第3-4図参照）、上記の条件c(2)(b)を満たさず、決済の方法がどのようなものであろうとも、POWは負債になる(FASB[2000c]p.29)。当該取引に対する現行規定(EITF96-13)では、決済方法によって負債になる場合と持分になる場合があるが(EITF[1997]p.874B)、FASB[2000a]の規準を前提とすると負債になる。

第3-2表 POW取引の取引例と仕訳

0. POW取引を行う。Q社は投資家からオプション1単位あたり10ドルを受け取る。その行使価格は80ドルである。それを10単位取引する。よってQ社は100ドルを受け取る。当該プット・オプションは、決済方法のいかんにかかわらず、負債となる。引き渡される対象物の性質によって、以下のいずれかの取引が行われるものとする。なお、当該オプションが行使されるのは株価が1株当たり80ドルを下回る場合であり、株価が1株当たり80ドルを超えれば行使されない。		
1-d そのオプションは株式の購入で決済されなければならない。Q社の株価が1株あたり60ドルであれば、オプションは行使され、その場合Q社は同社の株式を1株あたり80ドルで10株買い戻さなければならない。Q社は現金800ドルを支払い、自己株式を取得する。(仕訳D)	1-e そのオプションは、行使されたときに行使価格と時価の差額を現金で支払わなければならないものである。Q社の株価が1株あたり60ドルであれば、オプションは行使され、その場合Q社はオプション1単位につき20ドルを、すなわち合計200ドルを現金で支払わなければならない。(仕訳E)	1-f そのオプションは、行使されたときに行使価格と時価の差額をQ社の株式で支払わなければならないものである。Q社の株価が1株あたり60ドルであれば、オプションは行使され、その場合Q社はオプション1単位につき20ドルを、すなわち合計200ドルを自社株式で支払わなければならない。発行すべき株式数は5株であり、Q社はこの金額を、全額資本金に組み入れるものとする。(仕訳F)

仕訳D

	借方	貸方
0	現金 100	プット・オプション(負債) 100
1-d (オプションが行使されなかった場合)	プット・オプション 100	当期収益 100
1-d (オプションが行使された場合)	プット・オプション 100 自己株式 800	当期収益 100 現金 800

仕訳E

	借方	貸方
0	現金 100	プット・オプション(負債) 100
1-e (オプションが行使されなかった場合)	プット・オプション 100	当期収益 100
1-e (オプションが行使された場合)	プット・オプション 100 決済損失 200	当期収益 100 現金 200

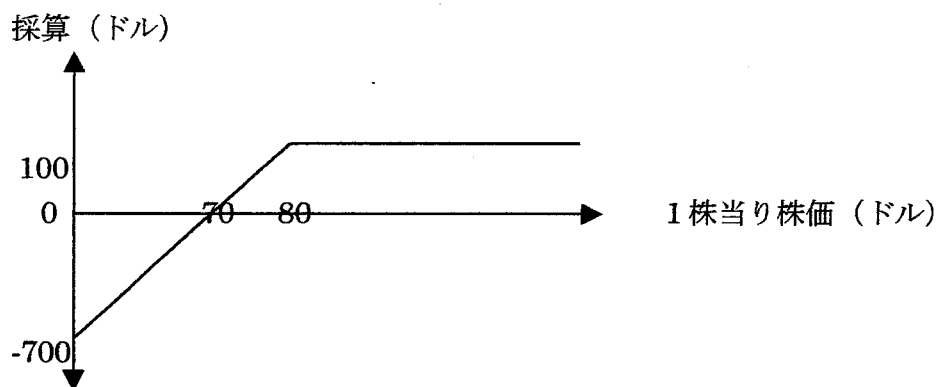
<sup>11</sup> この点については、梶田[1996a][1997b]を参照。

仕訳F

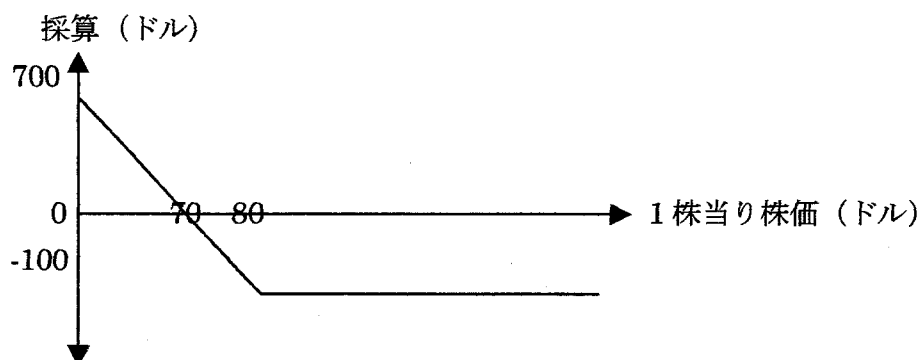
	借方		貸方	
0	現金	100	プット・オプション(負債)	100
1 - f (オプションが行使されなかった場合)	プット・オプション	100	当期収益	100
1 - f (オプションが行使された場合)	プット・オプション	100	当期収益	100
	決済損失	200	資本金	200

第3-4図 自社株式を対象とした売建プット・オプション取引における採算の推移

オプション発行者 (Q社) の採算の推移



オプションホルダー (投資家) の採算の推移



したがって、F A S B [2000a]では、義務の決済に要する対象物の性格 (資産か株式か) が区分規準の一部になっているが、義務の決済に株式発行を要するからといって当該義務が必ずしも持分になるわけではなく、株式の発行を要求(もしくは発行者の裁量で許容)する義務であっても、その義務のホルダーのリスク及び便益が株主のリスク及び便益と同様のものでなければ負債になる場合がある。この場合、負債に区分された義務の決済のために発行された株式は、「本質的に資産の代わりに用いられている」のである(F A S B [2000b] par.3b)。

(3) 小括

以上で見てきたように、F A S B [2000a]では、負債と持分の中間項目の存在を否認したうえで、義務の有無と、その義務のホルダーと発行者との関係にもとづいて負債と持分

の区分規準を規定している（第3-1-a図、第3-1-b図および第3-1-c図参照）。

しかし、第3-1-a図、第3-1-b図および第3-1-c図からもわかるように、FASB[2000a]において同じ持分と区分されるにしても、資産引渡義務もしくは株式発行義務のどちらでもないから持分になることと、株主リスクと同様の株式発行義務であるから持分になることとは、別の次元の問題である。また同様に、負債と区分されるにしても、資産引渡義務であるから負債であることと、株主リスクと同じにならない株式発行義務であるから負債になることとは、別の次元の問題である。すなわち、FASB[2000a]には、引渡す対象物にもとづいた区分規準と、株主リスクとの類似性にもとづいた区分規準が、混在しているのである。その結果、次元の異なる2つの持分ないし負債が、持分ないしは負債として一括して示されることになるのである。

### III FASB[2000b]の概要

前節の検討から明らかなように、FASB[2000b]は、SFAC6における負債の定義を修正するものとなる。

当初のSFAC6における負債の定義は、次の通りである。

「負債とは、過去の取引または事象の結果として、特定の実体が他の実体に対して、将来において資産を譲渡しまたは用役を提供しなければならないという現在の義務から生じる、発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲である。」（FASB[1985] par.35）

FASB[2000b]は、この定義に、次の脚注を追加するように規定している。

「主に金融商品や複合金融商品の構成要素ではあるが、義務の中には、株式の発行による決済を、当該義務を負う者に要求もしくは許容するものもある。もしそれらの金融商品要素が、ホルダーと発行者の間に所有関係を構成しないならば、それらの金融商品要素は負債である。当概念書を通じて負債を、資産の譲渡もしくは犠牲を必要とするものと述べる場合には、報告実体の株式発行による決済を当該実体に許容もしくは強制する義務が所有関係を構成しないという限定された状況も含まれている。ある金融商品要素が、（1）強制的償還規定の対象となっていない発行済株式である場合、もしくは（2）金融商品発行者の株式の発行による決済がその発行者に許容もしくは強制されている義務であり、また、満期における当該義務の決済時に（金融商品発行者が）その金融商品のホルダーに引渡さなければならない価値が変動する限りにおいて、その変動が発行者の株式の公正価値の変動に帰し、株式の公正価値の変動と同等かつ同方向である場合には、その金融商品要素は所有関係を構成する。」（FASB[2000b]pars.3a and 13）

この追加された脚注の中で、（1）の文言は、強制的償還規定を有する株式を負債とすることを意味している。すなわち、当該株式の株主が償還を発行者に要求すれば、発行者は現金等の資産を持って償還に応じなければならない。ゆえに、当該株式は将来に資産の犠牲を発行者に要求するため、負債の定義を満たし、株式であるにもかかわらず負債に区分される。そこでは、議決権、利益配当請求権、会社解散時の残余財産請求権といった、株式が有する権利の有無は無視されている。

また、（2）の文言は、株式を譲渡し、資産を譲渡しない義務であっても、所有関係の有無によって負債にするか持分にするかを決定することを述べている。株式決済を発行者

に要する（あるいは許容する）金融商品の、ホルダーにとっての価値変動が、株価の変動と同方向に連動する場合には、当該金融商品は持分になるが、そうならない場合には負債となる。ゆえに義務を発行者が決済した結果株式を発行し、資産を譲渡しなくとも、負債と区分される可能性が生じることになる。そこでは、当該金融商品ホルダーの株価変動に伴うリスクと便益が考慮され、かかるリスク及び便益が株価変動に係るリスク及び便益と同様のものであれば、当該金融商品は持分に区分される。ここでも、議決権、利益配当請求権、会社解散時の残余財産請求権といった、株式が有する権利の有無は無視されている。

さらに、FASB[2000b]は、SFAC6の「現在、財務諸表の中に含まれているほとんどの負債は、将来に資産を犠牲にするよう実体に対して要求しているから、第35パラグラフの定義の下で負債としての資格を与えられている。[...]もつとも、不確実性の問題や測定の問題があるために認識されないものがあるかもしれない」（FASB[1985]par.196）という記述の後に、次の文言を追加するように規定している。

「それに加えて、株式の発行による決済を（義務を負っている実体に）要求もしくは許容するが、（ホルダーとの）所有関係を形成しないある種の義務がある。そのような状況においては、実体の株式は本質的に、負債の定義を満たす義務を決済するために、資産の代わりに用いられているのである。」（FASB[2000b]pars.3b and 14）

これらの変更の内容から明らかなように、FASB[2000b]はSFAC6の負債の定義の本文を変更するものではなく、脚注を追加することによって、SFAC6の負債の定義を、近年における金融市場の革新によって生じた負債と持分の区分が不分明な金融商品に対応させようとするものである。「義務の決済に要した株式は本質的に資産の代わりに用いられている」という説明を加えることによって、株式発行により決済される可能性のある義務を負債と区分することができるようになるのである。いっぽう、金融商品ホルダーの株価変動に伴うリスクと便益が株価変動に係るリスク及び便益と同様のものであれば、当該金融商品は持分に区分される。このことから、これらの変更は、従来持分の概念規定をしてこなかったFASBが、持分と区分されるための要件を積極的に提示しているといえるのである。しかしその要件は、株式が有する諸権利に基づくものではなく、株式の市場価格（リスク）に密接に結びついたものである。

次節では、これまでの検討を踏まえ、2つの公開草案が有する含意について検討する。

#### IV 2つの公開草案の含意

前章で見たように、FASB[1990]においてFASBは、概念フレームワークにおける負債と持分の定義<sup>12</sup>を変更する意図を持たず、負債および持分の定義に厳格に依拠して負債と持分の区分問題を解決しようとしていた。それに沿うと、負債と持分の中間項目は排

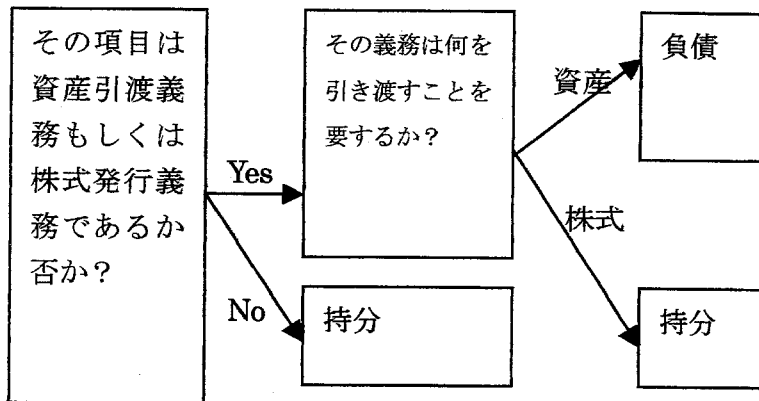
---

<sup>12</sup> ここで「持分の定義」とあるが、SFAC6では、持分は単に資産から負債を控除した残余(FASB[1985]par.49)と規定されているだけで、積極的に規定されているわけではない。ゆえに定義とは言いがたいが、少なくともFASBによれば定義である。本章では、資産から負債を控除した残余という、FASBの持分概念については、かかるFASBの用語法に沿って、「持分の定義」と呼称している。

除される。F A S B [2000a]では負債と持分の中間項目は容認されていないため、この点については概念フレームワークと整合しているといえる。

当初F A S BがF A S B [1990]で想定していた区分規準は、資産を引渡す義務は負債とし、株式を引渡す義務は持分とする、というものであった(第3-2図参照)。これは、F A S B概念フレームワークにおける負債と持分の定義に合致しているものと考えられる。

第3-2図 F A S B [1990]にもとづく区分の規準



(出典) F A S B [1990] Chap.2 の内容をもとに作成。

しかし、F A S B [2000a]で提起された区分規準では、F A S B [1990]で意図された構図は崩れている。すなわち、そこでは、資産を引渡す義務は負債、株式を引渡す義務は持分というわけでは必ずしもない。F A S B [2000a]で提起された規準は「S F A C 6の負債と持分の区分の再考を反映したもの」(par.167)であり、S F A C 6の負債の定義を厳格に適用したものではない。S F A C 6における負債の定義の厳格な適用と、F A S B [2000a]における規準が異なる部分は、「実体の資産の引渡を(当該実体に)要求しない義務」に関する部分である(par.168)。そこでは、負債と持分の区分は「持分の定義とその特徴」(par.169)に基づいて決定される。それらの「再考」は、パラグラフ 17の規準 c(2)に反映されている。そこでは、一定数でない株式の発行を要求(もしくは許容)する義務のホルダーのリスクが、持分ホルダーのリスクと同じであることが、持分と区分される規準になっている(第3-1-a図・第3-1-b図・第3-1-c図参照)。

こうした規準を構築するためには当初のS F A C 6における負債と持分の定義を厳格に適用し続けることは不可能であると認識したF A S Bは、S F A C 6における負債の定義を変更することを決定し(par.139, F A S B [2000b]par.10)、F A S B [2000b]を公表するに至ったのである<sup>13</sup>。ゆえに、F A S B [2000b]における負債の定義の変更に伴う負債と持分の区分の再考と、それを前提として提示されたF A S B [2000a]の負債・持分の区分規準は、F A S Bが当初意図していた負債・持分の区分の規準が崩れたことを意味しているのである。

<sup>13</sup> かかる背景には、F A S Bを取り巻く様々な関係者の思惑や行動が存在するものと考えられるが、こうした検討については、今後の課題としておきたい。

当初の区分規準はSFAC 6に整合的に構築されたものであった。そこでは、負債の定義を厳密に適用し、負債でなければ持分とすることが想定されていた。しかし、FASB[2000a]では、負債でなければ持分というわけでは必ずしもなく、負債でないから持分となる部分と、持分でないから負債になる部分とに分かれる。ある項目が義務でなければ、それは負債ではないから、持分になるであろう。ところが、ある項目が一定数でない株式の発行による決済を要する義務で、規準c(2)に合致しなければ、それは持分にはならないから負債に区分されるのである。たとえ負債の定義に変更があったとしても、負債を定義し、持分を残余とするSFAC 6の負債と持分の定義の構造からみると、負債でなければ持分となるという概念フレームワークの構造は維持されるはずであり、持分にならないから負債と区分すべしという論理は成立し得ない。ゆえに、FASB[2000a]においては、負債ではないから消極的に持分に区分されるという規準は、負債でなければ消極的に持分になるという概念フレームワークの定義の構造と矛盾しないが、持分ではないから消極的に負債に区分されるという規準は、かかる概念フレームワークの定義の構造と矛盾している。その意味において、別次元の2つの規準が混在するFASB[2000a]の負債・持分の区分規準は、論理一貫的に構築されたものでもないし、負債でなければ消極的に持分になるという概念フレームワークの定義の構造と完全に首尾一貫するものでもないといえるのである。

しかし概念フレームワークは、新しい会計実務が登場したからといってその都度変更されるものではなく、「会計基準設定のための基準」(津守[1991]41 ページ)として、会計基準に安定性をもたらすものである。それでは、FASB[2000a]の負債・持分の区分規準と連動してなされたFASB[2000a]の負債の定義の変更は、いかなる要因でなされたものであろうか。

その間に対する解答は、かかる負債の定義の変更と、それに連動して生じた新しい区分規準が、株式発行による決済を発行者に要求する(あるいは発行者の裁量で許容する)義務に関連して登場したものであることから得られるであろう。従来SFAC 6に依拠した区分規準では、これらの義務は資産を引き渡さないという理由で持分に消極的に区分されてきた。しかし、FASBは、持分と区分されてきた「それらの義務のすべてが、企業実体とその所有者との間に通常存在するような関係を確立しているわけではない」(par.138, 傍点は池田)とみなしているのである。それゆえにFASBは、これらの義務に従来のSFAC 6における負債と持分の定義を適用しつづけることを断念し、SFAC 6における負債の定義を変更し、FASB[2000a]において株主のリスク・便益に基づいた負債・持分の区分規準を構築したのである。

このことから明らかなように、FASBは、こういった義務に関する負債・持分の区分については、企業とその所有者との間の関係、すなわち所有関係を重視しているのである。所有関係について言及する以上、何らかの明示されない資本概念がFASBにおいても念頭にあるものといわざるを得ない。ある項目が従来FASBの負債の定義を適用すると負債ではないが、FASBが想定する暗黙の資本概念にも合致しなければ、それは包括利益の一要素として計上されざるを得ない。かかる状況を回避したいがためにFASBは、負債の定義を変更し、従来負債の定義にも、暗黙の資本概念にも合致せず、そして包括利益ではありえない義務を、負債に計上できるようにしようとしているのである。し

かしこれは、持分ではない項目を負債に区分できるようにするための負債の定義の変更である。したがって、かかる負債の定義の変更は、従来の、SFAC 6に厳格に依拠した負債・持分の区分規準、すなわち引き渡す対象物によって負債か持分かを定める区分規準の限界を含意しているのである。

## V おわりに ー負債・持分の区分規準とその理論的限界ー

本章の結論をまとめると、次のようになる。

- (1) FASB[2000a]は、負債と持分の中間項目の存在を否認した上で、負債・持分の区分の方法を第3-1-a図、第3-1-b図および第3-1-c図のように規定している。しかし、FASB[2000a]では、引渡す対象物にもとづいた区分規準と、株主リスクとの類似性にもとづいた区分規準が、混在している。
- (2) FASB[2000b]は、SFAC 6の負債の定義そのものを変更するものではなく、負債の定義に新たに脚注を追加することによって、FASBの負債の定義を、近年における金融市場の革新によって生じた負債・持分の区分が不分明な金融商品に対応させようとしている。これらの変更においては、従来持分の概念規定をしてこなかったFASBが、持分と積極的に区分されるための要件を提示している。金融商品ホルダーの株価変動に伴うリスクと便益が考慮され、かかるリスク及び便益が株価変動に係るリスク及び便益と同様のものであれば、当該金融商品は持分に区分される。しかしその要件は、株式が有する諸権利に基づくものではなく、株式の市場価格に密接に結びついたものである。
- (3) 当初FASB[1990]で想定された負債・持分の区分規準は、SFAC 6に整合的に構築され、負債でなければ持分とされていた。しかし、FASB[2000a]では、負債でないから持分となる部分と、持分でないから負債になる部分とに分かれる。負債ではないから持分に区分されるという規準は、持分を残余と消極的に規定する構造と矛盾しないが、持分ではないから消極的に負債に区分されるという規準は、かかる構造からすると矛盾している。その意味において、FASB[2000a]の負債・持分の区分規準は、論理一貫的に構築されたものでもなければ、概念フレームワークにおける、負債を積極的に定義し持分を残余とする構造と完全に首尾一貫するものでもない。
- (4) すなわち、FASB[2000b]における負債の定義の変更に伴う、FASB[2000a]における負債・持分の区分の再考と、それに基づいて構築されたFASB[2000a]の負債・持分の区分規準は、FASBが当初意図していた負債・持分の区分の規準が崩れたことを意味している。
- (5) FASB[2000a]は、株式発行義務に関する負債・持分の区分については、所有関係を重視し、何らかの暗黙の資本概念を想定している。かかる背景のもとでFASBは、負債の定義を変更し、従来の負債の定義にも、暗黙の資本概念にも合致せず、そして包括利益ではありえない義務を、負債に計上できるようにしようとして、FASB[2000b]において負債の定義を変更しているのである。しかし、かかる負債の定義の変更は、従来の、SFAC 6に厳格に依拠した負債・持分の区

分規準、すなわち引き渡す対象物によって負債か持分かを定める区分規準の限界を含意しているのである。

当初FASBは、SFAC6の負債の定義を機械的に適用し、その定義を満たすものは負債とし、その定義を満たさないものは消極的に持分としていたのであった（第3-2図参照）。これは、FASBが採る持分を残余とする考え方に沿ったものである。しかし、FASB[2000a]は、その考え方を部分的にはあるが否定し、負債ではないから消極的に持分とする部分と、持分ではないから消極的に負債とする部分に分かれており、負債・持分の区分規準が二重構造化するという結果を生み出している。これは、負債を定義し、持分を残余と規定する構造から乖離しているといえるであろう。

このように、FASBが当初の想定と異なる規準を設定するという、FASBのかかる行動それ自体が、元来想定されていた区分規準の限界を示しているものと考えられる。すなわち、義務の履行の際に引渡す対象物で負債か持分かを決定するような区分規準では、引渡す対象物が一意的に決まらない義務には対応できない。ゆえにFASB[2000a]では、引渡す対象物が決まらない義務については、負債の定義を機械的に適用するのではなく、義務の性質が持分の性質を満たしているか否かによって持分か否かをあらかじめ決定しようとする。しかし、この考え方を適用すると、あらかじめ負債と区分された義務の履行として株式が「本質的に資産の代わりに発行される」(par.139, FASB[2000b]par.3b)可能性が生じることになり、その場合、「本質的に」という曖昧な表現を用いて説明せざるをえなくなっている<sup>14</sup>。このような曖昧な説明を用いざるを得ないところに、FASBの構想する負債・持分の区分規準の限界があるものと考えられる。

すなわち、実際に取引が発生する前にどのような取引が生じるかを仮定して、その仮定に基づいて負債・持分の区分を考えようとするがゆえに、実際に生じる取引において何が引渡されるかということが無視されているところに、FASBが構想した負債・持分の区分規準の限界があると考えられるのである。FASBは実際に生じる取引に基づかずに将来事象の仮定に基づいてかかる区分を考慮するが、将来事象は不確定であるから、将来事象を現時点で仮定し、その仮定に基づいて取引全体の性質を仮定するところに無理がある。そしてそのことが、FASBが構想する負債・持分の区分規準の限界につながっているのである。かかる限界から免れるには、実際に取引が起こり、何が引渡されるかが決まってから、その取引がいかなるものであるかを検討しなくてはならないのである。そして、そのためには、取引の性格付け、すなわち「資本・利益の区分」を考察することが必要となるのである。

---

<sup>14</sup> 自己株式取引が資本取引とされ、減資と同様の扱いを受ける米国においては、自己株式概念が消滅し、自己株式は未発行授権株式と同じ扱いを受ける。したがって、自己株式は未発行授権株式と同様、資産ではない。「株式が本質的に資産の代わりに発行される」という説明を行うためには、当該株式が資産であることが前提となるが、米国では自己株式及び未発行株式は資産ではないとされているから、かかる説明には無理があるといわざるを得ない。



## 第4章 持分概念の曖昧さと会計実務における弾力性 — 自社株式を対象とした売建プット・オプション取引を素材として —

### I はじめに

FASBの概念フレームワークにおいては、持分が残余として、かつ総額として曖昧に定義され(FASB[1985]pars.49,50 and 214)、持分の内訳項目が定義されない。そのため、このような状況においては、単に「持分(あるいは持分の減少)として処理すべし」と規定する会計ルールが生じる可能性がある。このようなルールが生じた場合、実務において企業は当該ルールにいかに対応するのであろうか。

本章では、たんに「持分(あるいは持分の減少)として処理すべし」と規定する会計ルールに対する実務の反応について、「自社株式を対象とした売建プット・オプション(put option written on an enterprise's own stock)」<sup>1</sup>(以下「POW」と略称)の取引<sup>2</sup>に関する会計処理実務を素材として検討する<sup>3</sup>。

### II POW取引の会計処理に関するルール

FASBのEITFは、POW取引の会計問題について論じ、合意事項を定めており、その合意事項が米国における現行ルールとなっているが、それがEITF96-13(EITF[1997])<sup>4</sup>である。このEITF96-13は、過去の合意事項を統合しており、POW取引に関しては、EITF87-31(EITF[1987])<sup>5</sup>と、EITF96-1(EITF[1996])<sup>6</sup>を含んでいる。そこで、以下では、EITF87-31、EITF96-1、およびEITF96-13の規定内容を概観する。

EITF87-31では、自社株式の取引を全て資本取引とみなす、APBO9『経営成果の報告』の第28項に従い、POW取引を資本取引とみなし、POWを通常の持分である「恒久的持分(permanent equity)」とする。したがって、POW取引から損益は

<sup>1</sup> “enterprise's own stock” に対する「自社株式」という訳語については、第1章第III節(5)④を参照。

<sup>2</sup> 本章では、POWに関する取引を「POW取引」と呼び、POWの対象となっている自社株式を「POW株式」と呼ぶ。これらの略称については、第1章脚注24および脚注30を参照。また、POW取引の仕組みについては、第1章第III節(6)を参照。

<sup>3</sup> なお、POW取引については、会計以外の問題も存在するが、この点については本章の検討課題とはしない。

<sup>4</sup> なお、EITF96-13の規定内容の詳細とその問題点については、第5章で論じる予定である。

<sup>5</sup> なお、EITF87-31の詳細については、梶田[1996a]31-34ページ、梶田[1997b]35-39ページを参照。

<sup>6</sup> なお、EITF96-1の詳細については、次を参照。Beier and Herz[1997]pp.59-62; 萩・川本[1997]233-234ページ。

発生せず、POWが行使された時の償還コストの増大は持分を通じて認識され、いっぽう、POWが行使されなかった時には、受け取ったオプション料は持分として処理される。そして、決算時においてはPOWに関して公正価値評価を行わない。また、POW株式は、「償還優先株式を持分から除外すべし」と規定する、SECのASR 268「財務諸表における『償還優先株式』の表示」<sup>7</sup>(SEC[1979])を類推適用し、持分から除外し、負債と持分の中間項目である「一時的持分(temporary equity)」として表示する(このことを「再分類」と呼ぶこともある)<sup>8</sup>。

いっぽう、EITF 96-1は、EITF 87-31が定められた後の、金融商品の高度化に対応したものであり、決済方法<sup>9</sup>が多様化したPOW取引について扱っている。EITF 96-1では、現金決済のみが要求される場合、またはホルダーに株式による決済(現物決済ないし純額株式決済)<sup>10</sup>と現金決済を認める場合には、POWは負債として処理され、POW取引について損益が認識される。いっぽう、株式による決済を要求する場合、またはライターに株式による決済と現金決済の選択を認める場合には、EITF 87-31を適用する。

そしてEITF 96-13では、規定がさらに細分化され、現物決済と純額株式決済との選択を持つ場合についても規定される。EITF 96-13において、POW取引の会計処理は3つに大別され、これを図示すると第4-1表のようになる。具体的な会計処理の例については、第1章第III節の(6)を参照されたい。

ここで問題となるのは、EITFルールが、POW株式の相手勘定に関して「持分の減少とすべし」としか定めず、そしてPOWの会計処理に関して、「持分の増加とすべし」としか定めていないことである<sup>11</sup>。そのため、実務においては、これらの項目についてどの持分項目をどれだけ増減させるかについて、問題が提起される。次節では、主にこの点に着目し、POW取引に関する会計実務について検討していくことにする。

---

<sup>7</sup> 「償還優先株式(redeemable preferred stock)」とは、ASR 268における定義によると、次の条件のうち1つ以上を満たす優先株式のことである(SEC[1979] p.1413.)。

(1)一定の金額で、一定の期日・期間に償還しなければならない優先株式。

(2)ホルダーが任意に償還請求できる優先株式。

(3)発行者のみでコントロールできない償還条件をもつ優先株式。

<sup>8</sup> ASR 268の規定は、償還優先株式を持分から除外することを規定するだけであり、一時的持分に計上することを規定していないが、そのいっぽうで負債とすべきことも規定していないため、償還優先株式は持分でなく負債でもない項目に計上されることになる。しかし、ASR 268は単なる表示の規定であり、表示の方法を除けば、発行者の持分として扱われる(FASB[1990]par.207)。

<sup>9</sup> 決済方法については、第1章第III節(6)(C)を参照。

<sup>10</sup> 本章において、「株式による決済」とは「現物決済」「純額株式決済」の両者を含むものとする。

<sup>11</sup> EITFルールに関する他の問題については、第5章で論じる予定である。

第4-1表 EITF96-13における決済方法による処理方法の区分

		決済方法が単一の場合			ライターに決済方法の選択がある場合			ホルダーに決済方法の選択がある場合		
		現物決済	差額現物決済	差額現金決済	差額現物決済と現物決済との選択	差額現物決済と差額現金決済との選択	差額現金決済と現物決済との選択	差額現物決済と現物決済との選択	差額現物決済と差額現金決済との選択	差額現金決済と現物決済との選択
(1) 取引開始時のPOWの分類	持分	*	*		*	*	*	*		
	負債			*					*	*
(2) 測定方法、及び事後的な分類と測定	POWを恒久的持分として分類し、決算時におけるPOWの公正価値の変化を無視する		*		*	*				
	POWを恒久的持分として分類し、現金による償還額を暫定的持分に移転し、決算時におけるPOWの公正価値の変化を無視する(注1)	*					*	*		
	POWを負債として分類し、決算時におけるPOWの公正価値の変化を認識する(注2)			*					*	*

注1：暫定的持分への分類と、暫定的持分の測定は、公表会社のみに適用される。

注2：公正価値の決算時の変化は、稼得利益において報告され、貸借対照表において開示されなければならない。

出典：EITF[1997]p.874Bを修正。

### Ⅲ 米国における会計処理実務

ここでは、POW取引(POW取引に類似するが厳密にはPOW取引ではない、償還株式やプット・ワラント<sup>12</sup>などの取引については除外している)に関する米国における会計処理実務について、主にAICPAが発行している *Accounting Trends&*

<sup>12</sup> プット・ワラント(put warrant)とは、POWとワラントの両方の性質を持った金融商品であり、ホルダーはワラント部分を行使して株式を取得するか、POW部分を行使して株式をライター(株式の発行者)に売却することができる。また、株式取得のためのワラントの行使と、その支払のための株式のライターへの売却を、同時に行うことができる場合もある(EITF[1997]pp.874E-874F)。プット・ワラントについての現在の会計ルールはEITF96-13であるが、非公開会社については旧ルール(EITF[1988])を用いることもできる(EITF[1997]p.874F)。なお、プット・ワラントの会計問題を論じたものとして、野口[1994]が挙げられる。

*Techniques*を参考にして検討する<sup>13</sup>。なお、POW取引の記述が *Accounting Trends & Techniques*に現れるのは1993年版からであったため、1993年版以降の *Accounting Trends & Techniques*を参考にし、さらに、POW取引の記述が *Accounting Trends & Techniques*に現れた企業のアニュアル・レポートを、入手できる範囲で参考にする<sup>14</sup>。

本章における論述の都合上、次の諸点を検討する<sup>15</sup>。

- ① POWの貸方の区分
- ② POW取引開始時点における、POW株式の貸方の区分
- ③ POW取引開始時点における、POW株式の相手勘定に関する借方の区分
- ④ 財務諸表本体におけるPOWおよびPOW株式についての公正価値評価(単なる注記開示はここに含まれない)
- ⑤ 取引終了時のPOWの処理

また、決済方法に関する言及は、EITFルールへの準拠を検討する手掛りとなるので、決済方法に言及している場合は、その旨を示すことにする。

なお、各事例について考えられる仕訳については、紙幅の都合上、示すことができなかった。

#### (1) The Boeing Companyの事例<sup>16</sup>

Boeingは、1992年のアニュアル・レポートにおいて、「全てのプット・オプションが行使された場合に支払わなければならない金額(POW株式のことを指す)」の1億7500万ドルを、追加払込資本から除外し、“contingent stock repurchase commitment”という名称で一時的持分項目に計上し、負債と持分の中間に開示している。また、POWに該当するプレミアム収入金額の1500万ドルを、“cash received on put options”という項目で、払込資本として計上している。しかし、1993年のアニュアル・レポートにおいて、POW株式に相当する金額(1億7500万ドル)は存在するが、POW(1500万ドル)は独立開示されず追加払込資本に計上されたままになっている。さらに1994年にはPOWが満期を迎え、POW株式は消滅するが、POWの金額は依然として追加払込資本に計上されたままになっている。

---

<sup>13</sup> 各事例は *Accounting Trends and Techniques*に掲載された順番ではなく、取引開始年度順に紹介されている。

<sup>14</sup> 1992年以前のデータについては株主用アニュアル・レポートを参照し、1993年以降のデータについてはSECのEDGARシステム (Electronic Data Gathering, Analysis, and Retrieval system, <http://www.sec.gov/edgar.shtml>) から入手したSECのForm 10-K、もしくはForm 10-K405のアニュアル・レポートを参照した。

<sup>15</sup> なお、取引の目的に関する記述も検討すべき点として考えられるが、POW取引では取引の目的は会計処理に関係しないと考えられるので、ここでは検討対象としない。

<sup>16</sup> この部分の記述は、次を参考にした。AICPA[1993]p.243; Schneider and McCarthy[1995]p.27; The Boeing Company[1992-1994].

### (2) McDonald's Corporation の事例<sup>17</sup>

McDonald は、1992 年のアニュアル・レポートにおいて、POW株式に該当する 9400 万ドルを“common equity put options”として、負債と持分の中間に開示した。受け取ったプレミアムは「一時的持分に再分類された 9400 万ドル」(Schneider and McCarthy[1995]p.27)<sup>18</sup>と相殺され、正味持分減少額の 9150 万ドルが、株主持分計算書の「自己普通株式」に記録された。受け取ったプレミアムの金額は 250 万ドルと思われるが、明確には開示されない。また、満期になった POWに関する会計処理は行われず、依然として自己普通株式の減少として計上されたままになっている。同社は、それ以降も POW取引を行い、1992 年の場合と同様の会計処理を行っている。

### (3) Gerber Products Company の事例<sup>19</sup>

Gerber Products は 1992 年に、同社の普通株式 30 万株に対して 1 株当たり平均行使価格 31 ドルで、POWを発行した。行使価格の総額(POW株式)である 930 万ドルは流動負債に含まれ(ただし POW株式の独立開示はなされない)、それに伴い持分の減少は POWの金額と相殺され、普通株式の減少 75 万ドル、および留保利益の減少 837 万ドルとして計上される。POWの金額は 18 万ドルと思われるが、明確には開示されない<sup>20</sup>。

---

<sup>17</sup> この部分の記述は、次を参考にした。A I C P A [1993]p.424. ; A I C P A [1995]p.284 ; A I C P A [1999]p.257, Schneider and McCarthy[1995] p .27 ; McDonald's Corporation[1992-1999].

<sup>18</sup> なお、McDonald のアニュアル・レポートでは、POW株式の金額が「その他の長期負債」からも「株主持分」からも除外されているのみであり、この金額が一時的持分であるか否かについては明瞭ではない。よって、POW株式に該当する金額(9400 万ドル)を「一時的持分」と呼ぶのは、Schneider and McCarthy[1995]における当該記述によるものである。

<sup>19</sup> この部分の記述は、次を参考にした。A I C P A [1994]p.439 ; Gerber Products Company[1993]. なお、Gerber Product は 1994 年に Sandoz Ltd.に合併され、さらに、Gerber Products は現在、Sandoz Ltd. と Ciba-Geigy Ltd.との合併により 1996 年に設立された Novartis Group (本社所在地はスイスのバーゼル)の一部となっている(Gerber Products のホームページ <http://www.gerber.com/contactus/history.asp> を参照)。したがって、1994 年以降の Gerber Products のアニュアル・レポートは入手できなかった。また、1994 年以降の Sandoz の、1996 年以降の Novartis のアニュアル・レポートも入手できなかった。

<sup>20</sup> その後の POWの行方については、資料の制約上、不明である。

#### (4) Dixie Yarns, Inc. (1997年より、Dixie Group と名称変更)の事例<sup>21</sup>

Dixie Yarns は 1993 年に、企業買収に際して普通株式 102 万 9446 株を発行した。この普通株式は、2 年後に株式を同社に一定価格で売却する権利と同様の、普通株式に関する権利を条件として発行された。同社はこの株式(1817 万 7958 ドル)を、「プット・オプションの対象となった普通株式」として、繰延税金勘定と株主持分の間に開示し、株主持分計算書には計上しなかった<sup>22</sup>。しかし、受け取ったオプション料に関する記述は存在しなかった。よって、これは、普通株式と当該普通株式に対する売建プット・オプションとが不可分である「プット・オプション付普通株式(puttable common stock)」であると考えられる<sup>23</sup>。なぜなら、POW の場合は、2 年後の一定期日にのみ行使できるということはないからである<sup>24</sup>。この場合、実務は A S R 268 の規定に支配され、普通株式や、償還権を持たない持分証券を追加発行することで義務を満たす意図と能力がある場合には、プット・オプション付普通株式は持分であるが、その他の場合には、プット・オプション付普通株式全体は一時的持分に表示される(F A S B [1990]par.360)。Dixie Yarns の場合には、現金で償還されるので、このプット・オプション付普通株式は一時的持分となる。この普通株式は 1995 年に、約 1828 万 1000 ドルの現金で償還され、簿価と償還価格の差額の約 10 万 3000 ドルが、追加払込資本の減少として処理されている。

#### (5) Union Carbide Corporation の事例<sup>25</sup>

Union Carbide は、1993 年に POW を発行した。「プット・オプション売却による

---

<sup>21</sup> この部分の記述は、次を参考にした。A I C P A [1994]p.253 ; Dixie Yarns, Inc. [1993-1995]. なお、後に述べるように、この事例は厳密には POW 取引といえないと考えられるが、A I C P A [1994]では“Put Option” (POW) の事例として紹介されているので、ここに挙げておくことにする。

<sup>22</sup> この記述だけで、プット・オプションの対象の株式が負債であるか一時的持分であるかを判断することはできないが、少なくとも、持分からは除外しているものと思われる。

<sup>23</sup> プット・オプション付普通株式は、株式の追加発行によって決済されるのが普通であるとされる(Chen and Kensinger [1988]p.27)が、必ずしも株式の追加発行によって決済されるわけではなく(F A S B [1990]par.353)、Dixie Yarns の事例では、現金で決済される。なお、プット・オプション付普通株式については、次を参照されたい。Chen and Kensinger [1988] ; F A S B [1990]pars.353-380.

<sup>24</sup> POW の場合、ライターが 2 年間の間いつでも買戻し可能である(E I T F [1987])。また、POW の場合は、「満期前にホルダーが行使しないという保証はありえない」(E I T F [1987])とされているので、ホルダーは、満期までの間、常に行使可能である。いっぽう、プット・オプション付普通株式の場合、プット・オプションに係る権利のホルダーによる行使は通常、一定期日にのみ可能である(F A S B [1990]par.353)。

<sup>25</sup> この部分の記述は、次を参考にした。A I C P A [1996]pp.452-453 ; Union Carbide Corporation [1993-1997].

受取金(POW)」が株主持分計算書において、追加払込資本の増加として計上されているいっぽう、「プット・オプション義務の再分類(POW株式)」が追加払込資本の減少として計上され、貸方側では持分項目から除外されるが、独立した項目としては開示されない<sup>26</sup>。POW取引は1993年から1997年まで行なわれているが、期間ごとにPOWの金額が増加するだけで、行使もしくは満期により消滅したPOWについて会計処理は行われず、追加払込資本に計上されたままになっている。1995年以降のアンニュアル・レポートでは、POW取引に関する追加払込資本の正味増減額のみが計上され、プレミアム金額とPOW株式の再分類額が相殺されているため、受け取ったプレミアムの金額は不明である。

#### (6) WMX Technologies, Inc. の事例<sup>27</sup>

WMX Technologiesは1994年に、普通株式1790万株に対してPOWを発行し、2996万5000ドルを得たが、これを追加払込資本に貸記し、そのいっぽうで、POW株式に相当する金額2億5232万8000ドルを追加払込資本から除外し、一時的持分に“Put Options”として計上した。このオプションは、ライターに、純額現金決済と現物決済の選択を認めているが、この時点ではEITF 96-1は存在しないため、EITF 87-31が適用される。1995年2月になって、純額現金決済を行ない、1201万9000ドルを支払った。この決済も、追加払込資本の減少として処理されている。さらに1995年にも、同社はPOWを発行し、2162万2000ドルを得た。1995年の貸借対照表では、“Put Options”の金額は2億6195万9000ドルになっている。

なお、POWは行使されずに満期になるが、POWに関する会計処理は行われず、POWは追加払込資本に計上されたままになっている。

#### (7) The New York Times Company の事例<sup>28</sup>

New York Timesは、1994年からPOW取引を行っている。1994年に同社が行った取引に関して見ていくと、株式121万株に対して発行したPOWによる受取金の118万9000ドルは、追加資本として計上され、1994年の決算時に残っているPOW

---

<sup>26</sup> よって、負債か一時的持分かは不明である。しかしこの事例は、同じように負債か一時的持分かは不明瞭なMcDonaldやPotlatchの事例とは異なり、貸借対照表に独立した項目として開示されていない。また、株主持分計算書ではPOW株式を、「プット・オプション義務の再分類」という項目で表示しているため、POW株式は、何らかの「義務」を表す項目に算入されているものと思われる。同社のアンニュアル・レポートにおいて、何らかの「義務」を表す項目は、「退職後給付義務」と「その他の長期義務」しか存在しない。よって、「プット・オプション義務」は、「その他の長期義務」項目に算入され、負債と分類されているものと思われる。

<sup>27</sup> この部分の記述は、次を参考にした。Schneider and McCarthy[1995]p.27 ; A I C P A[1995]pp.92-93 ; WMX Technologies, Inc.[1994-1996].

<sup>28</sup> この部分の記述は、次を参考にした。A I C P A[1995]p.490 ; New York Times Company[1994-1998].

株式 12 万株に対する要償還額 266 万ドルが、追加資本の控除として株主持分計算書に記録され、貸借対照表の貸方においては「その他の負債」に計上されている。しかし、POW株式について、独立しての開示はなされない。また、公正価値の変動に関する開示は行われていない。行使されたPOWや、未行使のまま満期になったPOWについて、会計処理は行われず、POWの金額は追加資本に計上されたままになっている。また、1995年以降も、POW取引について、1994年と同様の会計処理が行われている。

#### (8) General Mills の事例<sup>29</sup>

General Mills は 1994 年に、POWを発行し、650 万ドルを得た。同社はPOWによる受取額を、普通株式項目<sup>30</sup>に 630 万ドル、自己株式の減少に 20 万ドル計上し、POW株式に関わる潜在的義務(1 億 2200 万ドル)は、資本項目から「プット・オプションの対象となっている普通株式」という名称の一時的持分項目に移される。

そして、1995年のアニュアル・レポートの株主持分の注記では、POW株式に相当する 1 億 2200 万ドルが、POWの消滅に伴い、一時的持分項目から資本項目に再分類されている。しかし、満期や行使により消滅したPOWについての会計処理はなされず、自己株式の減少として計上されたままになっている。同社はPOWによって自社株式を買い戻しており、少なくとも現物決済を用いていることは明らかである。

同社は 1996 年以降も POW取引を行うが、1996 年以降の会計処理は 1994 年の場合とは異なり、POW株式が表示されず、POWの受取と決済による普通株式項目および自己株式項目の正味増加が記録されるだけである。1997 年以降のアニュアル・レポートでは、POWが決算時にあるにもかかわらずPOW株式の再分類が行われず、POWについての受取額と決済による支払額との正味金額が株主持分計算書に記録されるだけである。このことから、決済の選択権に関する記述はないが、何らかの決済方法の選択権がライターに与えられているものと考えられる<sup>31</sup>。

---

<sup>29</sup> この部分の記述は、次を参考にした。Schneider and McCarthy[1995]p.27 ; General Mills,Inc.[1994-1999].

<sup>30</sup> General Mills のアニュアル・レポートにおいては、資本金項目と資本剰余金項目が「普通株式」という項目に統合されているので、この「普通株式」項目の減少が、減資にあたるのか、資本剰余金の取り崩しにあたるのか不明瞭である。

<sup>31</sup> General Mills の株主持分計算書では、実際に持分金額が増減していることから、純額現金決済によって現金の増減が生じているものとみられる。よって、ホルダーに決済方法の選択権があるならばPOWは負債になるが、実際には負債ではなく持分になっているので、決済方法の選択権はライターにある。しかし、純額株式決済が決済方法の選択肢に含まれることについては、不明である。かりに純額株式決済が決済方法の選択肢に含まれるならば、POW株式を一時的持分に表示しなくてもEITF 96-13に反した会計処理とはいえないが、ライターに現物決済と純額現金決済の選択を認めるPOWであれば、POW株式を一時的持分に表示しない会計処理は、EITF 96-13に反することになる。



#### (9) U S T Inc.の事例<sup>32</sup>

U S Tは1995年から1997年まで、P O W取引を行っている。1995年に受け取ったP O Wの金額は30万ドルであった。同社はP O Wの金額を、P O W株式の再分類に係る追加払込資本の減少と相殺し、その差額の784万5000ドルを貸借対照表ではその他の負債に含めている。よって、受け取ったP O Wの金額(30万ドル)は、追加払込資本に計上された後に、P O W株式の再分類による追加払込資本の減少と相殺されたものとみられる。また、消滅したP O Wに係る会計処理はなされなかった。その後も、1995年の場合と同様の会計処理が行われる。

#### (10)Potlatch Corporation の事例<sup>33</sup>

Potlatchは1995年にP O Wを発行し、74万6000ドルを得た。P O W株式に関する「潜在的義務」(1224万7000ドル)は、貸借対照表では“Put Options”として、繰延税金とともに、「株主持分」と「その他の長期負債」の中間に分類された<sup>34</sup>。P O Wに該当する74万6000ドルと、P O W株式に該当する1224万7000ドルは、株主持分計算書で自己普通株式の欄に計上され、P O Wが自己株式の減少、P O W株式が自己株式の増加としてそれぞれ計上されている。取引終了時においては、P O Wについての会計処理は行われず、P O Wは自己株式の減少として計上されたままになっている。同社はそれ以降もP O W取引を行い、同様の会計処理を行っている。

#### (11)Mapco, Inc.の事例(1998年3月にWilliams Companies, Inc.に合併される)<sup>35</sup>

Mapcoは、1996年の第4四半期に普通株式55万株分についてP O Wを発行した。プレミアム収入の59万5500ドルは、「額面超過資本(capital in excess of par value)」として計上された。いっぽう、P O W株式に該当する1670万ドルは、「普通株式に対する持分プット・オプション」という名称で、額面超過資本から除外され、繰延所得税や少数株主持分よりも下段に開示されている<sup>36</sup>。また、1997年にも45万株分につい

<sup>32</sup> この部分の記述は、次を参考にした。A I C P A[1999]pp.434-435 ; U S T Inc.[1995-1997].

<sup>33</sup> この部分の記述は、次を参考にした。A I C P A[1996]p.253 ; A I C P A[1998]p.273 ; Potlatch Corporation[1995-1999].

<sup>34</sup> しかし、これらの記述だけでは、P O W株式に該当する“Put Option”項目が一時的持分であるとは断定できない。しかし、「繰延税金」と「株主持分」の中間にP O W株式に相当する項目が存在するのは、前述のMcDonaldの場合と同じであり、よって、Potlatchの場合にも、McDonaldと同様に、「一時的持分である」とするSchneider and McCarthyにおける言及(Schneider and McCarthy[1995]p.27)が当てはまると考えられ、“Put Option”項目は「一時的持分」であると考えられる。

<sup>35</sup> この部分の記述は、次を参考にした。A I C P A[1997]pp.255 and 445 ; Mapco Inc.[1996-1997]; Williams Companies, Inc.[1997-1998].

<sup>36</sup> これは、前述のMcDonaldやPotlatchの場合と同じであり、よって、MapcoのP

てPOW取引を行い、同年の貸借対照表では、POW株式に該当する金額の1230万ドルが1996年の時と同じように開示されるが、株主持分計算書の表記方法が変更され、POW株式に関する項目が消え、POW取引に関する正味の持分増減額の490万ドル<sup>37</sup>が「普通株式に対する持分プット・オプションの売却による受取額」として株主持分計算書に計上されている。しかし、1996年に受け取ったプレミアムは、オプションが行使されたり満期になったりして消滅した後の1997年のアニュアル・レポートでは、POWについての会計処理が行われないうまま、額面超過資本に計上されたままになっている。

また、決済方法の選択についての言及がある。オプションが行使される場合にMapcoは決済方法の選択権を有し、株式の買戻しを行なってもよいし、株式の市場価格とPOWの行使価格の差額を現金で支払ってもよい、と記述されている。決算日(1996年12月31日)の時点ではEITF96-13は成立しておらず、EITF96-1が適用されるはずであるが、この場合はライターであるMapcoの方に決済方法の選択権があるので、EITF87-31が適用される。よって、POWは持分として計上され、POW株式は一時的持分として負債と持分の中間に開示される。Mapcoの場合も、これらのルールに従っているものと思われる。

その後、Mapcoは1998年3月にWilliamsに買収されるが、1998年のWilliamsのアニュアル・レポートでは、Mapcoから引き継いだPOW株式を示す1230万ドルが消滅し、その分だけ持分が増加していることが、株主持分計算書に記されているだけである。また、1997年のWilliamsの財務数値をMapco合併後の数値に修正したアニュアル・レポート(1998年5月19日にSECに提出されたForm 8-K)でも、POW取引の記述は株主持分計算書に存在するのみであり、貸借対照表や損益計算書には何の記述もない<sup>38</sup>。

#### (12)Times Mirror Companyの事例<sup>39</sup>

Times Mirrorは1996年からPOW取引を行っている。1996年のアニュアル・レポートで同社は、受け取ったPOWに係る364万5000ドルを株主持分計算書の追加払込資本の増加として計上し、POW株式に該当する3817万2000ドルを追加払込資本

---

OW株式も「一時的持分」に区分されているものと考えられる。

<sup>37</sup> 1996年には55万株分に対して59万5500ドルを受け取り、次の年には45万株分に対して490万ドルを受け取るというのは不自然である。POW株式の金額の減少から見て、この490万ドルはPOW取引による正味の持分減少額と考えるのが自然であろう。よって、1997年に受け取ったプレミアムの金額は不明である。

<sup>38</sup> ゆえに、Mapcoが一時的持分と処理したPOW株式については、Williamの貸借対照表では明示されない。よってWilliamsは、前述のUnion Carbideと同様に、MapcoのPOW株式を「その他の負債」に再分類した上で合算したものと解される。なお、WilliamsそのものがPOW取引を行ったという形跡は見られない。

<sup>39</sup> この部分の記述は、次を参考にした。AICPA[1999]pp.113-114; Times Mirror Company[1996-1999].

から除外し、「プット・オプションの対象となっている普通株式」という名称で一時的持分<sup>40</sup>として開示している。その後も同社はPOW取引を行い、1996年と同様の会計処理を行っている。ただし、消滅した、もしくは行使されたPOWに係る会計処理はなされない。

#### (13) Xerox Corporation の事例<sup>41</sup>

Xeroxは1996年からPOW取引を行っている。1996年に同社は、POWの対価として1100万ドルを受け取り、それを追加払込資本の増加として計上している。このPOWは満期にしか行使できず、満期時にホルダーによって行使された場合に、ライターに現物決済と純額現金決済との選択を認めるものであるとみられる<sup>42</sup>。また同社は、POW株式の再分類を行っていない。同社はそれ以降も、1996年に行った会計処理と同様の会計処理を行っている。ただし、Xeroxにおいては、消滅した、あるいは行使されたPOWに係る会計処理はなされない。

#### (14) Gillette Co. の事例<sup>43</sup>

Gilletteは、1997年からPOW取引を開始した。1997年に得たプレミアムは2万7000ドルであり、同社はこの金額を追加払込資本に計上した。いっぽう、1997年の貸借対照表において、POW株式にあたる金額は40万7000ドルであり、同社はこの金額を追加払込資本から除外し、貸借対照表においては、「普通株式に対するプット・オプションに関する条件付償還価値(contingent redemption value of common stock put options)」という名称で、少数株主持分と株主持分の中間に独立開示した。よって、

---

<sup>40</sup> Times Mirror の場合、POW株式は総負債の金額の計算からは除外され、さらには株主持分からも除外されているので、General Millsと同様、このPOW株式が一時的持分であることは明らかである。

<sup>41</sup> この部分の記述は、次を参考にした。AICPA[1999]pp.438-439 ; Xerox Corporation[1996-1999].

<sup>42</sup> XeroxのPOWは、ホルダーに対して、同社の株式を特定の価格で売却する権利を付与するものである。また、同社のアニュアル・レポートには、「[当該POWは]わが社の任意で現金決済することが可能である」という注記がある。したがって、同社のPOWは現物決済が可能なものであり、さらに純額現金決済の選択がライターに付与されているものと考えられる。ただし、純額株式決済については言及がないため、同社のPOWは、ライターに現物決済と純額現金決済との選択を認めるものであると考えられる。EITF 96-13では、ライターに現物決済と純額現金決済との選択を認めるPOWについては、POW株式を一時的持分に表示しなければならないが、同社はPOW株式を一時的持分に表示しておらず、かかる点については、EITF 96-13に反しているものとみられる。

<sup>43</sup> この部分の記述は、次を参考にした。AICPA[1998]pp.452-453; Gillette Co.[1997-1999].

同社はPOW株式を一時的持分として開示しているものと考えられる<sup>44</sup>。また、POWやPOW株式に係る公正価値評価は行われぬ。同社は1998年以降もPOW取引を行い、1997年と同様の会計処理を行っている。1998年の貸借対照表におけるPOW株式の金額は27万7000ドルであり、同年の株主持分計算書においては、1997年と1998年のPOW株式の差額の13万ドルだけ、追加払込資本が増加している。

注記に「買戻さねばならなかった発行済普通株式はなかった」という記述があることから窺えるように、POWは行使されずに消滅している。しかし、消滅した、あるいは行使されたPOWの金額に関する会計処理は行われず、依然として追加払込資本に計上されたままであり、受け取ったオプション料の金額だけ追加払込資本を増加させる会計処理がなされている。

#### (15) Maytag Corporation の事例<sup>45</sup>

Maytagは1997年にPOW取引を行い、プレミアムの985万6000ドルを追加払込資本に計上した。このPOWは、ホルダーによって行使された時に、ライターに現金による決済と株式による決済<sup>46</sup>の選択を認めている。しかし、POW株式に係る再分類は行われぬこと。同社は1998年以降もPOW取引を行い、1997年と同様の方法で会計処理している。ただし、消滅したり行使されたPOWに係る会計処理はなされない。

#### (16) Tandy Corporation の事例<sup>47</sup>

Tandyは1998年にPOW取引を行い、30万ドル(同社のキャッシュ・フロー計算書による)を受け取った。このPOWは満期日にのみ行使可能であり、ライターに現物決済と純額現金決済のいずれかを選択する権利を与えている。同社はPOWに係る30万ドルをPOW株式に係る金額と相殺し、POW株式からPOWの30万ドルを控除した330万ドルを自己株式から控除し、そしてその金額を「普通株式プット・オプション」という呼称で、貸借対照表ではその他の負債と株主持分の中間<sup>48</sup>に一時的持分として独立開示している。ゆえに同社は、EITF 96-13に依拠していることが明らかである。同社は1999年にもPOW取引を行い、1998年と同様の会計処理を行っている。ただ

<sup>44</sup> この会計処理は、前述のMcDonald、Potlatch、あるいはMapcoの事例と同じであるため、GilletteのPOW株式も、一時的持分として処理されているものと判断した。

<sup>45</sup> この部分の記述は、次を参考にした。AICPA[1999]pp.480-481; Maytag Corporation[1997-1999].

<sup>46</sup> 株式による決済には2通りあるが、Maytagのアンニュアル・レポートでは、株式でも決済できると記述されているだけであり、株式による決済の詳細な方法については記されていない。

<sup>47</sup> この部分の記述は、次を参考にした。AICPA[1999]pp.257-258; Tandy Corporation[1998-1999].

<sup>48</sup> この場合も、前述のMcDonald、Potlatch、Mapco、およびGilletteの事例と同じであるため、同社のPOW株式も、一時的持分として処理されているものと判断した。

し、消滅したり行使されたPOWに係る会計処理は行われぬ。

(17) Dow Jones and Company, Inc.の事例<sup>49</sup>

Dow Jonesは1998年にPOW取引を行い、受け取ったPOW該当する349万ドルを追加払込資本に計上した。このPOWはホルダーによって行使された時に、ライターに現物決済と純額現金決済と純額株式決済との選択を認めるものである。同社はPOW株式の再分類を行っておらず、EITF 96-13に依拠しているものとみられる。同社は1999年にもPOW取引を行い、1998年と同様の会計処理を行っている。ただし、消滅したり行使されたPOWに係る会計処理はなされない。

(18)小括

ここでは、主に *Accounting Trends & Techniques* における記述をもとに、POW取引に関する開示実務を概観した。これらをまとめると、次のようになる(第4-2表)。この第4-2表を踏まえ、ここで簡単に要約を行なっておきたい。

まず、POWの金額については、資本(払込資本、追加払込資本、あるいは自己株式の減少など)として明確に開示している事例と、POW株式の金額と相殺して明確に開示していない事例とが存在したが、取引終了時において満期になったり行使されたPOWについては、会計処理は行われずに計上されたままになっている(資料不足で判断できなかった事例を除く)。また、POW株式を持分から除外して再分類する事例では、注記等で一時的持分と明記する事例、一時的持分なのか負債なのか不明瞭な事例、負債とし、独立開示されない事例はあったが、POW株式を持分としている事例はなかった。POW株式の相手勘定(借方)は、資本剰余金(追加資本、追加払込資本、額面超過資本)の減少とする例が比較的多いが、自己株式の増加とする事例(McDonald、Potlatch、Tandyの各事例)や、資本金と留保利益を減少させる事例(Gerberの事例)もあった。そのいっぽうで、POW株式の再分類がなされない事例もあった。

ただし、POW取引において、受け取ったオプション料を何らかの形で持分に計上し、POWが行使や満期によって消滅した時にPOWに関する会計処理がなされないという点と、POW株式を表示する場合(表示しない場合を除く)に持分から除外する点は、いずれの事例も共通している。

---

<sup>49</sup> この部分の記述は、次を参考にした。AICPA[1999]p.278 ; Dow Jones and Company, Inc. [1998-1999].

第4-2表 POW取引に関する実務のまとめ

企業名	対象年度	①取引開始時におけるPOWの区分	②取引開始時におけるPOW株式の区分	③取引開始時におけるPOW株式の相手勘定の区分	④公正価値評価	⑤取引終了時におけるPOWの処理	決済方法の選択権	備考	
Boeing	1992-1994	払込資本	一時貸付分	追加払込資本から除外	記述なし	なし	なし		
McDonald	1992-1999	POW株式による再分類と相殺	一時貸付分	自己株式の増加	記述なし	なし	なし		
Gerber Products	1993	POW株式による再分類と相殺	流動負債	資本金および留保利益から除外	記述なし	不明(注1)	なし	1994年以降のアニエール・レポートは入手できず(注2)	
Dixie Yarns	1993-1995	記述なし	一時貸付分	合併によって取得される純資産	記述なし	なし	なし	POW取引ではなく、ブット・オブション付き普通株式	
Union Carbide	1993-1997	追加払込資本	その他の長期義務債	追加払込資本から除外	記述なし	なし	なし		
WMX Technologies	1994-1996	追加払込資本	一時貸付分	追加払込資本から除外	記述なし	なし	ライターの現物決済と純現金決済との選択権を与える	1998年以降のアニエール・レポートは入手できず	
New York Times	1994-1998	追加資本	その他の負債	追加資本から除外	記述なし	なし	なし		
General Mills	1994-1999	資本金および資本剰余金および自己株式の減少	一時貸付分(1994年-1995年) なし(1996年以降)	資本から除外(1994年-1995年) なし(1996年以降)	記述なし	なし	なし(1994年-1995年) ライターの現物決済と純現金決済の選択権を与える(1996年以降)(注3)		
U S T	1995-1997	追加払込資本	その他の負債	追加払込資本から除外	記述なし	なし	なし		
Pollatch	1995-1999	自己普通株式の減少	一時貸付分	自己普通株式の増加	記述なし	なし	なし		
Mapco	1996-1997	額面超過資本	一時貸付分(注4)	額面超過資本から除外	記述なし	なし	ライターの現物決済と純現金決済との選択権を与える	1998年以降 Williams に合併される	
Times Mirror	1996-1999	追加払込資本	一時貸付分	追加払込資本から除外	記述なし	なし	なし		
Xerox	1996-1999	追加払込資本	なし	なし	記述なし	なし	ライターの現物決済と純現金決済との選択権を与える		
Gillette	1997-1999	追加払込資本	一時貸付分	追加払込資本から除外	記述なし	なし	なし		
Maytag	1997-1999	追加払込資本	なし	なし	記述なし	なし	ライターの現金による決済と株式による決済との選択権を与える		
Tandy	1998-1999	自己普通株式の減少	一時貸付分	自己普通株式の増加	記述なし	なし	なし	ライターの現物決済と純現金決済との選択権を与える	
Dow Jones	1998-1999	追加払込資本	なし	なし	記述なし	なし	なし	ライターの現物決済・純現金決済・純額面決済との選択権を与える	

注1：「不明」とは、資料不足により不明であることを示す。

注2：1994年に Gerber Product は Sandoz に合併され、Sandoz は 1996 年は Novartis に合併されるが、1994 年以降の Sandoz の、1996 年以降の Novartis のアニエール・レポートは入手できなかつた。

注3：決済方法に関する記述は見当たらず、決済方法についての具体的な内容は不明であるが、1996 年以降の POW には、決済方法の選択権がライターの付されているものと考えられる。しかし、純現金決済が決済方法の選択権に含まれるか否かについては、不明である。

注4：Mapco を合併した Williams は Mapco とは異なり、POW 株式を「その他の負債」に計上しているものと解されるが、Williams そのものは POW 取引を行っていないので、ここでは Williams の開示内容についてはとりあげない。

#### IV 現行実務に対する評価

ここで、実務に対する評価を行なっておきたい。

取引開始時におけるPOWの処理に関する実務では、何らかの形で持分項目として  
いる点は、共通している。拠出資本(資本金ないしは資本剰余金)とする事例が多いが、  
POW株式の再分類と相殺し、持分内部での区分が不明瞭な事例もあれば、自己株式  
の減少とする事例もあり、あるいは、General Millsのように、自己株式の減少と資本  
に分けて計上している事例もあり、多様な実務が行われている。しかし、POW株式  
の再分類と相殺する実務(McDonald、Gerber、UST、Tandyの各事例)は、オプション  
料の受取取引をあたかも生じなかったかのように見せることになり、情報の開示と  
いう点からみれば不適切な実務といえよう。また、オプション料の受取を自己株式の  
減少であるとする実務(General Mills、Potlatchの各事例)は、自己株式の減少でない  
ものを自己株式の減少として処理することになり、論理的には説明できない。

POW株式が表示される事例において、取引開始時に貸方に現れるPOW株式につ  
いては、持分から除外する点については各事例において共通するものの、負債とする  
事例と一時的持分とする事例があり、さらには負債なのか一時的持分なのかについて、  
一見ただけでは判断できない事例もあった。よって、POW株式に関しては、負債  
とする事例と一時的持分とする事例とがあり、統一されていないというのが現状であ  
る。

また、取引開始時におけるPOW株式の相手勘定(借方項目)については、持分項目の  
減少という点においては各事例とも一致するものの、実務においては様々な処理が行  
われている。したがって、POW株式の相手勘定に関しては、様々な実務が存在し、  
統一されていない上に、POW株式の相手勘定として、発生してもいない自己株式を  
計上したり(McDonald、Potlatch、Tandyの各事例)、資本金と留保利益の減少として  
処理する(Gerberの事例)など、論理的に説明できないものもある。

いっぽう、POW株式が表示されない事例はいずれも、株式による決済と純額現金  
決済の選択をライターに認める事例(1996年以降のGeneral Millsの事例も当該事例に  
含まれると考えられる)であった。決済方法の選択をライターに認める場合にPOW株  
式を示さなくてもよいとする規定が、EITF 96-13に存在するが、POW株式を表  
示しなくてもよいのはライターの選択肢に純額株式決済が含まれる時に限られる。ゆ  
えに、これらの事例全てが厳密にEITF 96-13に依拠しているか否かについては疑  
問である。

また、取引終了時に消滅したPOWに係る金額は、依然として持分項目に計上され  
たままになっている。POWはホルダーにとっては株式を売る権利であり、ライター  
にとっては株式を買う義務である。取引が終了すれば、POWに関する権利・義務関  
係は消滅する。しかし、POW消滅時にPOWに関する仕訳は行われず、POWは何  
らかの形で持分と計上された後、何らかの形で持分の一要素として計上されたままに  
なっている。

また、決済方法に言及した事例は、本章で採り上げた17例(Dixie Yarnの事例を除  
くと16例)のうち6例(1996年以降のGeneral Millsの事例を含めると7例)であるが、

いずれもライターに決済の選択権を与える事例であり、ホルダーに選択権を与える事例は見出せなかった。ホルダーに決済方法の選択権を与える事例が見出されなかった点について、このような取引が存在しないためであるのか、このような取引の内容が示されないからであるのかについては、本章における検討だけでは判断できない<sup>50</sup>。

## V おわりに

本章における議論を要約すると、次のようになる。

- (1) POW取引に関する実務で見てきた事例はすべて、POW取引を資本取引とみなし、POWを持分として処理し、損益は生じない、という事例である。この点においては、実務において各企業は、EITFルールに従っているものと考えられる。
- (2) POWに関しては、EITFルールにおいて恒久的持分と定められているだけであり、実務においては多様な実務が行われ、中にはPOWを自己株式の減少として処理する企業もあり、この処理法によると、生じていない自己株式の減少が起こることになり、この処理は論理的に説明できない。
- (3) POW株式に関するEITFルールにおいては、貸方に現れる「POW株式」勘定については「一時的持分とすべし」という規定があるが、その相手勘定については規定がないため、様々な実務が存在し、中には自己株式が生じていないのにも拘らず借方に「自己株式」を計上する企業や、資本金と留保利益を減少させる企業もあり、論理的でない処理が行われている。しかし、EITFルールに依ると、これらの処理はいずれも持分を減少させる処理であるため、このような非論理的な実務が容認されてしまう。

すなわち、POW取引に関する実務は、EITFルールに従ってはいるが、企業によって相違があるのみならず、論理的に説明できないものもある、ということが本章の検討から明らかになった。こうした現象は、EITFルールが不十分であるがゆえに生じたものと考えられる<sup>51</sup>。しかし、EITFルールにおけるこのような不十分さは、「持分(あるいは持分の減少)とすべし」という規定から生じたものであると考えられる。

FASBは、概念フレームワークにおいて、持分概念を残余かつ総額としてしか定義しない。元来、持分概念は残余概念・総額概念として曖昧なものであるが、FASB概念フレームワークにおいては、このような曖昧さを持った持分概念しか定義されていないが故に、会計ルールの設定の次元において「持分(あるいは持分の減少)とすべ

<sup>50</sup> この点については、さらに資料を入手した上で検討したい。

<sup>51</sup> EITFは緊急を要する会計問題に対する迅速な指針作りを主目的として設立されている(Wishon[1985]p.45)ので、個々のEITFルールが不十分なものとなるのはやむを得ざることもかもしれない。しかし、EITFルールが一般に認められた会計原則の源泉となり、実務を拘束する性格を持つものである以上、そのルールに不十分な点があれば、そのルールを修正することが必要となろう。



し」という規定が生じうる。このような規定は、「持分(あるいは持分の減少)であればどのような会計処理を行ってもよい」という解釈を生み、実務における弾力的な運用を可能とする。よって、本章で見たように、多様な実務が生まれる。この意味において、概念的に抽象的な持分概念は、実務においては弾力性を有する。そして、持分概念のこのような弾力性は、企業が論理的でない会計処理を行う可能性を生じせしめる。

これらの点を考慮すると、FASB概念フレームワークのように、持分概念を単に残余かつ総額で定義するだけでは不十分であり、よって、持分内部の項目にも目を向け、持分内部の項目についても定義する必要がある。また、POW取引に関するEITFルールのように、「持分(あるいは持分の減少)」と規定するだけでは不十分であり、ルール設定の次元で持分の内訳項目に留意し、持分内部のどの項目をどのように増減するのかについて、明確に規定する必要がある。

なお本章では、POW取引に関するEITFルールに依拠した上で、資本取引とされるPOW取引に対して、「持分(あるいは持分の減少)とすべし」と規定するだけでは不十分であることを指摘したが、かかるEITFルールの問題点や、POW取引についてのEITFルールや会計実務と対比される「あるべきPOW取引の会計処理」については論じることができなかった。これらの点については、次章にて論じたい。

## 第5章 自社株式を対象とした売建プット・オプション取引における会計問題

### I はじめに

近年、とくに米国において負債・持分の区分が問題となっており、FASBは1990年8月に、当該問題に関する討議資料(FASB[1990])を公表し、2000年10月には当該問題に関する公開草案(FASB[2000b])を公表している<sup>1</sup>。

また、日米をはじめ様々な国で、持分内部の区分が近年、従来とは異なる側面で問題となっている。持分に含まれる項目は、①資本、②利益<sup>2</sup>、③損益計算書を経由せずに持分に直接計上される項目<sup>3</sup>、の3つである。従来は、①と②の区分、すなわち資本と利益の区分が重視されていたが、日米ともに、近年、この問題はあまり議論されていない(新井[1996]20ページ)。いっぽう、現在では、上記の②と③の区分問題が、包括利益(comprehensive income)問題という形で重視されている。

これらの問題、すなわち、負債・持分の区分問題と持分内部の区分問題という2つの区分問題は、無関係とはいえず、相互に関連する問題であると考えられる。

本章は、このような2つの問題領域の関連のあり方を考察する手掛りとして、この2つの問題領域が重なる項目の一つであると考えられるPOW<sup>4</sup>の取引における会計問題について考察しようとするものである<sup>5</sup>。

通常、POW取引の問題は、負債・持分の区分問題との関連で論じられる。では、なぜ持分内部の区分問題としても問題になるのでしょうか。その鍵は、当該取引に対する米国における現行の会計ルールおよび実務の中にある。POW取引に関する実務に関しては前章ですでに論じているので、本章では、POW取引<sup>6</sup>に関する米国における現行の会計ルールを概観し、会計上の問題点を指摘し、検討する。

### II 米国における現行の会計ルール

米国では、自社株式を対象としたオプション取引に関する会計ルールが、FASBのEITFによって定められている。

POW取引についての現行ルールは、EITF 96-13『自社株式の公正価値に連動

<sup>1</sup> FASB[1990]については第2章を、FASB[2000b]については第3章を参照。

<sup>2</sup> 「資本」および「利益」については、第1章第Ⅲ節(5)を参照。

<sup>3</sup> 本章では、「損益計算書を経由せずに資本勘定に直接貸記される項目」を、FASBの財務会計基準書第130号に従い、「その他の包括利益」と呼称する。

<sup>4</sup> 「POW」という略語については、第1章と同様、先行研究(梶田[1997b]、徳賀[1997a]、徳賀[1997b])に従っている。そして、POWに関する取引を「POW取引」と略称し、POWの対象となった株式を「POW株式」(ただし、POW株式には、POWは含まれない)と略称する。

<sup>5</sup> 会計以外の諸問題については、本章の検討対象とはしない。

<sup>6</sup> POW取引の概要および仕組みについては、第1章第Ⅲ節(6)を参照。

し、自社株式で決済される可能性のある派生金融商品の会計』(EITF[1997])によって定められている<sup>7</sup>。EITF 96-13は、自社株式を対象とした「自立型(freestanding)」のオプション取引、先渡取引、および分離型株式購入ワラントなどの会計処理について規定を定めている。そのうち、POW取引に関する会計処理規定は、決済方法<sup>8</sup>が1つだけ定められている場合と、2つ以上の決済方法からホルダー(買手)ないしはライター(売手)に1つの決済方法を選択する権利を与える場合とに分かれる。(A)決済方法が1つだけ定められている場合には、決済方法によってそれぞれ次のように規定される。

(A-1)現物決済のみが要求される場合、POWは恒久的持分<sup>9</sup>であると規定される。POW株式の金額を、恒久的持分から、負債と持分の中間項目である「一時的持分」に「再分類」しなければならない<sup>10</sup>。POWに係る公正価値の変動は決済時まで認識しない。この場合には、POW取引から損益が生じることはない。

(A-2)純額株式決済のみが要求される場合、POWは恒久的持分であると規定される。POW株式に関する再分類は行われぬ。POWに係る公正価値の変動は決済時まで認識しない。この場合には、POW取引から損益が生じることはない。

(A-3)純額現金決済のみが要求される場合、POWは負債であると規定される。POW株式に関する再分類は行われぬ。決算時には、POWに係る公正価値の変動を認識し、評価差額を稼得利益(earnings)とする。この場合には、POW取引から損益が生じることになる。

(B)ライター側に決済方法の選択がある場合に、選択肢に純額株式決済がある場合に

---

<sup>7</sup>EITF 96-13は、EITFによる過去の合意事項、すなわちEITF 87-31(EITF [1987])、EITF 94-7(FASB [1995])、EITF 96-1(EITF [1996])を統合し、追加規定を加えたものである。

<sup>8</sup>EITF 96-13は、決済方法として、「現物決済(physical settlement)」、「純額株式決済(net share settlement)」、「純額現金決済(net cash settlement)」の3つを挙げる。POW取引において、現物決済、純額株式決済、純額現金決済とは、次の通りである(EITF [1997]p.871)。

現物決済—POW行使時に、ホルダーが自社株式を引渡し、ライターが現金を支払う。  
純額株式決済—POW行使時に、損失が生じた当事者(ライター)が、利益が生じた相手方(ホルダー)に、当該利益に相当する数(公正価値に基づき計算した株式数)だけ、自社株式を引渡す。

純額現金決済—POW行使時に、損失が生じた当事者(ライター)が、利益が生じた相手方(ホルダー)に、当該利益に相当する現金を引渡す。自社株式の交換はなされない。

<sup>9</sup>「恒久的持分」とは、通常の持分である(梶田[1996b]37ページ参照)が、これは、「一時的持分」と区別するための用語法である。

<sup>10</sup>ただし、POW株式が負債として扱われるわけではなく、当該株式に対する配当は、依然として配当として扱われる。よって、表示上は持分から除外するにもかかわらず、会計処理上は何ら変更が行われぬことから、表示と会計処理との乖離が指摘されている(梶田[1997b]43ページ)。

は、純額株式決済がなされると仮定され、(A-2)に準ずる。いっぽう、ライター側に決済方法の選択がある場合には、現物決済と純額現金決済の選択である場合、現物決済がなされると仮定され、(A-1)に準ずる。

(C)ホルダー側に決済方法の選択がある場合に、選択肢に純額現金決済がある場合には、純額現金決済があると仮定され、(A-3)に準ずる。いっぽう、ホルダー側に決済方法の選択がある場合には、純額株式決済と現物決済の選択である場合、現物決済が行なわれると仮定され、(A-1)に準ずる。

これらの諸関係を整理したものが、第5-1表であり、そして、これらの規定に基づいて仕訳を行うと、第5-2表の設例に対して、15通りの仕訳が必要となる(第5-3表~第5-6表を参照)。

第5-1表 EITF96-13における決済方法による会計処理方法の区分

		決済方法が単一の場合			ライターに決済方法の選択がある場合			ホルダーに決済方法の選択がある場合		
		現物決済	純額株式決済	差額現金決済	純額株式決済と現物決済との選択	純額株式決済と差額現金決済との選択	差額現金決済と現物決済との選択	純額株式決済と現物決済との選択	純額株式決済と差額現金決済との選択	差額現金決済と現物決済との選択
(1) 取引開始時のPOWの分類	持分	*	*		*	*	*	*		
	負債			*					*	*
(2) 測定方法、及び事後的な分類と測定	POWを恒久的持分として分類し、決算時におけるPOWの公正価値の変化を無視する		*		*	*				
	POWを恒久的持分として分類し、現金による償還額を暫定的持分に移転し、決算時におけるPOWの公正価値の変化を無視する(注1)	*					*	*		
	POWを負債として分類し、決算時におけるPOWの公正価値の変化を認識する(注2)			*					*	*

注1：暫定的持分への分類と、暫定的持分の測定に関する規定は、公表会社のみ適用される。

注2：公正価値の決算時の変化は、稼得利益において報告され、貸借対照表において開示されねばならない。

出典：EITF[1997]p. 874B. を修正。

第5-2表 POW取引の取引例

<p>(B-1) Q社の株式は1株当り90ドルで取引されているが、そのうちの10株につき、1株当り10ドルのプレミアム(オプション料)でPOWを売却する。この契約は、ホルダーたる投資家に対し、Q社株式を1株当り80ドルで購入する権利を付与するものとする。ゆえに、Q社は100ドルを現金で受け取る。</p>		
<p>(B-2) 決算時に、このオプションの価格が、Q社株式1株当り10ドルから、Q社株式1株当り5ドルになる。</p>		
<p>(B-3) 取引終了時には、次のどれかが生じるものとする。なお、POWが市場等で中途買戻される可能性については、考慮していない。</p>		
<p>(B-3-1) Q社株式の市場価格が1株当り80ドルを超える場合、ホルダーはPOWを行使しない。POWは行使されず消滅し、Q社には100ドルの現金が残り、100ドル分だけ有利な結果を得ることができたことになる。しかし、株価が80ドルを超えていけば、どれだけ株価が高くとも、100ドルの現金がQ社に残るとい結果は変化しない。</p>	<p>(B-3-2) Q社株式の市場価格が1株当り70ドル以上80ドル以下の場合には、ホルダーはPOWを行使する。たとえば1株当り75ドルになった場合には、ホルダーはPOWを行使し、その結果Q社は1株当り80ドルで株式を買い戻さなければならない。Q社は当該時点において市場で自社株式を購入すれば750ドルで済んだところを800ドルも支出しなければならなかった。差し引き50ドルの不利益であるが、すでに100ドルをオプション料で受け取っているため、最終的に50ドル分だけ有利な取引ができたこととなる。よって、POWに関する取引の利用は、有利な結果をもたらしたといえる。</p>	<p>(B-3-3) Q社株式の市場価格が1株当り70ドル未満の場合には、ホルダーはPOWを行使する。たとえば株価が1株当り50ドルになったとする。Q社は1株当り80ドルで株式を発行しなければならない。Q社は当該時点において市場で自社株式を購入すれば500ドルで済んだところを800ドルも支出しなければならなかった。差し引き300ドルの不利益であるが、すでに100ドルをオプション料で受け取っているため、正味の不利益は200ドルとなる。よって、POWに関する取引の利用は、有利な結果をもたらさなかったことになる。</p>

第5-3表 POW取引に関する仕訳のパターン

		契約上の条件								
		決済方法が単一の場合			ライダー(企業)に決済方法の選択権がある場合			ホルダー(投資家)に決済方法の選択権がある場合		
		現物決済の場合	純額株式決済の場合	純額現金決済の場合	現物決済と純額株式決済の場合	純額株式決済と純額現金決済の場合	現物決済と純額現金決済の場合	現物決済と純額株式決済の場合	純額株式決済と純額現金決済の場合	現物決済と純額現金決済の場合
実際に行われた決済方法	現物決済	仕訳1 (第4表を参照)			仕訳4-1 (第5表を参照)		仕訳6-1 (第5表を参照)	仕訳7-2 (第6表を参照)		仕訳9-1 (第6表を参照)
	純額株式決済		仕訳2 (第4表を参照)		仕訳4-2 (第5表を参照)	仕訳5-1 (第5表を参照)		仕訳7-2 (第6表を参照)	仕訳8-1 (第6表を参照)	
	純額現金決済			仕訳3 (第4表を参照)		仕訳5-2 (第5表を参照)	仕訳6-2 (第5表を参照)		仕訳8-2 (第6表を参照)	仕訳9-2 (第6表を参照)

第5-4表 EITF96-13に依拠した場合のPOW取引の仕訳（決済方法が一つに規定されている場合）

	仕訳1		仕訳2		仕訳3	
	(B-1)	(借)現金 100 (借)POW株式 800 (仕訳なし)	(貸)資本剰余金 100 (貸)資本金および資本剰余金 800	(借)現金 100	(貸)資本剰余金 100	(借)現金 100
(B-2)		(仕訳なし)	(仕訳なし)		(借)前受オペレーション料 50 (借)現金 50	(貸)前受オペレーション料収益 50
(B-3)	(B-3-1)	(借)資本金および資本剰余金 800	(貸)POW株式 800	(仕訳なし)		(貸)前受オペレーション料収益 50
	(B-3-2)	(借)資本金および資本剰余金 800 (借)自己株式 800	(貸)POW株式 800	(借)資本剰余金 50 (注)	(借)前受オペレーション料 50 (借)決済損失 50	(貸)前受オペレーション料収益 50 (貸)現金 50
	(B-3-3)	(借)資本金および資本剰余金 800 (借)自己株式 800	(貸)POW株式 800 (貸)現金 800	(借)資本剰余金 300 (注)	(借)前受オペレーション料 50 (借)決済損失 300	(貸)前受オペレーション料収益 50 (貸)現金 300

(注) これは株式の無償交付に該当し、形式的増資である。Q社はこの株式発行に当たり、資本準備金を資本金に組み込むことにした。

第5-5表 EITF96-13に依拠した場合のPOW取引の仕訳（ライターに決済方法の選択権がある場合）

	仕訳4-1		仕訳4-2		仕訳5-1		仕訳5-2		仕訳6-1		仕訳6-2	
	(B-1)	(借)現金 100	(貸)現金 100	(借)現金 100	(貸)現金 100	(借)現金 100	(貸)現金 100	(借)現金 100	(貸)現金 100	(借)現金 100	(貸)現金 100	(借)現金 100
(B-2)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)	(仕訳なし)
(B-3)	(B-3-1)	(借)自己株式 800	(貸)現金 800	(借)資本剰余金 50 (注)	(貸)現金 50 (注)	(借)現金 100	(貸)現金 50	(借)現金 100	(借)現金 800	(貸)現金 800	(借)現金 800	(貸)現金 800
	(B-3-2)	(借)自己株式 800	(貸)現金 800	(借)資本剰余金 300 (注)	(貸)現金 300 (注)	(借)現金 100	(貸)現金 50	(借)現金 100	(借)現金 800	(貸)現金 800	(借)現金 800	(貸)現金 800
	(B-3-3)	(借)自己株式 800	(貸)現金 800	(借)資本剰余金 800 (注)	(貸)現金 800 (注)	(借)現金 100	(貸)現金 300 (注)	(借)現金 100	(借)現金 800	(貸)現金 800	(借)現金 800	(貸)現金 800

(注) これは株式の無償交付に該当し、形式的増資である。Q社はこの株式発行に当たり、資本準備金を資本金に組み込むことにした。

第5-6表 EITF96-13に依拠した場合のPOW取引の仕訳（ホルダーに決済方法の選択権がある場合）

	仕訳7-1		仕訳7-2		仕訳8-1		仕訳8-2		仕訳9-1		仕訳9-2			
	(借)現金 100	(貸)現金 100 (貸)資本剰余金 および資本剰余金 800	(借)現金 100 (借)POW株式 800 (仕訳なし)	(貸)現金 100 (貸)資本剰余金 および資本剰余金 800	(借)現金 100	(貸)現金 100 (貸)資本剰余金 800	(借)現金 100	(貸)現金 100 (貸)資本剰余金 800	(借)現金 100	(貸)現金 100 (貸)資本剰余金 800	(借)現金 100	(貸)現金 100 (貸)資本剰余金 800	(借)現金 100	(貸)現金 100 (貸)資本剰余金 800
(B-1)														
(B-2)														
(B-3)	(B-3-1)	(借)現金 および資本剰余金 800	(貸)POW株式 800	(借)現金 および資本剰余金 800	(借)現金 100	(貸)現金 100 (貸)資本剰余金 800	(借)現金 50 (借)POW株式 50	(貸)現金 50 (貸)資本剰余金 50	(借)現金 50 (借)POW株式 50	(貸)現金 50 (貸)資本剰余金 50	(借)現金 50 (借)POW株式 50	(貸)現金 50 (貸)資本剰余金 50	(借)現金 50 (借)POW株式 50	(貸)現金 50 (貸)資本剰余金 50
	(B-3-2)	(借)現金 および資本剰余金 800 (借)自己株式 800	(貸)POW株式 800 (貸)現金 800	(借)現金 および資本剰余金 800 (借)資本剰余金 50 (注)	(借)現金 50 (借)POW株式 50 (借)資本剰余金 50 (借)決済損失 50	(貸)現金 50 (貸)資本剰余金 50	(借)現金 50 (借)POW株式 50 (借)資本剰余金 50 (借)決済損失 50	(貸)現金 50 (貸)資本剰余金 50	(借)現金 50 (借)POW株式 50 (借)自己株式 750 (借)決済損失 50	(貸)現金 50 (貸)資本剰余金 50 (貸)自己株式 800	(借)現金 50 (借)POW株式 50 (借)自己株式 750 (借)決済損失 50	(貸)現金 50 (貸)資本剰余金 50 (貸)自己株式 800	(借)現金 50 (借)POW株式 50 (借)自己株式 750 (借)決済損失 50	(貸)現金 50 (貸)資本剰余金 50 (貸)自己株式 800
	(B-3-3)	(借)現金 および資本剰余金 800 (借)自己株式 800	(貸)POW株式 800 (貸)現金 800 (貸)資本剰余金 800	(借)現金 および資本剰余金 800 (借)資本剰余金 300 (注)	(借)現金 50 (借)POW株式 50 (借)資本剰余金 300 (借)決済損失 300	(貸)現金 50 (貸)資本剰余金 300 (貸)自己株式 800	(借)現金 50 (借)POW株式 50 (借)資本剰余金 300 (借)決済損失 300	(貸)現金 50 (貸)資本剰余金 300	(借)現金 50 (借)POW株式 50 (借)自己株式 500 (借)決済損失 300	(貸)現金 50 (貸)資本剰余金 50 (貸)自己株式 800	(借)現金 50 (借)POW株式 50 (借)自己株式 500 (借)決済損失 300	(貸)現金 50 (貸)資本剰余金 50 (貸)自己株式 800	(借)現金 50 (借)POW株式 50 (借)自己株式 500 (借)決済損失 300	(貸)現金 50 (貸)資本剰余金 50 (貸)自己株式 800

(注) これは株式の無償交付に該当し、形式的増資である。Q社はこの株式発行に当たり、資本準備金を資本金に組み込むことにした。

また、POW取引におけるヘッジ会計の適用<sup>11</sup>の是非が、EITFにおいて問題となったが、EITFルールにおいては、こうしたPOW取引にヘッジ会計は適用されない。なぜなら、EITFにおいて大きな影響力と発言権を有している(Miller et al.[1998]pp.169-170)SECが、POW取引が資本取引であることを理由にヘッジ会計の適用を認めないと考えており、さらにSFAS80『先物契約の会計処理』のヘッジ会計適用の要件(SFAS80, par.4)を満たさないという立場を表明しているため、EITFもヘッジ会計の適用を認めないと結論を出しているためである(EITF [1997]pp.874-874A)。

### III 米国における現行ルールにおける問題点

ここでは、EITFのルールにおける問題点を5つ指摘する。

#### ① 決済方法による取引の性格付けの問題

EITF 96-13では、決済方法、および決済方法によって引き渡されるものの性格(すなわち、資産か否か)によってPOW取引の性格を規定するが、実際の決済方法によって分類せず、決済が起こる前に、一定の決済方法を仮定する形でPOW取引の性格を決定する。そして、決定されたPOW取引の性格に従って、会計処理の方法が決定される。よって、あらかじめ仮定した決済方法と、実際の決済方法とが異なるという現象が生じる。たとえば、ライターに現物決済ないしは純額株式決済を可能ならしめるPOW取引について純額現金決済を行った場合と、ホルダーに純額現金決済という選択肢が与えられているPOW取引について純額現金決済を行った場合では、結果的に同じ取引になっているのに、処理方法は全く異なることになる。よって、あらかじめ仮定された決済方法に依拠してPOW取引の性格を決めることに対する妥当性に、疑問が提起される。また、決済方法がPOW取引の性格を左右することに対する妥当性にも、問題が提起されることになる。

POW取引を資本取引とみなす場合の会計処理は、EITF 87-31に基づいている。EITF 87-31において、POW取引を資本取引とみなす論拠は、自社株式に係る取引を全て資本取引とみなす、APBO 9の第28項の規定である。そして、この基準に依拠して、取引開始時、決算時、および取引完了時のPOWの処理を規定する。したがって、この場合のPOW取引にEITF 96-13を適用した場合、ホルダーには利得・損失のいずれかが生じるが、ライターには利得・損失のいずれも生じない。通常、オプション取引は、当事者の一方が利得を得るともう一方が損失を蒙るため、ゼロサムゲームであるが、POW取引にEITFのルールを適用すると、ゼロサムゲームでなくなってしまう。そこで、この場合のPOW取引は資本取引か損益取引か、という問題が生じる。いっぽう、POW取引を損益取引と見る場合、通常のオプション取引と同じ処理が規定される。したがって、この場合、オプション取引がゼロサム・ゲー

---

<sup>11</sup> POW取引を行う目的の1つとして、発行済株式の再取得のコストを固定化(すなわちヘッジ)することがあるとされる(Beier and Herz[1997]p.59)。



ムであるという原則と整合することになる。

また、POW取引は、オプション料の授受取引と自社株式の授受取引が相互に関係する取引であるが、この2つの取引を一体のものとするか、別個のものとするかによって、導き出される結論が異なってくる。EITF96-13では、この2つの取引を一体のものとし、POW取引全体を資本取引ないしは損益取引とみなす。しかし、かりに自己株式取引を含む、自社株式の授受取引が資本取引であるとしても、オプション料の授受取引や純額現金決済取引までもが資本取引となるのであろうか。かりに、POW取引のうち、オプション料の授受取引を損益取引、自社株式の移動が発生したらその株式に関する取引は資本取引と見なすならば、純額現金決済を損益取引と考える余地も存在する。また、オプション料の授受取引と、自社株式の授受取引とを別個のものとするならば、POW取引のうち、オプション料の授受取引を損益取引とみなし、決済取引はその方法に関わらず資本取引とすることも可能である。したがって、取引の性格付けの問題、すなわち、POW取引における資本取引と損益取引の区分の問題は、オプション料の授受取引と自社株式の授受取引とを一体のものとするか別個のものとするかによって、結論が分かれる。また、決済時に自己株式の授受が起こりうることから、自己株式取引の性格付けの問題とも関連して論じられる問題でもある。

## ② POWの区分問題

EITF96-13においては、POWを持分と見る場合と負債と見る場合がある。EITF96-13において、POWを負債と持分とに分ける規準は、①で述べたように、あらかじめ仮定される決済方法と、その決済方法によってホルダーに引き渡されるものの性格(すなわち、引き渡されるものが資産か否か、ということ)である。よって、POWの区分問題は、①で述べた問題と密接に関連する。

負債と見る場合には、POWは前受収益である。これは他の受取オプション料の処理と同様である。むしろ、問題になるのは、POWが持分とみなされる場合である。

持分と見る場合には、POWは恒久的持分として区分される。これはEITF87-31に基づくものである。しかし、EITF87-31は、POWは恒久的持分である、と規定するだけであり、EITF87-31においては、持分内部のどこに区分されるかについては、全く言及がない。FASB概念フレームワークにおいては、持分は残余として定義されるから、持分は負債ではないもの全てを含む。したがって、持分のどこに区分するのか、という点が問題となる。そのいっぽうで、POWを持分とするEITF87-31に対し、POWは負債であるとする見解<sup>12</sup>もある。したがって、負債・持分

---

<sup>12</sup> たとえば、FASB[1990]の第2章では、POWに関して、持分であるとする見解(FASB[1990]pars.100-101)と、負債であるとする見解(FASB[1990]pars.102-104)を提示するが、FASB[1990]の第4章では、第4章における議論の前提として、POW等は負債であるという結論を仮定している(FASB[1990]par.268)。また、AAA・FASCは、FASB[1990]に対する回答の中で、「POWは負債とすべきである」(AAA・FASC[1993]p.109)と提言している。ただし、これらの仮結論や提言には論拠

の区分問題も存在する。よって、POWの区分に関しては、負債・持分の区分問題と、持分内部の区分問題とが存在することになる。

### ③ POW株式に関する問題

3つ目の問題として、POW株式に関するいくつかの問題が挙げられる。

まず、POW株式の表示の是非が問題となる。POW株式は、現物決済がなされる時の潜在的な償還義務を表すものであるが、EITFのルールでは、それが表示されず、取引の内容が不明瞭となる場合がある。そこで、現物決済が選択肢として存在する場合に、POW株式の表示の是非が問題となる。

つぎに、POW株式を再分類した際の、POW株式の貸方側の区分が問題となる。POW株式の貸方側の区分に対するEITFのルールは、償還優先株式に関するSECの基準であるASR268(SEC[1979])を類推適用して定められたものである。このASR268は、償還優先株式を持分として表示することを禁止し、一時的持分として表示することを規定している<sup>13</sup>。しかし、ASR268は単なる表示のルールであり、「償還優先株式が負債か否か」という概念上の問題に対しては結論を出していない<sup>14</sup>。同様に、「POW株式を一時的持分とする」と規定するEITFルールも表示のルールであり、一時的持分とは何か、という概念上の問題については結論を出していない。いっぽう、FASB概念フレームワークにおいては、一時的持分という概念は存在せず、貸借対照表の貸方項目は負債と持分しか存在しないので、FASB概念フレームワークに依拠すると、負債と持分の区分問題が生ずる。しかし、POW株式は普通株式であり、かりに持分とみなされれば、持分内部で資本とみなされることには、何の問題もないであろう。したがって、POW株式の区分に関しては、負債と持分(持分内部では資本)の区分が問題となる。

また、そのいっぽうで、POW株式を再分類した際の、POW株式の相手勘定の、借方における分類も問題となる。EITFのルールでは、かかる相手勘定に関しては、「持分から除外するべきである」と定められているだけで、どの持分項目をどれだけ減少させればよいのか、不明である。したがって、この点に関しては何の規定もなく、個々の企業に委ねられ、論理的でない会計処理がなされる可能性がある<sup>15</sup>。そこで、POW株式を表示する時に、その相手勘定としての借方項目について、いかなる持分項目をどのように減少させるかについて、問題が提起される。

### ④ 決算時におけるPOWの公正価値評価の問題と、POW取引に対するヘッジ会計適用の問題

つぎに問題となるのは、決算時におけるPOWの公正価値評価の問題と、公正価値

---

が明示されない。

<sup>13</sup> ASR268は、一時的持分という語を用いてはいないが、この規定が、一時的持分という語の広範な利用を引き起こしたとされている(FASB[1990]par.203)。

<sup>14</sup> SECはかかる概念上の問題を、FASBに委ねている(SEC[1979]p.1414)。

<sup>15</sup> 実務におけるPOW株式の借方側の処理については、第4章を参照。

評価した時の評価差額の区分問題である。POWも取引所で取引されているオプションであるから、その価格は変動する。したがって、決算時には、公正価値評価の是非が問題となる。また、公正価値評価する場合には、未実現の評価差額が発生するが、この未実現評価差額の会計処理方法が問題となる。すなわち、POWの公正価値変動は認識されるか、認識されるならば未実現評価差額をいかに区分するのかという、2つの問題について、問題が提起される。公正価値評価による未実現評価差額の処理方法としては、次の4つの方法が考えられる。すなわち、(a)評価損は資本の減少、評価益は資本の増加として処理する方法、(b)評価損は資産、評価益は負債として繰り延べる方法、(c)評価損を損失、評価益を利得として、損益計算書に計上する方法、(d)評価損をその他の包括損失、評価益をその他の包括利益として計上する方法、である<sup>16</sup>。貸方側について考えると、(b)と(a)(c)(d)の区分は負債・持分の区分であり、(a)と(c)と(d)の区分は持分内部の区分である。よって、公正価値評価による未実現評価差額の区分問題は、負債・持分の区分問題と、持分内部の区分問題という、2つの区分問題の両者が関連しあう問題となる。

EITFは、POWを負債とする場合には、通常の売建オプション取引と同じ処理を規定している。しかしEITFは、POWを持分とする場合には、決算時におけるPOWの価格変動を認識しないことを規定している。資本取引からは損益が生じないという前提の下で、決済時のオプションの価格変動は損益計算書にも貸借対照表にも計上されず、この場合、POWの価格変動による未実現評価差額は計上されない。しかし、この場合におけるEITFの規定は、通常の売建オプションに関する、米国における会計処理とは異なる。通常、オプション取引は損益取引であって資本取引ではない。よって、すべてのPOW取引を通常のオプション取引と同様に損益取引であるとみると、全てのPOWを公正価値評価できることになる。

また、公正価値評価の問題と関連して、ヘッジ会計適用の可能性が問題となる。EITFルールでは、POW取引に対してヘッジ会計が適用される余地はない。その理由は、前述の通り、資本取引とされる場合はPOW取引が資本取引であるということ、損益取引とされる場合はSFAS80のヘッジ会計適用の要件を満たさないことが理由であると思われる。しかも、デリバティブに対するヘッジ会計を規定したSFAS133においては、持分と分類されるPOWを同基準書の対象外としている(SFAS

---

<sup>16</sup> この部分の記述は、弥永[1998]138-140ページを参考に修正を加えたものである。弥永[1998]は、英米等の議論を踏まえた上で、評価損益を処理する方法として、「a.資本の部に計上すること、b.資産または負債として計上すること、c.損益計算書以外の経営成績に関する財務諸表に計上すること、d.すべて損益計算書に計上すること」(弥永[1998]140ページ)の4つを挙げる。しかし、この記述には問題点がある。一つ目は、評価損を「資本の(部の)減少」として処理することに言及しないと、上記の4つの方法は並列しない、という点である。二つ目は、「資産または負債として計上する」というが、何を資産として計上し、何を負債として計上するのかが明示されていない、という点である。本章ではこの2点に留意し、弥永[1998]の記述を修正した上で参照している。

133, par.11(a))。しかし、負債とされるPOWについてはヘッジ会計が適用されうるし、また、POW取引全体を損益取引と見れば、ヘッジ会計が適用されうるであろう。いっぽう、前述の①で述べたように、POW取引のうちのオプション料の授受取引を損益取引、決済取引のうち株式の移動があった場合のみを資本取引とみなす場合には、株式の移動があった場合にはヘッジ会計は適用できないが、現金の授受があった場合にはヘッジ会計適用の可能性がある。また、オプション料の授受取引を損益取引、決済取引を資本取引とみなせば、POW取引にヘッジ会計は適用できない。

すなわち、公正価値評価の問題とヘッジ会計適用の問題は、POW取引をどのように性格付けるかに依拠しており、前述の①で述べた問題点と密接に関連する。

#### ⑤ POW取引終了時の会計処理の問題

5つ目の問題は、POW取引終了時における会計処理の問題である。取引終了時には、POWは行使されるか、未行使のまま満期を迎えて消滅するか、中途償還されるかのいずれかである。EITF 96-13によると、POWが持分と分類される場合には、そのPOW取引からは損益が生じない。また、SFAS 130の公表に際しても、POWが持分とされる場合の現金の受払は、その他の包括利益には計上されず(FASB [1997]pars.116-118)<sup>17</sup>、持分項目に直接増減される。しかし、この場合のPOW取引を資本取引と見なさず損益取引と見れば、取引終了時には損益が生じるであろう。

EITF 96-13においてPOWが負債とみなされる場合には、決済による株式の移動も損益取引とされ、取引終了時には損益が計上される。したがって、かかる場合に現物決済によって自社株式を買い戻したり、純額株式決済によって自社株式を引き渡すならば、そうした取引から損失が生じることになる。現物決済の場合は、POW行使によって買い戻した自社株式の取得価額を、取得原価で計上するのか、それとも取得した時点における自社株式の公正価値で計上するのか、という問題が生じる<sup>18</sup>。また、純額株式決済の場合は、ライターは損失の分だけ自社株式を引き渡すことになる。かかる状況下では、自己株式を引き渡す場合にも、新株を引き渡す場合にも、損失の穴埋めのために資本を増加させていることになり、資本会計の議論に問題を投げかけている。

また、POW取引のうち、株式の授受取引を資本取引、オプション料の授受取引を損益取引と見ると、POWからは収益、純額現金決済からは損失が生じるが、自社株式の授受からは、損失は生じない。さらに、オプション料の授受取引を損益取引、決済取引を資本取引とみると、POWからは収益が生じるが、決済時には損失は生じな

<sup>17</sup> なお、SFAS 130のこの部分で直接問題となっているのは、EITF 94-7である。POWはEITF 94-7の対象ではないが、SFAS 130の注13において、EITF 94-7がEITF 96-13に統合されたことが記されている。よって、SFAS 130の審議においては、POWを含む「自社株式に連動し、最終的に現金で決済される可能性のある契約」から生じる利得・損失を、その他の包括利益に含むべきか否かを論じたものと思われる。

<sup>18</sup> かかる問題に関しては、FASB [1990]pars.229-266を参照。

い。

したがって、この問題も、前述の①と密接に関わる問題である。

[小括]

本節では、POW取引の会計問題に関して、以下の5点を指摘した。

- ①取引の性格付けの問題
- ②POWの貸方の区分
- ③POW株式に関する問題
- ④POWの公正価値評価の問題とヘッジ会計の適用の問題
- ⑤取引終了時における会計処理の問題

さらに、③については、さらに3つの問題に分かれる。

- (③-A) POW株式の表示の是非に関する問題
- (③-B) 表示した際のPOW株式の貸方の区分問題
- (③-C) 表示した際のPOW株式の相手勘定に関する借方の分類問題

これらの問題は、大別すると2つに分かれる。まず、①②④⑤はPOWに関する問題であり、これらの問題については、①を考察することによって、②④⑤の解答が導き出される(第5-7表)。

第5-7表 POW取引における会計上の問題点

	①取引の性格付けの問題	②POWの区分問題	④POWの公正価値評価とヘッジ会計の問題	⑤取引終了時における会計処理の問題
見解(A)	損益取引	負債	公正価値評価…あり ヘッジ会計適用の可能性…あり	決済方法に関わりなく、POW取引による償還損失も、オプション料収益も生じる。
見解(B)	資本取引	資本	公正価値評価…なし ヘッジ会計適用の可能性…なし	決済方法に関わりなく、POW取引による償還損失も、オプション料収益も生じない。
見解(C)	オプション料の授受取引は損益取引、自己株式の取得取引および新株の提供取引は資本取引。ただし純額現金決済による現金の提供は損益取引	負債	公正価値評価…あり ヘッジ会計適用の可能性…純額現金決済の場合にはあるが、それ以外の場合はなし	株式決済の場合には損失は生じないが、純額現金決済の場合には損失が生じる。いっぽう、オプション料収益は、決済方法に関わりなく生じる。
見解(D)	オプション料の授受取引は損益取引、決済に関する取引は資本取引	負債	公正価値評価…あり ヘッジ会計適用の可能性…なし	決済方法に関わりなく、決済による損失は生じないが、オプション料収益は生じる。

また、③は、POW株式に関する問題である。まず開示すべきか否かで問題となり(問題③-A)、その上で貸方に開示したPOW株式の問題が生じる。(③-B)については、つぎの3つの方法が考えられる。

(B-ア)資本(拠出资本)項目とする

(B-イ)ノーマンズ・ランド項目である「一時的持分」とする

(B-ウ)負債とする

また、(③-C)については、つぎの方法が考えられる。

(C-ア)資本金の減少とする

(C-イ)資本剰余金の減少とする

(C-ウ)資本金および資本剰余金の減少とする

(C-エ)利益剰余金の減少とする

(C-オ)自己株式とする

(C-カ)その他(例：上記(C-ア)と(C-エ)の組み合わせ、(C-イ)と(C-オ)の組み合わせなど)

次節以降では、こうしたPOW取引の会計問題に関する従来の議論を概観し、何が論じられ、また何が論じられていないかを把握し、さらに、本節で提示した、POW取引におけるさまざまな会計問題について検討していく。

#### IV POW取引の会計問題に関する従来の議論

本節では、従来の議論において、POW取引の問題がどのように論じられてきたかを概観する<sup>19</sup>。ただし、従来の議論は、現在のEITFルール(EITF[1997])ではなく、過去のEITFルール(EITF[1987])についての検討であることに留意されたい。

##### (1)FASBの1990年討議資料

FASBが1990年に発行した討議資料『負債金融商品と持分金融商品の区分、並びに負債と持分の両方の性質を持つ金融商品の会計』(以下「FASB[1990]」と略称)は、概念フレームワークに依拠した<sup>20</sup>上でPOWについて論じている<sup>21</sup>が、そこでは持

<sup>19</sup> 日本においては、POW取引においては負債・持分の区分問題が存在すること、そしてこうした負債・持分の区分問題が、自己株式会計の問題および資本金会計の問題に連動することが指摘されている(椛田[1996a]34ページ、椛田[1997b]43-44ページ、椛田[1999]40-41ページ)。

<sup>20</sup> なお、FASB[1990]の第2章においては、概念フレームワークの負債と持分の定義に依拠するアプローチ(FASB[1990]pars.59-181)と、概念フレームワークの負債と持分の定義に依拠しないアプローチ(FASB[1990]pars.182-228)が論じられている。しかし、POW等の個別項目については、概念フレームワークに依拠して論じられる。なお、FASBは1992年2月に、概念フレームワークにおける負債と持分の現行の定義を変更しない(すなわち、概念フレームワークに依拠する)ことを決定している(FASB[1993]par.263)。

<sup>21</sup> ただし、POW株式については、「通常、原株式(POW株式のことを指す—引用者

分とする見解と負債とする見解が提起されている。

まず、POWについては、次のように問題が提起されている。

「[……]発行者の普通株式を対象にした売建プット・オプション(すなわちPOW—引用者注)のように、一定の金額で自社株式の償還もしくは買戻しを(すなわち企業の所有者に資産を引き渡すことを)、企業に義務づける金融商品は、負債金融商品か持分金融商品か」(FASB[1990]par.73)

この問題提起に対して、FASB[1990]は、POWを持分とみなす見解と、負債とみなす見解を提示する。まず、POWを持分とする見解においては、POWは自社株式の買戻しを企業(POWのライター)に義務づけるだけなので、負債ではないという主張がなされる。また、行使を通告された時に十分な資産と持分がない場合には「所有者への資産分配に対する法的制限」が働くが故に、行使の通告があっても自社株式の買戻しを行う必要はなく、それゆえにPOWは負債ではなく持分であるという主張がなされる(FASB[1990]par.100)。さらに、企業がPOWによって生じた義務を行使もしくは満期以前に消却しようとするれば、企業は自己の裁量にもとづいて市場でPOWを買戻せばよいが、逆に企業はPOWのホルダーから買戻しを要求されないのので、POWは負債ではなく持分であるということが主張される(FASB[1990]par.101)。

いっぽう、POWを負債とする見解においては、POWがなければ株式の発行者(すなわちライター)は株式を買戻す義務を有しないが、POW取引を行なうことによって、POWのライターは株式を買戻す義務(すなわち、他者が要求すれば現金その他の資産を引き渡すという強制可能な契約上の義務)を負うので、POWは負債であるということが主張される(FASB[1990]par.102)。この見解のもとでは、ライターはPOWを市場価格で買戻すことによって義務を免れ得るからPOWは負債であるということが主張され(FASB[1990]par.103)、さらに、この見解の支持者は、持分と見なす見解における「POW[そのもの]はホルダーからの買戻しの義務を企業に課さないから負債ではなく持分である」という見解に対して、「いかなる売建オプションも負債として認識しないことを正当化するために[当該見解が]利用される可能性がある」(FASB[1990]par.104)と批判する。

FASB[1990]では、POWについて、このように論ずるが、第2章では結論を出していない。しかし、転換社債等の、負債と持分の区分が問題となる複合金融商品の会計問題を扱った第4章の冒頭では、第4章での議論を行う前提として、「POWと、その他の株式買戻義務は負債である」(FASB[1990]par.268)という結論を仮定している<sup>22</sup>。したがって、「POWは負債である」とするこの仮定がFASBの意図する結

---

注)が発行者(issuer)の持分金融商品であることに、何ら問題はない」(FASB[1990]par.97)と述べているだけである。

<sup>22</sup> FASB[1990]の第4章における、議論の前提は、「概念フレームワークに依拠すること」(FASB[1990]par.269)と「株式を発行する義務(たとえば株式購入ワラントなど)および優先株式は持分とするいっぽうで、現金を引き渡す義務(たとえばPOW)は負債とすること」(FASB[1990]par.268)の2つである。よって、第2章第III節でも

論であろうと考えられる。その根拠は、POWの行使によって株式を現金等の資産で買い戻さなければならないことから、POWが「発生の可能性の高い経済的便益の犠牲」(FASB[1985]par.35)というSFAC6の負債の定義を満たすからであろうと考えられるが、FASB[1990]では、SFAC6の負債の定義を満たすことについての論拠は明示されない。

このように、FASB[1990]では、POWは負債である、という結論を仮定しているが、その仮定上の結論を導き出した論拠を明示していない。また、FASB[1990]では、取引開始時のPOWの区分のみを問題としており、取引終了時の会計処理の問題や、決算時の公正価値評価やヘッジ会計適用の問題を論じていない。さらには、POW株式を表示した際に生じる、POW株式の問題については、その貸方について、何の論拠もなく持分としているにすぎない。そして、POW株式の相手勘定に関する借方側の会計処理については、何ら論じていない。

## (2)米国会計学会・財務会計基準委員会の提言

AAA・FASCは、FASB[1990]に対して、コメントしている。まず、AAA・FASCは、FASB概念フレームワークにおける財務諸表の構成諸要素について、現在の定義を変更する必要はないと論じ、負債と持分の区分の必要性を主張する(AAA・FASC[1993]pp.105-106)。そのうえで、FASB[1990]が提示する諸問題について回答している(AAA・FASC[1993]pp.108-112)。

POW取引に関する問題についてAAA・FASCは、POWを負債と考えるいっぽうで、POW株式は負債ではないと考えている(AAA・FASC[1993]p.109)<sup>23</sup>。ただし、POW株式も負債である、とする少数意見もある(AAA・FASC[1993]p.109)。

しかし、POWについては、結論に対して論拠が明示されておらず、単なる提言にすぎない。また、この提言も、FASB[1990]と同様、取引開始時の分類のみを問題にしており、POWの公正価値評価やヘッジ会計適用の問題、あるいは表示した際のPOW株式の相手勘定に関する借方の会計処理などの諸問題に関しては言及していない。

## (3)小括

これらの研究は、POW取引について部分的にしか結論を出していない。また、結論に対して論拠が明示されていないものもあり、FASCのように単なる提言であったり、FASB[1990]のように仮結論であったりする。POW取引全体を見渡すと、

---

述べたように、これらの前提が、FASB[1990]の第2章に関する、FASBの意図する結論であるものと考えられる。

<sup>23</sup> なお、FASCは、POW株式は負債ではない、と述べているだけなので、この言及だけでは、POW株式を持分とするのか一時的持分とするのか、不明瞭である。しかし、FASCは、現行の負債と持分の区分線の維持を提言しているので、この提言によると、POW株式は一時的持分ではなく、持分として分類されることになる。



さらに問題が生じる。そこで、次節では、POW取引全体を見渡した上で、POW取引に関する会計問題について検討したい。

## V POW取引に関する会計問題の検討

本節では、第Ⅲ節で提示したPOW取引に関する会計上の問題点について検討する。先に述べたように、POW取引には大きく分けて、(1)POWに関する問題、(2)POW株式に関する問題、という2つの問題があるので、それぞれについて、検討していく。

### (1)POWに関する問題

#### ①取引の性格付けの問題

まず、POW取引をいかに性格付けるかが問題となる。EITF96-13は、決済方法(あるいは決済方法の選択)によって資本取引とされるべき場合と損益取引とされるべき場合があることを規定している。さらに、決済方法の選択権がある場合には、一定の決済方法を事前に仮定することによってPOW取引の性格を決定する。たしかに、決済時に受払するものが資産であれば「発生の可能性の高い経済的便益の犠牲」(FASB[1985]par.35)というFASBの負債の定義を満たすので負債となり、受払するものが株式等の持分金融商品であればFASBの負債の定義を満たさないから持分となるのかもしれない。しかし、決済方法と、決済方法によって引き渡される対象物の性格(すなわち、引き渡されるものが現金等の資産であるか、持分金融商品であるかということ)によって、POW取引の性格が決定されるのであろうか。決済方法の選択がある場合、現金等の資産と持分金融商品のどちらで決済されるのかは、決済されなければ明らかにならない。EITF96-13に従うと、決済まではPOW取引の性格は不明であり、いずれかの決済方法を仮定することによって取引に性格を与えているに過ぎない。それはあくまでも仮定であって、実際の決済方法を考慮していないために、最終的な結果が同じであるのにも拘らず決済方法の選択の有無によって全く異なる会計処理がなされる可能性がある、という批判ができるであろう(第Ⅲ節①を参照)。よって、オプション料の受払取引と、決済に係る取引を分かつ、POW取引を全体として一個の取引とみなし、その取引の性格を画一的に決定することには無理がある。かりに株式等の持分金融商品の移動を資本取引とみなすならば、決済時に持分金融商品の移動が実際にあった時に、その持分金融商品の移動に係る取引のみを資本取引とみなせばよいものと考えられるが、そうであるからといってオプション料の受払取引に、POW取引終了時の決済方法の仮定を影響させることには、問題があると考えられる。したがって、POW取引の性格を考慮する際には、オプション料の受払取引と決済に係る取引は別個の取引と見るべきである。

そこで問題となるのは、自己株式の性格付けである。決済時にPOWが行使されれば自己株式取引が生じる可能性があるからである。

自己株式の性質に関する見解は、大別すると資産説と自己資本減少説<sup>24</sup>に分かれる。ここでは、主に米国の状況に照らしてPOW取引の会計問題を考察することが目的であるため、さしあたり自己株式取引を、米国における通説に従い資本取引とみなし、自己株式を自己資本の減少と仮定する<sup>25</sup>。

しかし、かりに自己株式取引資本取引説が主張され、自己株式を含む自社株式の移動が資本取引であるとしても、自社株式の移動のみを資本取引と見なすべきであって、かつてのEITFルール、すなわちEITF87-31のように、自社株式の取引が資本取引であることを理由として、POW取引全体を資本取引とみなし、損益が発生しないとするのは、株式の発行取引および自己株式の取得取引は資本取引とすることを定

---

<sup>24</sup> 厳密には、自己資本減少説にはいくつかのバリエーションがあるが、本章ではこれらを一括して自己資本減少説とする。ここで自己資本減少説というのは、自己資本のいずれかの項目を減少させるべきである、という考え方であるが、自己資本のいかなる項目をどれだけ減少させるかについては、様々な見解が存在し、いくつかのバリエーションを生んでいる(伊藤[1996]204-263 ページ)。「資本減少説」としないで「自己資本減少説」とするのは、本研究では「資本」を「拠出資本」と定義しており、いわゆる「資本減少説」の中に「利益剰余金減少説」が含まれるがゆえに、本研究でいう「資本(拠出資本)」と、いわゆる資本減少説にいうところの「資本」とでは、指し示す範囲が異なるからである。

<sup>25</sup> 米国では、会計理論上、Bentley、Montgomery、Esquerréなどが主張した資産説(Bentley[1911]pp.173-174, Montgomery[1912]p.138, Esquerré[1914]pp.332-333)を論破した自己資本減少説が、歴史的にも優勢である。このような見解は20世紀初頭にSunleyやPatonなどによって主張され(Sunley[1915]p.429, Paton[1919]pp.327-335)、現在でも米国では会計理論上強い支持を受けている(Sheldahl[1982]p.1)。米国の会計基準設定団体は自己資本減少説を支持し、FASBも従来の会計基準設定団体の見解を踏襲し、「自己株式は資産ではない」(FASB[1990]pars.116 and 129)と述べ、自己資本減少説を支持している。会計実務においては、1930年代前半までは資産として表示する企業が多かったが、資産処理によって自己株式配当収益や自己株式売却益が計上されることから、自己株式取引が1929年の大恐慌以降、利益操作や株価維持や投資に濫用された(Holt and Morris[1934]p.507, Rueschhoff[1978]p.2)。米国の政府や証券取引所はこのような実務を改め、利益や株価を歪めることにつながる自己株式取引を減少させるために様々な方策を採ってきた(Holt and Morris[1934]pp.507 and 510, Rueschhoff[1978]pp.3-4)が、とくに自己株式売却益に課税することを定めた1934年の税法改正を境に、資産説に基づく会計実務が大幅に減少するいっぽうで自己資本減少説に依拠した会計実務が定着し、現在に至っているとされる(Rueschhoff[1978]p.4)。自己株式の問題は会計の問題であると同時に法律の問題でもあるが、米国の1977年改正カリフォルニア州会社法や、1980年改正模範事業会社法のように、自己株式の取得とともに減資手続きがなされるならば、自己株式を自己資本の減少として会計処理せざるをえないであろう。それゆえに、ここでは自己株式取引を資本取引とみなし、自己株式を自己資本の減少と仮定しているのである。

めたAPBO9の第28項の拡大解釈であって、オプション料を受払すること自体は株式に係る取引ではないと考えられる。たしかにPOWは、自社株式の授受を引き起こすが、POW自体は自社株式の授受を引き起こすきっかけであるに過ぎず、POWのオプション料を受払する取引は、決済時における自社株式の授受取引とは別の性格を持った取引であると考えられる。というのも、オプション料は株主から受け取ったものであるが、それは資本の減少を引き起こすものであり、これを資本拠出とすると、資本の減少を引き起こす資本拠出となり、このような資本拠出が存在しうるとは考えられないからである。よって、オプション料の受取は資本取引とは言い難く、少なくともPOW取引全体を資本取引とすることに対しては、疑問を抱かざるをえない。

ゆえに、少なくともオプション料の受払取引は損益取引とみなすべきであり、決済時に自社株式の移動があれば、その場合の取引を資本取引と見るべきか否かを考慮すべきである、と思われる。換言すれば、少なくとも第5-7表の見解(B)は採るべきではないと考えられる。

そのうえで、POW取引から自社株式の移動取引が起こった場合、その取引をいかに性格付けるかを考えてみたい。

POW取引において、自社株式が移動する場合は、現物決済の場合と、純額株式決済の場合である。現物決済の場合、ライターは自己株式を取得する。いっぽう、純額株式決済の場合、ライターは自己株式もしくは新株を提供しなければならない。よって、純額株式決済の場合、自己株式が関係する場合と、新株が関係する場合とがある。しかし、自己株式が関係する場合と新株が関係する場合とで異なる性格付けを行うと、企業に都合の良い方を選択する権利を与えることになる。よって、いずれの場合も同じ性質の取引と見なければならぬ。また、純額現金決済の場合と、それ以外の場合とで異なる性格付けを行うと、やはり企業に都合の良い方を選択する権利を与えることになる。よって、決済方法によって性格付けを変えるべきではなく、見解(C)も採るべきではない、と考えられる。

のこるは見解(A)と見解(D)である。いずれを採るかは、自己株式の性格付けによる。すなわち、見解(A)を採れば、POW取引全体が損益取引となり、見解(D)を採ればPOW取引のうち、オプション料の受払は損益取引になるが決済に係る取引は資本取引になる。すでに述べたように、ここでは自己株式を持分の減少とすると仮定しているので、この立場からは見解(D)を採るべきであるという結論が導き出される<sup>26</sup>。

## ②取引開始時におけるPOWの貸方の区分問題

POW取引開始時には、POWが貸方に生じるが、POWの貸方の区分問題については、負債と持分の区分と持分内部の区分の両者が関連する。FASBの概念フレー

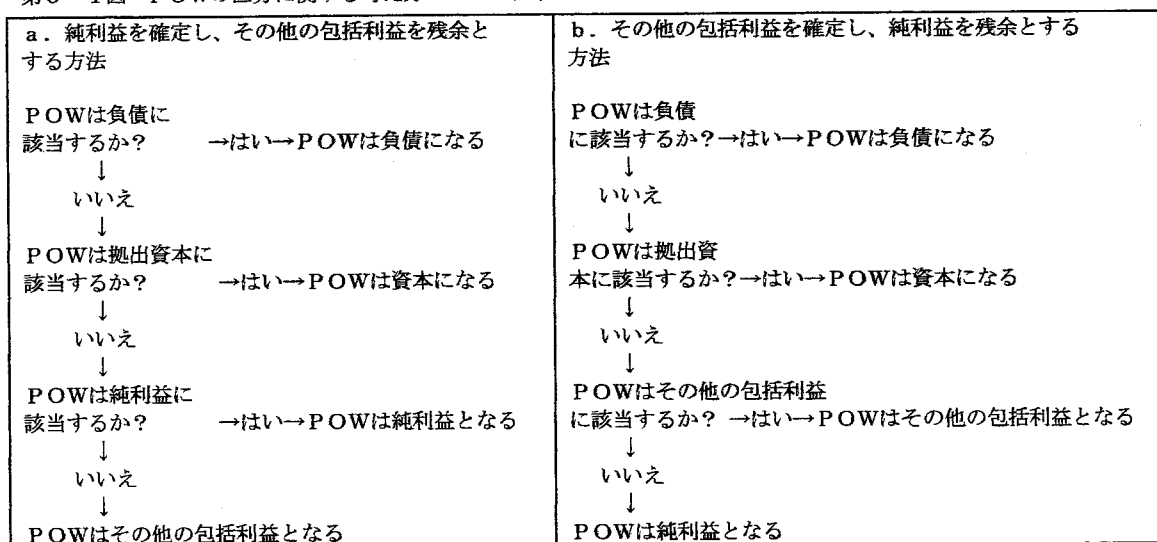
---

<sup>26</sup> 見解(D)に対しては、オプション取引は原則的にはゼロサム・ゲームであるのに、そのことに反する会計処理がなされる、という批判が生じるかもしれない。このような立場からは見解(A)を採るべきである、という結論が導き出されるであろう。しかし、自己株式の性格によって見解(A)か見解(D)かが決まる以上、自己株式が資本取引であるならば、見解(D)を採らなければならない。

ムワークに依拠すると、負債の定義を満たさないものが残余として持分とされる。しかし、持分の内部には資本(拠出资本)、利益(留保利益を含む)、その他の包括利益、という項目が存在し、持分内部の区分も重要である。そこで、持分の内部に存在する項目のうち、どれを先に定義するかが問題となる。

通常は、利益を計算する際には資本を確定した上で利益を残余とし、利益は独立して測定されないと考えられるので、資本が先に定義される。そのように考えると、資本と利益の区分問題は「資本か否か」という問題になる。さらに現在では、資本でない「利益」内部の区分が、包括利益論として問題視される。その他の包括利益や稼得利益には明確な定義がなされていないが、一方を確定して、もう一方を残余とすることによりは変わりなく、利益を確定して残りをその他の包括利益するか、その他の包括利益を確定して残りを利益とするかのいずれかである(弥永[1998]178 ページ)。いずれを採用にせよ、利益は資本によって稼得されたものであるとみなせば、持分内部では資本が先に定義されるべきであって、POWの区分もそれにしたがって考える必要がある。もしこのことが資産負債アプローチに組み込まれれば、第5-1図のような関係が導き出されるであろう。

第5-1図 POWの区分に関する考え方のフローチャート



かりにこの第5-1図に沿って考えると、POW行使によって資産が引き渡されると仮定されれば負債となり、POW行使によって持分金融商品が引き渡されると仮定されれば負債にならず、持分になる。しかし、その考え方には、前述の通り取引の性格付けに関して問題があると考えられる。

そこで、資本と利益の区分という視点からPOWの区分を考察すると、第5-7表のようになり、そして前述のように第5-7表の見解(D)を前提とすると、POWは決済方法に関わりなく、負債(前受収益)とされるべきであると考えられる。負債とみなした以上、POWについて、持分内部の区分を論ずる必要はないものと考えられる。

#### ④ POWの公正価値評価の問題とヘッジ会計の適用問題

POWの公正価値評価の問題は、公正価値評価の是非に関する問題と、公正価値評価した際にその評価差額をいかに会計処理するかという問題があり、さらにヘッジ会計の適用に関する問題がある。第5-7表の見解(D)を前提とすると、米国ならばオプション取引の会計処理基準であるSFAS133に従い、POWは決算時に公正価値評価されるべきであり、その評価差額を、稼得利益を構成する一要素として損益計算書に計上する(SFAS133, par.18(a))ことになるものと考えられる。なぜなら、見解(D)の下では、決済に係る取引は資本取引であり、オプション料の受払取引との間にヘッジ関係は成立しないからである<sup>27</sup>。

#### ⑤取引終了時の会計処理の問題

POW取引の会計問題においては、取引終了時において損益が生じるか否かが問題となるが、第5-7表からも分かるように、取引をどのように性格付けるかによって、利得・損失が生じたり生じなかったりする。

かりに第5-7表の見解(A)を採れば、ライターたる企業は取引終了時において、オプション料収益も償還損失も計上すべきであると考えられる。しかし、ここでは、見解(D)を採るべきであると結論しているため、企業は取引終了時においてオプション料収益を計上すべきであるが、償還損失を計上すべきではないと考えられる。

#### (2) POW株式に関する問題

つぎに提示される問題は、取引開始時におけるPOW株式の表示の是非に関する問題と、表示した際に生じるPOW株式の、貸借対照表における貸方の分類問題、およびPOW株式の相手勘定に関する借方の分類問題である。

##### (③-A) POW株式の表示の是非に関する問題

まず、取引開始時におけるPOW株式の表示の是非が問題となる。EITFのルールでは、POW株式を表示しなければならない状況が限定されている。POW株式は、現物決済が行なわれる場合の償還義務を示しており、少なくとも選択肢に現物決済が含まれている場合には、POW株式を表示する必要があるものと考えられる。それ以外の場合、すなわち選択肢に現物決済が含まれていない場合には、POW株式を表示

---

<sup>27</sup> この見解(D)においては、「POW取引が資本取引であるから[POWは]SFAS 133の対象外である」とするSFAS 133の記述(SFAS 133, par.11(a))は再考されねばならないであろう。この点は見解(A)においても同じである。しかし、かりに自己株式を資産とみなし見解(A)を採れば(ただしこの見解は本章の結論ではない)、SFAS 133のヘッジ要件を満たすPOW取引である場合には、自己株式取得という予定取引に対するキャッシュ・フロー・ヘッジであるから、POWを公正価値評価した上で評価差額を計上し、評価差額はヘッジ手段であるPOWの公正価値変動を限度に、その他の包括利益に含まれるであろう(SFAS 133, pars.18(c) and 30)。ただし、その場合、SFAS 133における予定取引の要件(SFAS 133, par.29)を満たす必要がある。

してもその金額で償還されるわけではないが、このような取引の存在を示すためには、POW株式を表示してもよいのではないかと思われる。

### (③-B)表示した際のPOW株式の貸方の区分問題

つぎに、表示した際のPOW株式に関する貸方側の区分が問題となる。一時的持分として区分することを定めたEITF 87-31の議論過程では、「POW株式を一時的持分とするか否か」のみが論じられ、負債か持分か、という議論はなされない(EITF [1987])。そして議論の結果として、POW株式を負債と持分の中間項目である一時的持分として表示するように規定している。しかし、現行のFASB概念フレームワークの下では、貸借対照表の貸方は、負債か持分しか存在せず、一時的持分という概念は存在しない。したがって、現行のFASB概念フレームワークにおいては、POW株式を負債とする見解と持分とする見解とが存在することになるであろう。

ただし、持分とみなす場合には、POW株式(普通株式)を持分の中では資本と分類することに何ら問題はないので、持分内部の区分問題は特に問題にならない。したがって、POW株式の区分問題は、負債と持分(持分内部では資本)の区分が問題となる。

では、POW株式は負債か資本か。資産・負債アプローチにおいては、負債の定義が重要となる。

FASB概念フレームワークにおいて負債は、「過去の取引または事象の結果として、特定の実体が他の実体に対して、将来において資産を譲渡する、もしくは用役を提供する現在の義務から生じる、発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲」(FASB [1985]par.35)と定義されている。この定義をPOW株式に当てはめると、「発生の可能性の高い」という部分が問題となる。なぜなら、オプション行使の可能性の高低によって負債か持分かを定める「確率論的アプローチ」<sup>28</sup>が提起されているからである。かりにこのアプローチに従うと、POWがイン・ザ・マネーの時は、POW株式が償還される可能性が高いためPOW株式は負債となり、POWがアウト・オブ・ザ・マネーの時は、POW株式の償還可能性は低いからPOW株式は持分(持分内部では資本)となるであろう。

しかし、この「確率論的アプローチ」には問題がある。このアプローチによると、行使されていないものが行使されたものとして処理されることになり、表示の忠実性に問題が生じる<sup>29</sup>。また、行使の可能性によってPOW株式を区分する際、最終的に可能性の高低を決める者は財務諸表の作成者であり、したがって、作成者が恣意的に会計処理を行なう可能性があり、客観性が保たれない。また、POW株式の配当の処理の問題がある。負債と区分すればPOW株式の配当は利子費用と同じ扱いになり、資

<sup>28</sup> 確率論的アプローチについては、次を参照。McCullers[1971]p.164 ; Kerr[1989]pp.44 and 46 ; FASB [1990]pars.300-305 and 368-370 ; Australian Accounting Research Foundation[1992]Appendix, par.27 ; 古賀[1996]244-246 ページ。

<sup>29</sup> FASB [1990]では、転換社債について確率論的アプローチを批判する見解において、表示の忠実性に対する懸念が示されている(FASB [1990]par.305)。

本と区分すればPOW株式の配当は通常の株式と同じように利益処分となる、と考えると、作成者の都合でPOW株式に係る配当の扱いを決定できることになり、やはり客観性が保たれない。ゆえに、このような理由から、確率論的アプローチを採ることには同意できない。

たとえPOWが取引開始当初からイン・ザ・マネーであったとしても、そのことを根拠にPOW株式を負債とするのは、確率論的アプローチをはじめから適用していることに他ならず、同意できない。また、取引開始後にPOWがアウト・オブ・ザ・マネーからイン・ザ・マネーになったことを理由に、POW株式を持分から負債へと区分変更することも、確率論的アプローチを適用していることになり、同意できない。よって、POWの行使可能性を基にPOW株式の区分を考察することについては、忠実性や客観性の欠如という観点から、同意できないのである。

客観的な要件としては、「POW株式は行使されるまで株式の要件(自益権と受益権)を満たしているか否か」ということが考えられる。しかし、株式の要件を満たさない株式は通常あり得ないと考えられる。ゆえに、POWが行使されるまでは、POW株式は資本と区分されるべきであると考えられる。

### ③-C) POW株式の相手勘定に関する借方の分類問題

それでは、POW株式を表示した際に借方に生じる、POW株式の相手勘定に関しては、いかに考えるべきなのか。EITFルールは、POW株式を表示する際、POW株式の金額を「持分から除外する」ことを規定するだけである。よって、持分であれば何を減少させてもよいことになる。よって、論理的には説明できないような処理がなされる可能性がある。

そこで、POW株式の相手勘定に関する、借方の分類に関しては、第Ⅱ節で挙げたような方法が考えられる。まず、自己株式が生じていないのに自己株式が生じたと表示する(C-オ)は採用できないし、(C-エ)のように、POW株式の表示を利益剰余金の取り崩しと説明することもできないであろう。また、(C-イ)の場合は資本剰余金がゼロである場合にはPOW取引そのものができないことになってしまう。また、(C-ア)の場合には、資本剰余金の金額が大きく、資本金の額よりもPOW株式の金額の方が大きい場合には資本金がマイナスとなってしまう。よって、最も妥当するのは(C-ウ)であると考えられる。つまり、POW株式の金額の分だけ、資本金と資本剰余金を、比例的に減少させるべきであると思われる。実務では、(C-オ)を採る事例や、(C-ア)と(C-エ)を組み合わせた事例などがある<sup>30</sup>が、これらは全て「持分」であるため、EITFルールでは、これらのような非論理的な処理が容認されてしまうため、会計ルールの次元で何らかの規定を設けるべきであろう。

## VI おわりに

本章における議論を要約すると、次のようになる。

<sup>30</sup> これらの事例については、第4章を参照。

- (1) EITF 96-13 は、あらかじめ決済手段を仮定することによって、決算方法の多様化という金融商品の高度化に会計基準（会計ルール）のレベルで対応しようとするが、その対応の方法として、あらかじめ一定の決済方法を仮定し、仮定上の決済方法に依拠して会計処理を決定するという方法を採用している。しかし、その方法は、実際に行なわれた決済について考慮しないので、同じ結果に異なる処理がなされ、利益数値が異なってくる、という可能性を生む。さらに、決済方法が多様化し、決済方法の選択が可能になっている現状を考慮すると、POW取引全体を一個の取引と見ることは無理があり、オプション料の受払取引と決済に係る取引を別個の取引とした上で会計問題を考察すべきである。このように、あらかじめ仮定された決済方法が、取引を性格付け、そしてPOWなどの分類を決める規準としての妥当性を持つか否かを考慮しなければならないであろう。また、このような取引の性格付けの問題から、POWの区分、ヘッジ会計の適用、POWの公正価値評価、POW取引終了時の損益計上、といった諸問題が派生する（第5-7表参照）が、POW取引においては、決済方法（あるいは決済方法の選択権の有無）に拘らず、オプション料の授受取引は損益取引であるから受け取ったオプション料を収益とみなすいっぽうで、決済に係る取引は資本取引であるから決済において償還損失は計上すべきではないと結論付けた。POWは負債であり、そして、POWは公正価値評価し、評価損益を稼得利益に計上すべきであるが、自己株式が自己資本の減少とされる米国の現状では、POW取引にヘッジ会計は適用できない、ということ論じた。本章で行ったこれらの議論は、自社株式が絡んだ他のオプション取引（たとえばワラントやストック・オプションなど）の会計問題を考察する際にも重要になるものと考えられる。
- (2) また、POW株式は資本とし、POW株式の相手勘定は資本金および資本剰余金とするべきである。通常、POW株式の問題は、貸方の区分問題として論じられることが多いが、その相手勘定についても、検討の対象となることが分かる。それは借方の区分問題である。一見すると、貸借対照表の借方には資産しか計上されていないように見えるが、そうであるからといって借方に区分問題が無いわけではない。負債・持分の区分、あるいは持分内部の区分を裏返しにした、資産・持分減少の区分問題、あるいはどの持分項目をどれだけ減少させればよいのかという問題が存在するのである。POW株式の相手勘定の会計問題は、後者に属する問題である。
- (3) EITF 96-13 においては、POW取引を資本取引と見る場合には、POWを恒久的持分とみるが、持分内部ではどこに区分するかを示しておらず、したがって、持分内部の区分が問題となる。また、この場合のPOWを負債と見る者もあり、負債と持分の区分問題が生じる。よって、POWの区分問題は、負債と持分の区分問題、及び持分内部の区分問題が関わり合う問題である。また、POWを負債と見ると、他のオプションと同様、公正価値評価の問題が生じ、公正価値評価による未実現評価差額の認識問題が生じることになり、さらにかかる未実現評価差額を認識するならば、その分類をめぐる、負債と持分の区分と持分内部の区分という2つの問題が重複することになる。よって、負債と持分の区分問題と持分内



部の区分問題には、連関があり、それを資産負債アプローチに沿って示すと、第5-1図のようなフローチャートが描かれることになる。従来、これらの問題は別物として論じられてきた。また、資産・負債アプローチにおいては、持分は残余として消極的に定義され、負債と持分の区分問題は「負債か否か」という発問に置き換わり、当該問題を論ずる際に持分内部の区分を問う傾向があまりなかったように思われる。しかし、本章で示したように、状況によっては両者が関わり合う項目があるので、負債と持分の区分問題、および持分内部の区分問題という両者を関連付けて考察する必要があるのである。そして、取引の性格付けを考慮することが、かかる2つの区分問題を解く鍵の1つとなりうるであろう。

なお、本章では、自己株式の会計的性格について、「全ての自己株式取引を資本取引とし、自己株式を自己資本の減少とする」という米国の通説を所与とし、それに従ったが、かかる自己株式問題の検討については、今後の検討課題とせざるを得ないであろう。

## 第6章 資本・利益の計算問題と金融商品会計 —ワラントの会計処理問題を素材として—

### I はじめに

近年金融商品の会計が問題となっており、各国で金融商品の会計処理および開示の基準の設定が続いている。ここでは、金融商品の時価評価に見られるように、分配可能利益計算よりも情報提供が重視される傾向がある。

しかし会計においては、資本と利益<sup>1</sup>を算定することが依然として重要な役割として存在する。そのためには、古典的には資本・利益の区分が重要である。しかし、こうした問題は近年あまり検討がなされていない。

いっぽう昨今では、負債会計の重要性が高まりつつあり、資本・利益の区分を論じる際には負債も射程に収める必要がある。そのため、今日の問題としては、資本・利益の区分問題は貸方の問題として検討する必要がある。

金融商品の中には、自社株式の発行もしくは買戻にかかわるオプションを伴ったものがあり、オプション単独で取引されることもあれば、それらが普通社債、普通株式、あるいは優先株式などに付加されることによって複合金融商品を形成することもある。そこで問題になるのは、かかるオプション取引がいかなる性格の取引であるのか、すなわちその取引は資本取引か損益取引かということである。

そこで本章では、自社株式の発行に関わる金融商品の一つであるワラント<sup>2</sup>の会計処理問題(ワラント発行企業の会計処理)を、貸方の問題としての資本・利益の区分という視点から論じる。この検討によって、貸方の問題としての資本・利益の区分というコンテキストの中で、金融商品会計という新しい会計問題を論じる必要性を新たに指摘できれば幸甚である。

### II ワラントの会計処理に関する諸説

この節では、ワラントの会計処理に関する諸説を整理する。ワラントに関する取引の会計処理問題には、(1)ワラントのオプション料の会計処理問題と、(2)ワラント行使時における株式発行の会計処理問題がある。

#### (1)ワラントのオプション料の会計処理問題について

ワラントのオプション料の会計処理に関する見解を整理すれば、第6-1表のようになる。たとえ同じ会計処理がなされるとしても、その論拠が異なる場合には、異なる見解

<sup>1</sup> 本章では「資本」とは拠出資本のことを指し、「利益」とは、当期利益を含めた「留保利益」を指すものとし、「持分」とは、資産から負債を控除した残余额を示すものとする。本章では、持分には資本と利益の両者が含まれる。

<sup>2</sup> ワラントは「新株引受権」と呼ばれることもあるが、ここでワラントとは、新株のみならず、自己株式に対する引受権も含まれている。また、以下では、株式による決済のみが規定されたワラントを想定して行論する。

とみなしている。

第6-1表 ワラントの会計処理に関する諸説

広義持分説	拠出資本説	
	狭義持分説 (持分のどこに計上するかについては不明)	
仮勘定説		
収益説	前受収益説	積極的前受収益説
		消極的前受収益説
	当期収益説	

[拠出資本説]

拠出資本説の例として挙げられるのは、APBO10『オムニバス・オピニオン』およびAPBO14『転換社債とワラント債の会計処理』である。この見解ではワラントのホルダーが「実質上、[...]株式会社に対する『買取約定』を受け取る」(APBO10, par.8)がゆえに、ワラントは拠出資本として計上される。こうした考え方は、負債の厳格な定義を前提としているのではなく、既存の資本取引概念を拡張したものであるといえる(権田[2000] 6ページ)。ここでは、ワラントのホルダーは「潜在的株主」と呼ばれることもある。こうした考え方は、ワラントがある一定の拠出資本概念に該当することを論拠とする。APBは配当可能利益計算を念頭においておらず、情報提供を重視しているものと考えられ、こうした会計処理も情報提供の視点から提示されているものと考えられる。

いっぽう、ドイツ商法典第272条第2項第2号では、新株引受権付社債の新株引受権、および転換社債の転換権部分を資本準備金に計上することが定められている<sup>3</sup>。その論拠は、新株引受権が株式を発行するきっかけであるために商法上の拠出資本概念に合致するというものであり、その背景には法律にそって配当可能利益計算を重視する思考があるとみられる。その規定の成立に影響を及ぼした Busse von Colbe は前述のAPBO10およびAPBO14から示唆を受け(Busse von Colbe [1987]S.57-60)、財務論に立脚し、新株引受権付社債や転換社債のホルダーは株主権に対する請求権を剥奪されることがないというかぎりにおいて、剥奪することができない期待権という形式で社員(出資者)としての地位を取得し、待機中の社員になると説明する(Busse von Colbe [1987]S.50)<sup>4</sup>。拠出資本説という点でAPB意見書とドイツ商法典は同じであるが、その背景とする論拠は両者で異なっている。

[狭義持分説]

狭義持分説はFASBの1990年討議資料(FASB[1990])のワラント持分説<sup>5</sup>や、IA

<sup>3</sup> 「資本準備金としては、[...]債務証券の発行に際して持分取得転換権および持分取得選択権について得る金額を[...]表示しなければならない」とする、ドイツ商法典第272条第2項第2号の文言は、従来のドイツ商法典の規定を明確にしたものであり、新しい規制を行う意図はなかったとされている(Busse von Colbe[1987] S.64)。

<sup>4</sup> かかる Busse von Colbe の所説については、黒田[1991]およびヴァルター・ブッセ・フォン・コルベ[1993]を参照。

<sup>5</sup> FASBはこの見解を踏襲しており、2000年10月に公表された公開草案『負債、持分、

S 32『金融商品：開示及び表示』のワラントの会計処理にみられる。1990年討議資料では、当該企業の資産を構成しない自己株式や未発行株式を発行する義務であるワラントは、その行使によって経済的便益たる資産の引渡しを意味しないことから、負債の定義(FASB [1985] par.35)を満たさず、ゆえに持分に分類される(FASB [1990] par.119)と説明されている。IAS 32でも、同様の論拠によってワラントは負債ではなく持分であると説明されている(IAS 32, par.16)。こうした見解は、会計目的として情報提供を念頭に置き、資産負債アプローチの下で一定の負債概念を前提にし、ワラントが負債の定義を満たさないがゆえに残余概念としての持分に消極的に区分される点に、特徴を有する。ただし、狭義持分説では、持分内部の区分については触れられていない(名越[1995]127頁)<sup>6</sup>。

#### [仮勘定説]

仮勘定説は日本の企業会計審議会が公表した『金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書』(1999年)にみられる。すなわち、新株引受権付社債の新株引受権部分については、流動負債に計上し、行使されれば資本準備金に振り替え、行使されなければ当期利益に振り替える。「新株引受権が行使された場合、当該対価は株式発行の対価としての性格が認められることになるから資本準備金に振り替えられることとなるが、権利行使の有無が確定するまでの間は、その性格が確定しないことから仮勘定として負債の部に計上される」(『金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書』第七の1)。すなわちこの見解は、一定の拠出資本概念を前提にした上で、取引開始当初にワラントがそれに合致しないことを主張するものである。その見解は、取引開始当初にワラントが商法の拠出資本概念に合致しないことを論拠とするものであり、当該見解の背景には、商法にもとづいて配当可能利益計算を重視する思考が介在しているものとみられる。

#### [前受収益説]

前受収益説とは、ワラントを前受収益とみなし、ワラントが行使されようとも、行使されないまま消滅しようとも、ワラントの行使または消滅の時点でワラントを前受収益から収益に振替えるという見解である。前受収益説には2通りあり、積極的前受収益説と消極的前受収益説がある。積極的前受収益説とは、ワラントがある一定の負債概念に合致するがゆえにワラントを負債とする見解である。この見解をとるのは、FASB討議資料のワラント負債説である。FASB [1990]では、「企業は時として現金その他の資産の代わりに、自社株式を用いることもあるので、株式を発行する義務は本質的に資産を移転する義務と同じである」(FASB [1990] par.129)と主張される。しかし、この場合には、FASBの負債の定義を変更する必要がある(FASB [1990] par.115)とされている。この思考は狭義持分説と同様に、資産負債アプローチのもとでワラントがある一定の負債概念に合致することを論拠としており、定義中心の会計観がその背景にある。

---

もしくはその両方の性格を持つ金融商品の会計処理』では、株式による決済のみが規定されたワラントについては持分であるとされている(FASB [2000a]par.72)。

<sup>6</sup> ただしFASBは、ワラントが行使されずに消滅した際には「払込資本に振替えられる」(FASB [1990] par. 141)と述べている。このことから、FASBは、ワラントが拠出

いっぽう、消極的前受収益説とは、一定の拠出資本概念を前提としたうえでワラントがその拠出資本概念に合致しないがゆえにワラントを負債とするという見解である。消極的前受収益説は前受収益とする点では積極的前受収益説と同じであるが、ワラントが拠出資本にならないことを論拠とする点において積極的前受収益説とは異なる。換言すると、積極的前受収益説とは、ワラントは拠出資本ではないから負債に計上せざるをえないとする考え方である。一定の拠出資本概念を前提にした上で、ワラントがそれに合致しないことを論拠とした議論である点においては仮勘定説と同じであるが、仮勘定説ではワラントが行使された場合と行使されなかった場合とでは、取引終了時の会計処理が異なるのに対して、消極的前受収益説ではワラントが行使されようが行使されまいが、取引終了時には収益に振替えられる。拠出資本概念を明確に規定するという点において、消極的前受収益説は仮勘定説と同様の会計観と会計目的が背景にあるものとみられる。

#### [当期収益説]

当期収益説は、ワラントを持分内部のうちの当期収益に該当するとみなす考え方であり、形式的な可能性としては存在する(名越[1995]127頁を参照)が、制度上は存在しない。狭義持分説と同様に資産負債アプローチを前提とした時、当該ワラントが負債でないが故に持分であるとしてもその持分内部の区分が曖昧であるならば、ワラントは拠出資本ではなく当期収益となり、当期利益を通じて最終的に留保利益に算入されることがあるかもしれない。

#### [小括]

以上の見解を整理すると、第6-2表のようになるが、同じ会計処理を採っているにしても、その論拠が異なる場合がある。また、拠出資本説のように、論拠が同じでもその背景にある会計観および会計目的が異なる場合もある。

第6-2表 ワラントの会計処理に関する諸見解における論拠とその背景

	ワラントの会計処理	論拠	その背景	会計目的
拠出資本説	拠出資本	拠出資本概念に合致する	拠出資本確定アプローチ(APBO10, APBO14) 商法重視(ドイツ商法典)	情報提供(APBO10, APBO14) 分配可能利益算定(ドイツ商法典)
狭義持分説	持分(持分内部の区分については不明)	負債概念に合致しない	資産負債アプローチ	情報提供
仮勘定説	仮勘定(負債)	拠出資本概念に合致しない	商法重視	分配可能利益算定
積極的前受収益説	前受収益(負債)	負債概念に合致する	資産負債アプローチ	情報提供
消極的前受収益説	前受収益(負債)	拠出資本概念に合致しない	商法重視	分配可能利益算定
当期収益説	当期収益	負債概念に合致しないことを踏まえた上で、拠出資本概念にも合致しない	資産負債アプローチ	情報提供

資本(FASB自身は払込資本と呼んでいる)になることを前提としているように思われる。

## (2)ワラント行使時における株式発行の会計処理問題について

ワラントが行使された時には株式が発行されるが、その引渡価額は発行時点の市場における株価よりも低いはずである。なぜならワラントのホルダーがワラントを行使する場合、ワラントのホルダーは、市場で株式を購入するよりもワラントを行使して株式を入手する方が有利であると考えているからである。このような株式発行は「有利発行」と呼ばれる。

ワラントの行使による株式発行の測定に対する見解には、つぎの2つがある。

(a)発行する株式を、企業が受け入れた現金その他の資産の価値で測定する方法

(b)発行する株式を、その時点の株価で測定する方法

(a)は、株式の市場価格に関わらず、発行の対価で測定する方法である。この方法は現行の会計制度で採られている方法である(大日方[1991]95 ページ)。(b)は、発行した価額に関わらず、発行時点における株式の市場価格で測定する方法である。そのさい、市場価格と発行価額の差額の扱いが問題となる。その会計処理としては、(b-1)当期損失(もしくは当期費用)とする、(b-2)繰延損失(もしくは繰延費用)とする、(b-3)負の資本剰余金、すなわち負の株式払込剰余金とする、という方法が考えられる。いずれの方法も、現行の会計制度では認められていない。現状では、(b)は形式上の可能性として存在するにとどまっている<sup>7</sup>。

次節では、分配可能利益算定の立場から、ワラントに係る取引の会計処理はいかにあるべきかについて検討を加えることにする。

### Ⅲ ワラントに係る取引の会計処理をめぐって

分配可能利益算定のための必須の要件である資本・利益の区分を中心に、ワラントの会計処理を考察すると、いかなる見解が導き出されるであろうか。分配可能利益算定という会計目的を考慮すると、資産負債アプローチにもとづく計算構造は、持分を資産から負債を控除した残余と消極的に定義し、資本・利益の区分を軽視するがゆえに、採用し得ないと考えられる。資本・利益の区分においては、拠出資本の定義と、かかる定義への合致・非合致が問題となる。よって、分配可能利益算定という会計目的を考慮すると、第6-2表で示された諸見解のうち、(ドイツ商法典における)拠出資本説、仮勘定説、消極的前受収益説の3つが導き出される。このそれぞれについて、検討を加えていくことにする。まず、拠出資本説から検討してみよう。

#### [拠出資本説]

拠出資本とは「株主からの出資額(払込額)」であるといえる<sup>8</sup>。ある者が企業に出資を行い、その結果としてその者は株式を受け取って株主になり、株式に係る企業の所有権(自益権および共益権)を有することになる。したがって、拠出資本とは「ある者が企業の所有

<sup>7</sup> (b)が制度上存在しない理由については、後日の検討課題とするが、ここでは、(a)と(b)の対立が時価主義と原価主義との対立に根差していることを指摘しておきたい。

<sup>8</sup> この部分は、新井[1991]133-140ページを参照している。

権の受領と引き換えに企業に提供した対価」であるといえるであろう。それはげんに企業を所有している者によって拠出される。ワラントを保有しているだけでは企業を所有することはできない。ワラントのホルダーが企業の所有者になるには、実際にワラントを行使しなければならない。ワラントのホルダーは「潜在的株主」ともよばれることもあるが、それは株主ではないから「潜在的」なのであり、ワラントそのものには自益権も共益権も付されていない。ゆえに、ワラントのホルダーは出資者ではなく、出資者でない者からの資金の提供は、資本取引ではなく、損益取引であるとみられる。

では、ワラントのホルダーが出資者でないとして、ワラントを行使した時の株式の発行はワラント発行企業にとって出資であろうか。ワラントが行使されるとワラント発行企業は株式を発行しなければならず、結果として拠出資本の増加を引き起こす。したがって、ワラントの行使に伴う株式の発行と出資金の受け入れは、ワラント発行企業にとって資本取引である。

つまり、ワラントの発行は資本取引ではなく損益取引であるが、ワラントの行使による株式の発行は資本取引であると考えられる。このことを踏まえ、ワラントはいかに会計処理されるべきかを考えてみよう。

ワラントを受け取った時、そのワラントは企業にとって拠出資本ではない。これを拠出資本とすることは、ワラントの権利行使を予断した会計処理を意味し、株主と株主でない者を同一視する見解であるといえる。ゆえにそれは資本取引ではない。

#### [仮勘定説]

では、損益取引であるとするれば、どのように処理されるべきなのかについて考えてみたいと思う。拠出資本でないとするれば、負債(仮勘定もしくは前受収益)になるか収益になるかのどちらかである。そこでまず、負債説について検討してみよう。

仮勘定説の問題点は、ワラントの取引の性格を事後的にしか決定できず、決算時になってもその取引の性格を決定できない場合がある、ということである。仮勘定説では、ワラントが行使されればワラント対価を仮勘定から資本準備金に振替え、ワラントが行使されねばワラント対価を仮勘定から当期利益に振替える。ワラントが行使されれば取引全体が資本取引、ワラントが行使されねば取引全体が損益取引ということになる。ゆえに決算時に仮勘定として残っているワラントに関するオプション料受取取引の性格は、取引開始時にも決算時にも不明であるということになる。

現金その他資産を受け取る取引を行っておきながら、その取引の性格が決算時にも不明ということがありうるのであろうか。ワラントの対価としての現金その他の資産を受け取る取引は、それ自体がれっきとした 1 つの取引である。分配可能利益算定においては、資本取引と損益取引の中間的な取引を資本取引か損益取引のいずれかに峻別しなければならないため、取引の会計処理は、その取引が行われた時点もしくは決算時に損益取引か資本取引かという性格付けがなされるはずである。このことはワラントのオプション料の受払取引においても同じであると考えられる。仮勘定説の問題点は、このような性格の不明瞭な「仮勘定」という項目の存在を取引開始時にも決算時にも許容する点にあると考えられる。よって筆者としては、仮勘定説は支持しがたい。

#### [消極的前受収益説]

ではワラントは前受収益になるのでしょうか。前受収益とは、一定の契約にもとづいて行われる用役の継続的な提供以前または提供段階中において、未だ提供していない用役に対して前もって受け取った収入額を指す(新井[1991]129 ページ)。負債に対して何も定義がなされていない場合、ワラントの効果は存続しているわけであるから、すぐには収益にはならず、将来に収益になるという意味での前受収益にせざるをえないものと考えられる。ゆえに、資本・利益の区分という視点から考察すると、ワラントは前受収益にすべきである。

それでは、ワラント行使による株式発行取引はいかに処理されればよいのでしょうか。前述の通り、ワラントのオプション料を受け取る取引は、それ自体が一個の独立した取引であり、その後には生じる株式発行取引とは別個の取引であると考えられる。したがって、ワラント行使による株式発行取引も、独立した一個の取引であるとみなさなければならない。株式を発行する取引は資本取引であり、そこから損益は生じないと考えられる。また、負の株式払込剰余金が生じるとする見解では、株式の発行によって受け取った金額の一部を出資と扱わず拠出資本から除外することになる。株式の発行によって受け取った金額は「ある者が企業の所有権の受領と引き換えに企業に提供した対価」であり、それは企業にとって拠出資本を構成する。すなわち本研究で用いられている拠出資本概念に照らすと、当該見解は出資の一部を出資と扱わないものであり、筆者としては同意できない。

ゆえにワラント行使による株式発行取引は資本取引であり、その取引からは損益は生じないし、負の株式払込剰余金も生じないと考えられる。

#### IV おわりに

本章で筆者は、分配可能利益算定という会計目的を前提とすると、ワラントの行使によって生じる株式発行が資本取引であるとしても、ワラントの受取取引と、ワラントの行使による株式発行を異なる性格の別個の取引とみなし、前者を損益取引、後者を資本取引とみなすべきであることを論じた。その上でワラントは前受収益(負債)であることを論じた。また、ワラント行使による株式発行取引は資本取引であり、その取引からは損益は生じないし、負の株式払込剰余金も生じないということを論じた。

資本・利益の区分の問題は、分配可能利益計算にとっては重要となる。意思決定有用性アプローチの浸透によって、当該問題に関する議論は風化し、顧みられなくなってきている(新井[1996]20 ページ)とされるが、分配可能利益計算という会計目的が消滅したわけではない。したがって、今なお資本・利益の区分を検討する必要がある。資本・利益の区分の問題は、古くてかつ新しい問題といえるであろう。本章では、金融商品会計のような新しい会計問題においても、近年あまり検討が為されない資本・利益の区分の会計問題を考慮する必要性に鑑み、分配可能利益計算の視点からワラントの会計問題を検討しようとしたものである。



## 第7章 総括と今後の課題

### I 総括

本研究では、負債・持分の区分、および資本・利益の区分を含む、貸方の区分問題を、財務会計の利害調整機能という視点から検討してきた。本章ではまず、第I節で本研究のまとめを行い、そして本研究を通じて得られた知見を述べ、そして第II節では、今後に残された課題を提示したい。

まずは、各章のまとめを簡単に示しておきたい。

第2章では、FASB1990年討議資料を検討し、検討の結果、FASBが構築した概念フレームワークの維持を前提とした上で、概念フレームワークにおける負債の定義を適用し、資産を引渡す義務を負債とするいっぽうで持分金融商品を引渡す義務を持分としようとしていることを指摘し、1990年討議資料で想定されている負債・持分の区分規準がFASB概念フレームワークの負債を積極的に定義し持分を残余とする構造に沿っていることを明らかにした。そして会計基準の中には当該規準に必ずしも沿っていないものがあり、かかる会計基準は修正を余儀なくされるものがあることを明らかにした。

第3章では、FASB1990年討議資料の後を受けて公表された2つの2000年公開草案を検討し、当初FASBが想定していた負債・持分の区分規準が2000年公開草案で提示された規準においては崩れていることを明らかにし、資本・利益の区分の視点が必要になることを明らかにした。

第4章では、POW取引に関する米国の会計実務を検討し、その結果、会計処理が多様であり、その多様性が持分内部に関わる会計処理についてみられることから、持分を単に残余かつ総額として規定していることが、会計処理に弾力性を生み出し、論理的に説明の付かない会計処理を生じせしめる可能性があることを指摘した。そのうえで、持分を単に残余かつ総額として規定するだけでは不十分であり、持分内部の区分までも検討しなければならないことを論じた。

第5章では、POW取引に関する会計問題を、当該取引に関する米国の会計規定に基づいて検討することによって、負債と持分の区分問題、および持分内部の区分問題を別個にではなく、連関させて検討する必要性を指摘し、そのうえで、伝統的な資本会計における資本取引と損益取引の区分問題を、金融商品会計という新しい会計問題と関わらせて検討する必要性を論じた。また、当該取引に関する会計問題を検討することによって、金融商品の高度化に伴う決済方法の多様化がもたらす会計上の問題を明らかにした。

そして、POW取引を規範的に検討することを通じて、当該取引全体を単一の取引と見るのには無理があり、オプション料を受け取る取引と、オプション行使の結果として生じる取引とを、別個の取引とみなした上で、それぞれについて取引の性格付け（資本取引と損益取引の区分）を考察しなければならないことを指摘した。その結果、受け取ったオプション料は負債であり、それに基づき当該オプションは決算時に時価評価されるべきではあるが、当該取引についてヘッジ会計を適用することはできないことを論じた。そして、当該オプションの対象となっている株式はオプションが行使されるまでは資本であり、そ

してオプション行使による株式の買戻は資本取引とみなすべきであることを論じた。

第6章では、金融商品会計の諸問題を分配可能利益算定の立場から検討するために資本・利益の区分を検討する必要がある、という問題意識に基づき、ワラントの会計処理問題を資本・利益の区分の視点から考察した。その結果、ワラントの発行によるオプション料受取取引と、ワラント行使による株式発行取引はそれぞれ別の性格の取引とみなされるべきであり、その上でワラントは前受収益とみなすべきであること、そしてワラント行使による株式発行取引は資本取引とみなすべきであることを論じた。

そこで、本研究を通じて得られた知見を整理すると、次のようになる。

#### (1) 負債・持分の区分からみたFASB概念フレームワークの欠陥と概念フレームワーク・プロジェクトのピースミール化

まず、負債・持分の区分からみると、従来のFASB概念フレームワークに欠陥があったことが明らかになった。FASB概念フレームワークにおいては、負債が「発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲」(FASB[1985]par.35)と定義され、持分が残余と消極的に規定される(FASB[1985]par.49)ことから、負債でなければどんな項目も持分になるという考え方が採られていた。1990年討議資料が、かかる考え方を忠実に守ろうとしていたことは、第2章で述べたとおりである。しかし、その後の金融市場の進展にともなう金融商品の複雑化によって、このような考え方は変質を余儀なくされ、結果的に2000年公開草案においては、負債の定義を一部修正<sup>1</sup>せざるを得なくなった。その結果、株式発行により決済される義務の一部が持分ではなく負債と区分されるようになった。そこでは、決済に用いられた株式は「本質的に資産の代わりに用いられた」(FASB[2000a]par.139, FASB[2000b]par.3b)ことになっている。しかし、米国では、株式発行のもととなっている自己株式もしくは未発行株式は資産ではないとされている<sup>2</sup>から、かかる説明は矛盾しており、2000年公開草案で提示された負債の定義の修正と、それに伴って構築された負債・持分の区分規準は、概念フレームワークにおける負債を積極的に定義し、持分を残余と消極的に規定する構造からの乖離を示唆している。したがって、引き渡す対象物によって負債・持分を区分しようとする規準には限界があるものと考えられる。これは第3章で指摘

<sup>1</sup> 本研究では触れなかったが、FASB概念フレームワークにおいて負債の定義は、資産のマイナスと定義されているため、公開草案における負債の定義の修正は、それにとまなう資産の定義の再検討を要するはずであるが、「当審議会は負債の定義に関する限定的な修正を提案し、負債とその認識についての広範な再考の可能性を探求しているが、[SFAC1からSFAC7以外の]追加的な概念書を発行する予定は現在のところない」(Foster and Johnson[2001]p.1) ことから分かるように、FASBにおいては負債の定義の修正とそれに伴う負債の認識問題が例外的に検討されているだけで、資産の定義の修正に関する検討については、FASBは考えていないようである。

<sup>2</sup> 米国では、会計制度上、自己株式は未発行授権株式と同様に自己資本の減少として扱われる(APBO 9, par.28)。これはまた、米国の会計理論上の通説でもある。さらに、米国の会社法、とりわけ1977年1月1日に施行された改正カリフォルニア州会社法や、1980年に改正された模範事業会社法においては、自己株式概念が消滅し、自己株式の取得が自己資本の払戻と同じ扱いを受ける(伊藤[1996]256-259ページ、西田[1999]17-18ページ、19-20ページ)。

したとおりである。

すなわち、概念フレームワークでは、引き渡す対象物によって負債か持分かを定める負債・持分の区分規準が構築されていたが、対象物が引き渡される前に負債か持分かを決めてしまう必要性から、ある種の仮定、あるいは予測にもとづいて事前に区分しようとした。このことは、EITF 96-13においても、あるいは2000年公開草案においても現れていた構造である。しかし、仮定や予測は、結果と異なることもあり、その場合の対応として、前述の、「決済に用いられた株式は本質的に資産の代わりに用いられた」という説明(FASB [2000a]par.139, FASB [2000b]par.3b)が登場しているが、これが矛盾した説明であることもすでに述べたとおりである<sup>3</sup>。

また、かかる矛盾が生じることからも分かるように、負債の定義に関する、FASB [2000b]の変更は、きわめてピースミールの的なものであるといわざるを得ない。会計基準設定の必要性から概念フレームワークに手を加えることは、FASBが登場するまでにAPBが採用してきたピースミール・アプローチが概念フレームワークにまで及んでいる可能性を示唆するものであり、会計の憲法たる概念フレームワークの地位をFASB自ら掘り崩すようなものである。FASBは最近になって、概念フレームワークの必要性を力説してはいる(FASB [2001b], Foster and Johnson[2001])<sup>4</sup>ものの、概念フレームワーク・プロジェクト自体がピースミール・アプローチ化しているのであれば、かかる力説はさしたる説得力を持たないであろう。

負債の定義の修正とそれに伴う負債の認識問題の検討がFASBにとっていかに例外的な事項であっても(本章脚注1参照)、例外を認めてしまえばそれは例外ではなく前例になってしまう。よって、このような例外的なピースミール的変更を概念フレームワークの次元で認めてしまうと、「プライベートセクターの最後の砦」(津守[1985]9ページ)と呼ばれたFASBも、プライベートセクターとして失敗したAPBの二の舞いになりかねない<sup>5</sup>。

## (2) 分配可能利益計算における資本・利益の区分の重要性と、「取引事実主義」への回帰およびその厳格な適用

本研究は財務会計の利害調整機能を重視した研究であり、かかる機能のための分配可能利益計算に主眼を置いた研究であった。そこでは、資本・利益の区分が重要視される。そこでは「1円まで争い得る」(安藤[1991]3ページ)がゆえに、利害関係者を納得させるような客観性が要求される。したがって、取引という事実に基づいて会計処理を行うという

<sup>3</sup> COWの会計処理については、EITF 96-13 (EITF [1997]p.874D) と2000年公開草案 (FASB [2000a]) では、なにも変化は無いのであるから (FASB [2000c]p.28)、義務の決済に用いられた株式は資産の代わりに用いられているという説明が必要な現象は、すでにEITF 96-13でも現れていたことになる。

<sup>4</sup> なお、これらの文献は、FASBのホームページ(<http://accounting.rutgers.edu/raw/fasb/>)より入手している。

<sup>5</sup> APBの失敗の最大の原因は、概念アプローチを採用せず、ピースミールアプローチを採用したことにあつたとされている (Gellein[1986]p.13, Storey and Storey[1998]pp.45-46)。

「取引事実主義」の立場からの利益測定が要求される。本研究はその前提に立ち、POW取引と、COW取引の1つであるワラントの取引の会計処理問題を検討してきた。その結果、これらのオプション取引におけるオプション料の受取に関する取引と、当該オプション行使による株式発行ないしは株式買戻取引は、それぞれ別個の独立した取引と見るべきであり、それぞれについて資本・利益の区分を検討しなければならないことを論じ、そして前者の取引は損益取引、後者の取引は資本取引であることを論じた。これは第5章および第6章で言及したとおりである。

オプション取引においては、オプション料の受取と、その後のオプションの行使に伴う取引との間に、タイムラグがある。かかるタイムラグがあるにもかかわらず、オプション取引全体を1つの取引としてみなすこと自体に、限界があるものと考えられる。オプション料の受取取引は、その時点で、オプションの行使を待たずして1つの取引事実として完結しているのである。オプションの行使がなされるか否かは、オプション料の受取取引が発生した時点では不明である。当該オプションが行使されれば、さらに取引事実が1つ増えるが、オプションが行使されなければ取引は生じない。将来時点を予測してあたかもオプションが行使された（あるいは行使されなかった）かのようにオプション料を性格付けして会計処理することは、利害調整機能を重視する会計にとって重要な「取引事実主義」に反する会計処理である。本研究で会計の主機能と想定している利害調整機能を重視すれば、取引事実主義と、それに即した会計処理について再検討する必要があるだろう。

### （3）分配可能利益計算における現状の概念フレームワークの不完全性と「資本概念の揺らぎ」現象

財務会計の利害調整機能に基づく分配可能利益計算において資本・利益の区分が必要であることは、本研究で指摘したとおりである。いっぽう、FASB概念フレームワークでは、持分が残余して規定されるだけであり、その内訳項目については何の言及もない。かかる状況においては、実務上持分でなければ（あるいは負債でなければ）持分内部でどのように会計処理してもかまわないということにもなりかねない。そこで、持分内部の内訳項目の区分、とりわけ資本・利益の区分について検討する必要性を第4章で論じた。かかる検討からは、負債確定アプローチに依拠した現状の概念フレームワークが、分配可能利益算定には適していないことがわかる。

負債確定アプローチにおいて資本と利益の区分を考察しようとする、考察対象は負債にならなかった部分に限定される。したがって、第5章の第5-1図に示されるようなフローチャートのとおりになる。かかる状況では、負債確定アプローチをとる資産負債アプローチに沿った資本概念を検討しなければならないはずであるが、FASBは資本概念を一意的に定義しておらず（津守[1996]10-12 ページ参照）、一般に認められた会計原則による資本概念が、実務上採用されている<sup>6</sup>。しかし、FASBが資本概念を一意的に定義していない以上、各企業が実務上採用する資本概念が相違する可能性は否定できない。かかる資本概念の混乱現象は、利害調整機能に基づく分配可能利益計算においてはありうべから

<sup>6</sup> そうでなければ、実務上、アニュアル・レポートの株主持分計算書において、資本金、払込資本、留保利益などの持分の内訳項目に関する区分は、不可能のはずである。

ざることであるが、それは米国における「資本概念（資本と利益の区別）の揺らぎ現象」（安藤[1998]4ページ）にも通ずるものである。米国においては、資本概念の揺らぎが会社法にまで及んでおり、とくに1977年改正カリフォルニア州会社法や、それを手本にした（伊藤[1996]256ページ参照）1980年改正模範事業会社法といった、いわゆる「革新的会社法」において、資本概念の揺らぎが著しい（安藤[1998]4-6ページ）。日本でも、議員立法による2001年6月29日の商法改正において、自己株式取得規制の撤廃や「法定準備金制度の規制緩和」（江頭[2001]117ページ）といった点で、これらの革新的会社法に近づきつつあり、これまでの確固とした資本概念が日本でも揺らぎつつある。しかし、このように資本概念が揺らぐならば、どのように分配可能利益を算定するのであろうか。持分の内訳（とくに資本概念）を明示的に規定しない概念フレームワークの国際的な浸透は、こうした資本概念の揺らぎと、それに伴う「[利害調整]会計の空洞化」（安藤[1988]46ページ）を、国際的に伝播させる役割を有していることを指摘しておきたい。国際会計基準委員会が国際会計基準審議会に改組され、その影響力と強制力が増大するにつれて米国の影響力が増し、その結果として、米国発のかかる「会計の空洞化」は、一層強力に推し進められるであろう。

#### （4）株式会社会計の否定とその背景としての公正価値の過度利用

本研究では、第3章において、2000年公開草案における負債の定義の修正、および負債・持分の区分規準の内容と、その含意について検討した。その結果、FASBが1990年討議資料で提示した当初の概念フレームワークに沿った負債・持分の区分規準と異なる規準を、2000年公開草案で提示していることを明らかにした。2000年公開草案では従来の、引き渡す対象物にもとづいた規準に、「株主のリスクと便益」に依拠した、持分の区分規準が挿入されている。しかし、株主のリスクと便益とは、対象となっている金融商品の義務の、自社株式の市場価格との連動と、当該義務の株主の損益との同一性を含意している。すなわち、株式会社の会計が、負債・持分の区分の次元において、株主の会計と同一視されているのである。「株式会社会計は配当可能利益の情報産出を通じて自社株式の市場評価を基礎付け、修正するシステムであって、自社株式の市場評価に無条件に同調するシステムではない」（高寺[2001]54ページ）。よって、株式会社の会計を株主の会計と同一視しようとするこれらの負債・持分の区分規準は、株式会社会計の否定をも含意しているのである。

かかる株式会社会計の否定現象<sup>7</sup>は、FASBの企業結合会計の新しい会計基準（SFAS141・SFAS142）に、より一層顕著にみられる。FASBは、これらの基準に先立つ公開草案『企業結合と無形資産－暖簾の会計』において、企業結合によって生じる暖簾（goodwill）については、償却せず、減損を行うよう定めている（FASB[2001a]par.9）。公開草案でFASBは、暖簾非償却法の論拠として、「買入暖簾が内生暖簾によって置き換えられる」（FASB[2001a]par.69）ことを挙げている。すなわち、買入暖簾が償却さ

<sup>7</sup> こうした株式会社会計の否定現象の背景には、会計における財務論の浸透が挙げられるものと思われるが、財務論と会計の関係に関する具体的な考察については、今後の検討課題としたい。

れば、内生暖簾がその分だけ増加するというのである。これを仕訳で示すと（高寺[2001]52-53 ページ参照）、

(借方) 買入暖簾の未実現減損	10	(貸方) 買入暖簾	10
(借方) 内生暖簾	10	(貸方) 内生暖簾の未実現開発益	10

となり、買入暖簾評価損と内生暖簾の未実現開発益が相殺しあって、損益は差引ゼロとなる。しかし、内生暖簾とは、自社株式の市価と簿価の差で表される（FASB[2001a]par.69を参照）ため、内生暖簾の未実現開発益とは、自社株式の時価の増加、すなわち自社株式の未実現評価益である（高寺[2001]49 ページ）。株式を発行している企業がかかるキャピタル・ゲインを生暖簾の未実現開発益として認識することは、株式会社会計を株主の会計と同一視するものであり、「株式会社会計の存在理由に反することになる」（高寺[2001]54 ページ）。

このように、株式の市場価値に極度に依存した会計基準が作成される背景には、公正価値の過度利用があるものと考えられる。株主リスクに依拠した負債・持分の区分規準では、株主のリスクと便益が、貨幣的価値という概念で測定されている。しかし、貨幣的価値は、「現在の市場の状況に対する変化がないと仮定した場合に、満期時における義務の決済において、その金融商品要素のホルダーに引渡されるであろう価値の金額」を指す（FASB[2000a]par.6）ことからわかるように、当該価値は義務の性質と株式の市場価値（公正価値）に依拠して決定される。すなわち、負債・持分の区分が問題となる義務の、株式の市場価値との連動が、負債・持分の区分規準となっている。これは、会計の株式市場への従属を意味する。同じことは企業結合会計に関するFASBの会計基準にも当てはまる。内生暖簾の認識と内生暖簾の未実現開発益の計上は、自社株式に関するキャピタル・ゲインを当該会社が認識することを意味し、市場価格に会計が振り回される結果を招く<sup>8</sup>。

かかる会計の市場への従属現象は、「市場に従属した会計から『市場（価格）統治』の会計へ」（高寺[2000]114 ページ）の進化という、会計の歴史に逆行することを意味している。そして、かかる現象は、会計の存在意義を、「市場の従属物」という地位に貶めることになる。

このように、資本概念が明示的に規定されない概念フレームワークが国際的に浸透し会計の空洞化が進み、さらに、会計基準設定団体自体が公正価値の過度利用によって自らの概念フレームワークのピースミール化を招き、会計の存在意義をさらに低下させるような会計基準を作成している現状を踏まえたうえで、本研究では、財務会計の利害調整機能にとって重要な資本・利益の区分を検討する必要性と、取引事実主義に基づく会計処理の必要性を論じてきたのである。そして、かかる検討は、情報提供機能のさらなる浸透によって今後さらに推し進められるであろう会計の地位低下を防ぎ、帳簿記入から複式簿記へ、

<sup>8</sup> 高寺[2001]はこのことを、「株式会社会計を自社株式の市場評価修正システムから市場評価同調システムへ変身させると、犬がしっぽを振るのを止めて、しっぽが犬を振るのと同じ事態を引き起こすことになりかねない」（高寺[2001]54 ページ）と表現している。

そして複式簿記から会計へ (Littleton[1933]p.368) と、長い時間をかけて醸成されてきた会計の存在意義を回復するための対抗論理の模索でもある。

## II 今後の課題

しかし、本研究には、今後に残された課題もいくつかある。それらのうち、筆者が認識している課題を、さしあたり4点指摘しておきたい。

### (1) 負債・持分の区分の必要性に関する問題

まず、負債・持分の区分の必要性に言及しなければならないであろう。本研究では、それを所与としているが、実際には、かかる区分を放棄すべしとする見解もある。たとえば、FASB 1990年討議資料においては、負債・持分の区分を放棄する見解が提示されている (FASB[1990]pars.220-228)。また、Kimmel and Warfield も、償還優先株式について、負債や持分といった1つのカテゴリーに画一的に区分をするべきではないと論じる (Kimmel and Warfield[1993]pp.33-40)。かかる見解では、「財産= (貸借対照表の全体を示す)持分」 (Paton[1922]p.53) という、Patonの会計等式が引き合いに出される。Anthonyは「負債と株主持分の類似性」に鑑み、「負債と株主持分の間には明確な一線を引くことにこだわる必要はない」と主張する (Anthony[1983]pp.99-101 ; Anthony[1984]p.83-85)。これと同様の見解がPope and Puxtyにもみられ、「負債証券と持分証券の間には、概念上、経済的な相違はない」 (Pope and Puxty[1991]p.900) として、「[...]経済理論から見ると、会社法や会計において負債と持分の間には明確な区分がなされていることを正当化する理由は存在しない」 (Pope and Puxty[1991]p.909) と主張している<sup>9</sup>。

また、負債・持分の区分に疑問を投げかける見解も存在する。たとえば、西川[1992]は、「[国際決済銀行の自己資本比率規制における]自己資本比率等を持出す迄も無く、負債と自己資本との境界は可成曖昧に思える」と述べ、「[貸借対照表の貸方を]負債と自己資本の2つに峻別して表示す可しと言う通説の存在根拠は、経済的要因からでは説明が付かぬ様に思われる」と、負債と持分の区分に対する疑問を投げかけている (西川[1992]51 ページ)<sup>10</sup>。

このような負債・持分の区分を放棄する見解や、負債・持分の区分に疑問を投げかける

<sup>9</sup> このような負債・持分の区分を放棄する見解に対する批判は、Clark[1993]においてなされている。Clarkは、財務論の実証研究の成果をもとに、意思決定有用性の見地から負債・持分の区分の必要性を説いている (Clark[1993]pp.15-26)。なお、Clark[1993]の詳細については、梶田[1997c]111-117 ページを参照。

<sup>10</sup> 西川[1992]では、3つの例が挙げられており、「無担保永久劣後債と累積的非参加の優先株とでは、[...]有価証券としての経済的機能に殆ど差が無かろう。親会社に完全所有された子会社の場合、親会社の投融資を負債と自己資本とに分けることに何程の意味があろう。引当金も積立金も、維持す可き資本には影響を及ぼさない為のリザーブと言う点で、又、内部留保の資金源泉を示す点で、同質と言えよう」 (西川[1992]52 ページ) と述べられている。

見解を無視することはできず、かかる問題は今後の検討課題とせざるを得ないであろう。

#### (2) 「会計の政治化」と基準設定機関の変質が計算構造に及ぼす影響

本研究で行った検討は、主に計算構造論からの検討であり、その計算構造に影響を及ぼしうるとみられる、各種利害関係者（投資家、財務アナリスト、企業、債権者、政府、議会など）の思惑や行動の、会計基準設定活動への影響については検討していない。たとえば、第2章および第3章では、FASBの1990年討議資料や2000年公開草案が検討されているが、FASBが採るデュー・プロセスの帰結として企業のロビイング活動や議会等の政治的介入といった「会計の政治化」（Solomons[1978]p.65）が生じるのは不可避であり（大石[2000]120-122 ページ参照）、ゆえに、それらの討議資料や公開草案が会計の政治化の結果としてどのように登場し、それらの討議資料や公開草案での考え方がどのように変質し、さらに基準書として結実するののかについては、今後の検討課題としなくてはならない。また、FASBは基準設定機関であり、理論を構築している機関ではない。したがって、FASBは外的要因に動かされるし、また、FASBの構成メンバーが変更されれば、それに伴いFASBの考え方も変質していくし、かつて「会計の憲法」（FASB [1976a]par.4）とうたわれた概念フレームワークの位置付けも、変質していく可能性がある。このようなFASBの方針転換についても検討しなければならないであろう。

#### (3) 現状のFASB概念フレームワークの欠陥の源泉に対する解釈

3つ目に指摘しておきたいのは、現状のFASB概念フレームワークの欠陥<sup>11</sup>の源泉に対する解釈の問題である。第3章では、元来のFASB概念フレームワークの欠陥を、負債・持分の区分という視点から指摘した。しかし、かかる欠陥の源泉が現状の概念フレームワークの不完全性にあるのか、それとも負債確定アプローチに依拠したFASB概念フレームワークそのものの構造的欠陥にあるのか、ということについては、言及していない。すなわち、かかる欠陥は今後修復可能となるものなのか、それとも修復不可能なものなのか、といった問題である。概念フレームワーク・プロジェクトの将来の進展に伴って、かかる欠陥が解消されるものなのか、それとも現状の概念フレームワークにどのような修正を施してもかかる欠陥が解消されないものなのか。かかる問題についての検討は、今後の検討課題となるであろう。

#### (4) 利益計算論への展開

最後になるが、本研究は、負債・持分の区分や資本・利益の区分といった、貸方における「区分問題」に特化した研究であった。しかし、これらの区分問題は、本来利益計算論

---

<sup>11</sup> そもそもFASB概念フレームワークには、包括利益概念と稼得利益概念の問題や、測定の問題などといった、資産負債アプローチと収益費用アプローチの対立に関わる欠陥がある。とりわけ測定の問題は、概念フレームワークにおける「アキレス腱」（津守[1990a]59ページ）と評されている。これらの欠陥の背景には、資産負債アプローチを志向するFASBに対して、収益費用アプローチを支持する実務界からの激しい反対による、実務との妥協があった（津守[1988]97-106ページ、津守[1990b]28-41ページ）ことは、すでに指摘されている通りである。



につながるものである。貸方の区分に関する本研究を、さらに完全に近づけるためには、これらの区分問題を手がかりに、利益計算に関する問題領域へと議論を展開していかなければならないであろう。

以上の4点は、計算構造においてさらに踏み込んだ考察を要する問題や、計算構造にとどまらない考察を要する問題である。しかし、筆者が認識しているこれらの問題の他にも、さまざまな課題が存在することも考えられる。これらのさらに高次の問題に向かって挑戦していく次第であるので、忌憚のない御意見・御批判を読者諸賢に仰ぐ次第である。

## 参考文献

- ・新井清光[1991]『新版財務会計論(第2版)』中央経済社。
- ・新井清光[1996]「会計制度上の課題としての「資本」と「利益」の区別」『企業会計』第48巻第1号、18-26ページ。
- ・新井清光[1998]『現代会計学[第4版]』中央経済社。
- ・安藤英義[1988]「簿記および会計の空洞化」『企業会計』第40巻第9号、43-48ページ。
- ・安藤英義[1991]「日本の会計とアメリカの会計」『税経セミナー』第36巻第16号、2-7ページ。
- ・安藤英義[1996]「会計の機能と会計制度」『企業会計』第48巻第5号、17-22ページ。
- ・安藤英義[1998]「アメリカで揺らぐ資本概念（資本と利益の区別）」『会計』第153巻第1号、1-13ページ。
- ・安藤英義[2000]「会計の進展と簿記の混乱」森田哲彌編著『簿記と企業会計の新展開』中央経済社、19-32ページ。
- ・伊藤邦雄[1996]『会計制度のダイナミズム』岩波書店。
- ・井上良二[1995]『財務会計論』新世社。
- ・今福愛志・田中建二[2001a]「資産の取得と決済方法の変化」『企業会計』第53巻第8号、60-66ページ。
- ・今福愛志・田中建二[2001b]「負債と資本の区分再考」『企業会計』第53巻第9号、103-108ページ。
- ・上田幸則[1994]「F A S Bの負債概念と持分概念の検討方向」『同志社大学大学院商学論集』第29号、172-197ページ。
- ・江頭憲治郎[2001]「法定準備金制度の規制緩和」『ジュリスト』第1206号、117-121ページ。
- ・大石桂一[2000]『アメリカ会計規制論』白桃書房。
- ・大藪俊哉[1998]『簿記の計算と理論』税務研究会出版局。
- ・荻茂生・川本修司[1997]『デリバティブの会計実務』中央経済社。
- ・大日方隆[1991]「新株発行の会計処理」『産業経理』第51巻第1号、93-100ページ。
- ・加井久雄[1997]「転換社債の区分経理における実質優先の論理」『産業経理』第57巻第3号、135-143ページ。
- ・椛田龍三[1996a]「自己株式を対象としたプット・オプションの会計問題」『旬刊経理情報』第788号、30-35ページ。
- ・椛田龍三[1996b]「負債と持分の区分の会計問題」『日本文理大学商経学会誌』第15巻第1号、29-56ページ。
- ・椛田龍三[1997a]「日米における自己株式会計の相剋」『産業経理』第56巻第4号、54-62ページ。
- ・椛田龍三[1997b]「デリバティブと自己株式会計」『会計』第151巻第5号、33-46ページ。
- ・椛田龍三[1997c]「優先株式：財務と会計」『日本文理大学商経学会誌』第16巻第1号、103-128ページ。
- ・椛田龍三[1999]「デリバティブと資本会計」『会計』第155巻第3号、31-43ページ。

- ・ 桃田龍三[2000]「負債と資本の区分の会計問題」『日本文理大学商経学会誌』第 18 巻第 2 号、1-30 ページ。
- ・ 黒田全紀[1991]「新株引受権付社債発行の会計処理について」『会計』第 140 巻第 5 号、1-15 ページ。
- ・ 古賀智敏[1996]『デリバティブ会計』森山書店。
- ・ 小宮山賢[1993]「新株引受権付社債と転換社債の発行者側の会計処理の諸問題」、安藤英義・新田忠誓編『会計学研究』中央経済社、105-123 ページ。
- ・ 桜井久勝[2001]「簿記・会計の役割」日本簿記学会第 17 回大会統一論題『21 世紀を展望したグローバル社会における簿記・会計の役割と課題』報告要旨、2-3 ページ。
- ・ 柴健次[1999]『自己株式とストック・オプションの会計』新世社。
- ・ 須田一幸[2000]『財務会計の機能』白桃書房。
- ・ 醍醐聰[1985]「財務会計基準の形成原理」『会計』第 128 巻第 4 号、16-33 ページ。
- ・ 醍醐聰[1994]「新株引受権の会計処理」『税経セミナー』第 39 巻第 3 号、10-15 ページ。
- ・ 高須教夫[1996]『連結会計論』森山書店。
- ・ 高寺貞男[2000]『「市場統治」の会計の潜勢態』『会計』第 158 巻第 3 号、111-118 ページ。
- ・ 高寺貞男[2001]「のれん償却の止揚と現在価値概念の過度利用」『大阪経大論集』第 52 巻第 2 号、47-55 ページ。
- ・ 武田隆二[1982]『簿記Ⅲ 一株式会社会計一[改訂版]』税務経理協会。
- ・ 田中建二[1977]「アメリカにおけるリース会計の展開」『経済集志』第 47 巻第 2 号、198-216 ページ。
- ・ 津守常弘[1985]「F A S B 『基礎的概念構造プロジェクト』の到達点と問題点」『企業会計』第 37 巻第 11 号、4-12 ページ。
- ・ 津守常弘[1988]「会計基準設定の現代的特徴と方向 (二・完)」『会計』第 133 巻第 2 号、91-108 ページ。
- ・ 津守常弘[1990a]「米国における利益概念の変化とその問題性」『立命館経営学』第 28 巻第 6 号、23-60 ページ。
- ・ 津守常弘[1990b]「F A S B 『概念的枠組』の形成と測定属性の問題」『会計』第 137 巻第 6 号、22-43 ページ。
- ・ 津守常弘[1991]「アメリカ会計原則設定史の歴史的教訓」『J I C P A ジャーナル』第 426 号、41-45 ページ。
- ・ 津守常弘[1996]「財務会計の『概念的フレームワーク』の特徴と理論的問題点」日本会計研究学会スタディ・グループ (主査：津守常弘)『会計の理論的枠組みに関する総合的研究(中間報告)』3-14 ページ。
- ・ 徳賀芳弘[1981]「現代アメリカにおける負債会計の考察」『経済論究』第 53 号、115-148 ページ。
- ・ 徳賀芳弘[1982]「アメリカにおける負債概念の変化に関する一考察(1)」『経済論究』第 55 号、43-75 ページ。
- ・ 徳賀芳弘[1985]「M. ムーニッツ稿『負債概念の変化』」『海外事情研究』第 13 巻第 1 号、87-98 ページ。

- ・徳賀芳弘[1994]「伝統的な負債概念から新しい負債概念へ」『企業会計』第46巻第8号、67-74ページ。
- ・徳賀芳弘[1997a]「負債と資本の区分(1)」『企業会計』第49巻第7号、110-112ページ。
- ・徳賀芳弘[1997b]「A/L view 採用の制度的帰結」日本会計研究学会スタディ・グループ(主査・津守常弘)『会計の理論的枠組みに関する総合的研究(最終報告)』97-106ページ。
- ・徳賀芳弘[2000]「負債会計と資本会計」井上良二編著『制度会計の論点』税務経理協会、91-99ページ。
- ・中村忠[1980]「条件付持分資金調達 of 会計問題」『一橋論叢』第83巻第1号、1-14ページ。
- ・中村忠[1993]『新訂現代会計学』(第22版)白桃書房。
- ・名越洋子[1995]「新株引受権付社債の会計問題」『会計』第147巻第4号、121-131ページ。
- ・名越洋子[1999a]「会計理論からみたストック・オプションの本質」ストック・オプション等株式関連報酬制度研究委員会編『ストック・オプション等の会計をめぐる論点』企業財務制度研究会、213-240ページ。
- ・名越洋子[1999b]「複合金融商品の会計問題」醍醐聰編著『国際会計基準と日本の企業会計』中央経済社、149-159ページ。
- ・西川登[1992]「近世会計実務から見た現代会計理論」『経済論叢』第150巻第1号、42-56ページ。
- ・西田博[1999]「米国における法的資本制度・分配規制・会計規定」『経済論叢』第164巻第6号、1-40ページ。
- ・野口晃弘[1994]「条件付新株発行の会計」中村忠編著『財務会計と制度会計』白桃書房、159-172ページ。
- ・野口晃弘[1999]『条件付持分証券の会計』新世社。
- ・広瀬義州[1995]『会計基準論』中央経済社。
- ・藤井秀樹[1996]「金融商品の会計基準(草案)にみる『会計の情報化』」安藤英義編著『会計フレームワークと会計基準』中央経済社、254-276ページ。
- ・藤井秀樹[1997]『現代企業会計論』森山書店。
- ・藤井秀樹[2000]「制度会計の基礎概念」井上良二編著『制度会計の論点』税務経理協会、29-48ページ。
- ・万代勝信[2000]『現代会計の本質と職能』森山書店。
- ・弥永真生[1998]『デリバティブと企業会計法』中央経済社。
- ・山地範明[1997]『連結会計の生成と発展』中央経済社。
- ・ヴァルター・ブッセ・フォン・コルベ[1993]「新株引受権付社債の会計処理」黒田全紀編著『ドイツ財務会計の論点』同文館、149-183ページ。
  
- ・American Accounting Association[1966] *A Statement of Basic Accounting Theory*, American Accounting Association. (飯野利夫訳『アメリカ会計学会・基礎的会計理論』国元書房、1969年)

- American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee[1993] "Response to the FASB Discussion Memorandum 'Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both' ," *Accounting Horizons*, Vol.7,No.3,pp.105-113.
- American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee[1999] "Comment Letter on the F A S B : Liability and Equity," *Accounting Horizons*, Vol.13,No.3,pp.305-307.
- American Institute of Certified Public Accountants[1993-1999]*Accounting Trends & Techniques*, 47-53th ed.
- Anthony, R.N.[1983] *Tell it like it was: A conceptual framework for financial accounting*, Richard D. Irwin, Inc.
- Anthony, R.N.[1984] *Future Directions for Financial Accounting*, Dow Jones-Irwin. (佐藤倫正訳『アンソニー財務会計論』白桃書房、1989年)
- Australian Accounting Research Foundation[1992]*Definition and Recognition of the Elements of Financial Statements*, Statement of Accounting Concepts No.4.
- Barle, A.A.and G.C.Means[1932] *The Modern Corporation and Private Property*, The MacMillan Company.(北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂書店、1958年)
- Beier, R. J .,and R.H.Herz[1997] "Accounting for 'Free Standing' Interest Rate, Commodity, and Currency Derivatives—Futures, Forwards, Swaps, and Options" ,in *Accounting for Derivatives*, ed.by R.E.Perry,Irwin,pp.25-92.
- Bentley, H.C.[1911] *Science of Accounts*, The Ronald Press Company.
- Busse von Colbe, Walter[1987] "Handelsrechtliche Bilanzierung von Optionsanleihen und Optionsrechtsentgelten aus betriebswirtschaftlicher Sicht," in : Walther Busse von Colbe, Bernald Großfeld,Karl-Ludwig Kley,Klaus-Peter Martens und Klaus G.Schlede(Hrsg.), *Bilanzierung von Optionsanleihen im Handelsrecht*, S.47-82.
- Chen, A.H.,and J.W.Kensinger[1988] "Puttable Stock : A New Innovation in Equity Financing," *Financial Management*, Vol.17,No.1,pp.27-37.
- Clark, M. W. [1993] "Entity Theory, Modern Capital Structure Theory, and the Distinction between Debt and Equity," *Accounting Horizons*, Vol.7, No.3, pp.14-31.
- Dixie Yarns, Inc.[1993-1995] *Annual Report*.
- Dow Jones and Company, Inc.[1998-1999] *Annual Report*.
- Emerging Issues Task Force[1987] *Sale of Put Option on Issuer's Stock*, Issue Summary/ Minutes, Issue No.87-31.
- Emerging Issues Task Force[1988] *Put Warrants*, Issue Summary/Minutes, Issue No.88-9.
- Emerging Issues Task Force[1995]*Accounting for Financial Instruments Indexed to, and Potentially Settled in, a Company' s Own Stock*, Issues No.94-7, in *EITF Abstracts : A Summary of Proceedings of the FASB Emerging Issues Task Force, as of September 19,1996*, ed. by Financial Accounting Standards Board, pp.775-776A.

- Emerging Issues Task Force[1996]*Sale of Put Option on Issuer' s Stock that Require or Permit Cash Settlement*, Issues No.96-1,in *EITF Abstracts : A Summary of Proceedings of the FASB Emerging Issues Task Force, as of September 19,1996*, ed. by Financial Accounting Standards Board,pp.843-844.
- Emerging Issues Task Force [1997]*Accounting for Derivatives Financial Instruments Indexed to, and Potentially Settled in,a Company' s Own Stock*, Issues No.96-13, in *EITF Abstracts : A Summary of Proceedings of the FASB Emerging Issues Task Force, as of September 23-24,1998*, ed. by Financial Accounting Standards Board,pp.871-874G.
- Esquerré, P.J.[1914] *The Applied Theory of Accounts*, The Ronald Press Company.
- Financial Accounting Standards Board[1976a] *Scope and Implications of the Conceptual Framework Project*.(森川八州男監訳, 小栗崇資・佐藤信彦・原陽一共訳『現代アメリカ会計の基礎概念』白桃書房, 1988年)
- Financial Accounting Standards Board[1976b] *an analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting : Elements of Financial Statements and Their Measurement*, Discussion Memorandum. (津守常弘監訳「FASB財務会計の概念フレームワーク」中央経済社、1997年)
- Financial Accounting Standards Board[1978] *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, Statement of Financial Accounting Concepts No.1. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念(改訳新版)』中央経済社, 1994年)
- Financial Accounting Standards Board[1980] *Qualitative Characteristics of Accounting Information*, Statement of Financial Accounting Concepts No. 2. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念(改訳新版)』中央経済社, 1994年)
- Financial Accounting Standards Board[1985]*Elements of Financial Statement*, Statement of Financial Accounting Concepts No.6.(平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念[改訳新版]』中央経済社、1994年)
- Financial Accounting Standards Board[1990]*An Analysis of Issues Related to Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both*, Discussion Memorandum.
- Financial Accounting Standards Board[1991] *An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy and Procedures*, Discussion Memorandum.
- Financial Accounting Standards Board[1993] *Accounting for Stock-Based Compensation*, Exposure Draft.
- Financial Accounting Standards Board[1995] *Consolidated Financial Statement: Policy and Procedures*, Exposure Draft.
- Financial Accounting Standards Board[1999] *Consolidated Financial Statements : Purpose and Policy*, Exposure Draft(Revised).
- Financial Accounting Standards Board[2000a] *Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both*, Exposure Draft.
- Financial Accounting Standards Board [2000b] *An amendment of FASB Concepts*

*Statement No. 6, Exposure Draft.*

- Financial Accounting Standards Board[2000c] *Analysis of Impact of FASB Statement No. 1XX, Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both, on EITF Issues.*
- Financial Accounting Standards Board[2001a] *Business Combinations and Intangible Assets - Accounting for Goodwill, Exposure Draft(Revised).*
- Financial Accounting Standards Board[2001b] "Conversations with Constituents – Why the Conceptual Framework Is Important," *Status Report* (August 31, 2001).
- Foster, J. M. and L. T. Johnson[2001] "Why Does the FASB Have a Conceptual Framework?," *Understanding the Issues*, Financial Accounting Standards Board.
- Gellein, O. S. [1986] "Financial Reporting: The State of Standard Setting, " in *Advances in Accounting*, Vol.3, ed. by B. N. Schwartz, pp.3-23.
- General Mills, Inc.[1994-1999] *Annual Report.*
- Gerber Products Company[1993] *Annual Report.*
- Gillette Co.[1997-1999] *Annual Report.*
- Holt, W. A. and E. L. Morris[1934] "Some Aspects of Reacquired Stock, 1931-1933," *Harvard Business Review*, Vol.12, No.4, pp.505-510.
- International Accounting Standards Committee[1989] *The Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements.* (日本公認会計士協会国際委員会訳『国際会計基準書 2001』同文館、2001年、19-41 ページ)
- Kerr, J. St. G [1984] *The Definition and Recognition of Liabilities*, Accounting Theory Monograph No.4, Australian Accounting Research Foundation. (徳賀芳弘訳『負債の定義と認識』九州大学出版会、1989年)
- Kerr, J. St. G. [1989] *The Concept of Equity in Financial Accounting*, Australian Accounting Research Foundation.
- Kimmel, P. and T. D. Warfield[1993] "Variation in Attributes of Redeemable Preferred Stock : Implications for Accounting Standards," *Accounting Horizons*, Vol.7, No.2, pp.30-40.
- King, T.E., A. K. Ortgren and R. M. King[1990] "A Reassessment of the Allocation of Convertible Debt Proceeds and the Implications for Other Hybrid Financial Instruments," *Accounting Horizons*, Vol.4, No.3, pp.10-19.
- Littleton, A. C. [1933] *Accounting Evolution to 1900*, The American Institute Publishing Co., Inc. (片野一郎訳『リトルトン会計発達史[増補版]』同文館、1978年)
- Mapco Inc.[1996-1997] *Annual Report.*
- Maytag Corporation[1997-1999] *Annual Report.*
- McCullers, L. D.[1971] "An Alternatives to A P B Opinion No. 14", *Journal of Accounting Research*, Vol.9, No.1, pp.160-164.
- McDonald's Corporation[1992-1999] *Annual Report.*
- McInnes, W. M., P. R. Draper and A. P. Marshall[1991] "Accounting for Convertible Loan Stock: A Decomposition Approach," *Accounting and Business Research*, Vol.21,

- No.83, pp.253-263.
- Melcher, B [1973] *Stockholders' Equity*, Accounting Research Study No.15, American Institute of Certified Public Accountants.
  - Miller, P. B. W., R. J. Redding, and P. R. Bahnson [1998] *The FASB : The People, the Process, and the Politics*, 4th ed., Irwin/McGraw-Hill. (高橋治彦訳『F A S B : 財務会計基準審議会』同文館、1989年)
  - Montgomery, R. H. [1912] *Auditing Theory and Practice*, Ronald Press.
  - Moonitz, M. [1960] "The Changing Concept of Liabilities," *The Journal of Accountancy*, Vol.109, No. 5, pp.41-46.
  - Nair, R. D., L. E. Rittenberg and J. J. Weygandt [1990] "Accounting for Redeemable Preferred Stock : Unresolved Issues," *Accounting Horizons*, Vol.4, No.2, pp.33-41.
  - New York Times Company [1994-1998] *Annual Report*.
  - Paton, W. A. [1919] "Some Phase of Capital Stock," *The Journal of Accountancy*, Vol.27, No. 5, pp.321-335.
  - Paton, W. A. [1922] *Accounting Theory*, The Ronald Press Company.
  - Pope, P. F. and A. G. Puxty [1991] "What is Equity? New Financial Instruments in the Interstices between the Law, Accounting and Economics," *The Modern Law Review*, Vol.54, No.6, pp.889-911.
  - Potlatch Corporation [1995-1999] *Annual Report*.
  - Rueschhoff, N. G. [1978] "The Evolution of Accounting for Corporate Treasury Stock in the United States," *The Accounting Historians Journal*, Vol.5, No.1, pp.1-7.
  - Sanders, T. H., H. R. Hatfield and U. Moore [1938] *A Statement of Accounting Principles*, Haskins and Sells Foundations, Inc. (山本繁・勝山進・小関勇訳『SHM 会計原則』同文館、1979年)
  - Schneider, D. K., and M. G. McCarthy [1995] "Put Option Written on an Enterprise's Own Stock : Accounting for a Popular Derivative," *The Journal of Corporate Accounting and Finance*, Spring 1995, pp.19-30.
  - Securities and Exchange Commission [1979] "Presentation in Financial Statements of 'Redeemable Preferred Stocks' ," Accounting Series Release No.268, *SEC Docket*, Vol.17, No.20, pp.1412-1419.
  - Sheldahl, T. K. [1982] "Reporting Treasury Stock as an Asset: Law, Logic, and Economic Substance," *The Accounting Historians Journal*, Vol.9, No.2, pp.1-23.
  - Solomons, D. [1978] "The Politicization of Accounting," *The Journal of Accountancy*, Vol.146, No.5, pp. 65-72.
  - Sorter, G. H. [1969] "An 'Events' Approach to Basic Accounting Theory," *Accounting Review*, Vol.44, No.1, pp.12-19.
  - Sprouse, R. T. [1966] "Accounting for What—You—May—Call—Its," *The Journal of Accountancy*, Vol.121, No.4, pp. 45-53.
  - Sprouse, R. T. and M. Moonitz [1962] *A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises*, Accounting Research Study No. 3, American Institute of



- Certified Public Accountants. (佐藤孝一・新井清光訳『アメリカ公認会計士協会・会計公準と会計原則』中央経済社、1962年)
- Storey, R. K. and S. Storey[1998] *The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*, Special Report, Financial Accounting Standards Board. (企業財務制度研究会訳『財務会計の概念および基準のフレームワーク』中央経済社、2001年)
  - Sunley, W. T.[1915] "Treasury Stock," *The Journal of Accountancy*, Vol.20, No. 6, pp.424-429.
  - Tandy Corporation[1998-1999] *Annual Report*.
  - The Boeing Company[1992-1994] *Annual Report*.
  - Times Mirror Company[1996-1999] *Annual Report*.
  - Tweedie, D.P. and G. Whittington[1990] "Financial Reporting: Current Problems and Their Implications for Systematic Reform," *Accounting and Business Research*, Vol.21, No.81, pp.87-102.
  - Union Carbide Corporation[1993-1997] *Annual Report*.
  - U S T Inc.[1995-1997] *Annual Report*.
  - Williams Companies, Inc.[1997-1998] *Annual Report*.
  - Wishon, K.[1985] "A New Approach to Emerging Accounting Issues," *Financial Executive*, Vol. 1, No. 4, pp.45-49.
  - WMX Technologies, Inc.[1994-1996] *Annual Report*.
  - Woods III, C. C. and H. G. Bullen[1989] "An Overview of the FASB's Financial Instruments Project," *Journal of Accountancy*, Vol.168, No.5, pp.43-47.
  - Xerox Corporation[1996-1999] *Annual Report*.